



始



432

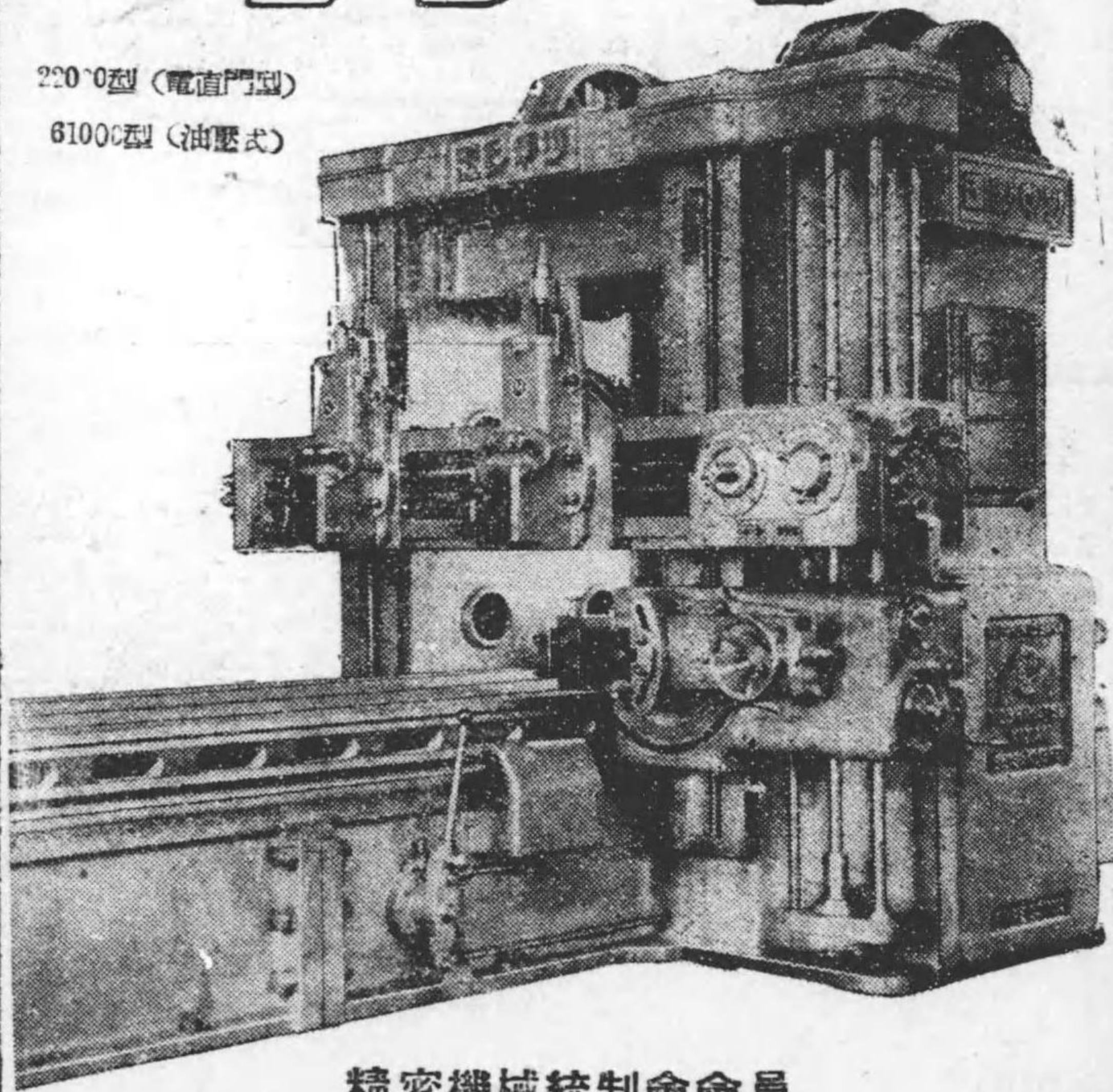
編部版出社信通業工

鑑名會制統

行發社信通業工

# ヨシマツ プレーナー

2200型 (電直門型)  
6100C型 (油壓式)



精密機械統制會會員

## 吉松機械製作所

第一工場 大阪市旭區今福中二丁目三五 電話 旭三七四八番  
第二工場 大阪市旭區今福町一五七 電話 旭三〇〇三番  
第三工場 大阪市西淀川區加島町九三九 電話 豊島(45)五一九三番

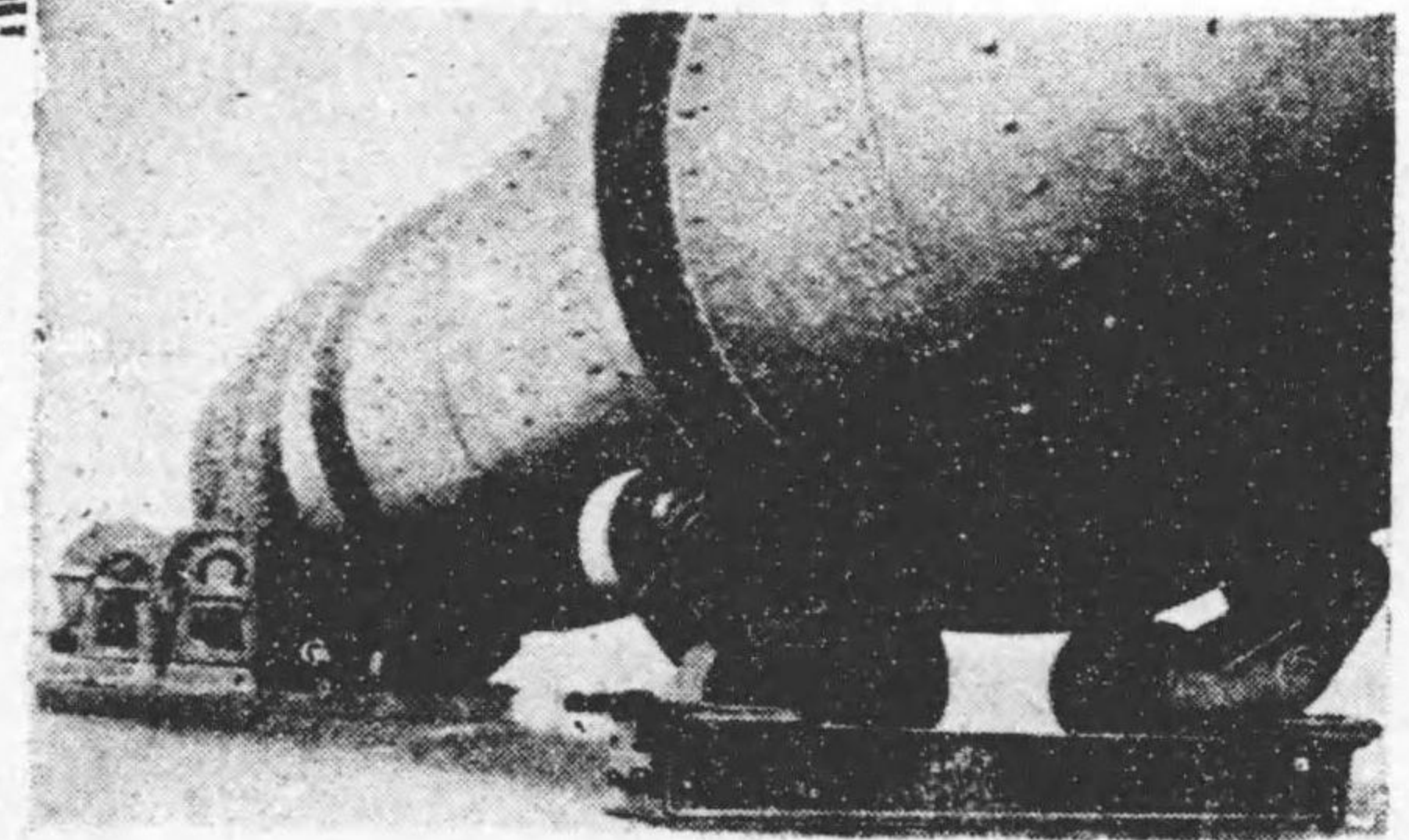
持208  
228

# 創業二十年 大野の化学機械

営業三大種目

- 1 化学機械
- 2 水産機械
- 3 油脂機械

特長  
基礎的化學實驗  
室及實驗装置完  
備ニ御要求ノ諸  
條件ノミヲ以テ  
適切ナル機械乃  
至装置ヲ立案・  
設計・製作ス



泥漿乾燥機

(氷晶石・化鐵礦・沈澱銅其他ノ泥漿)



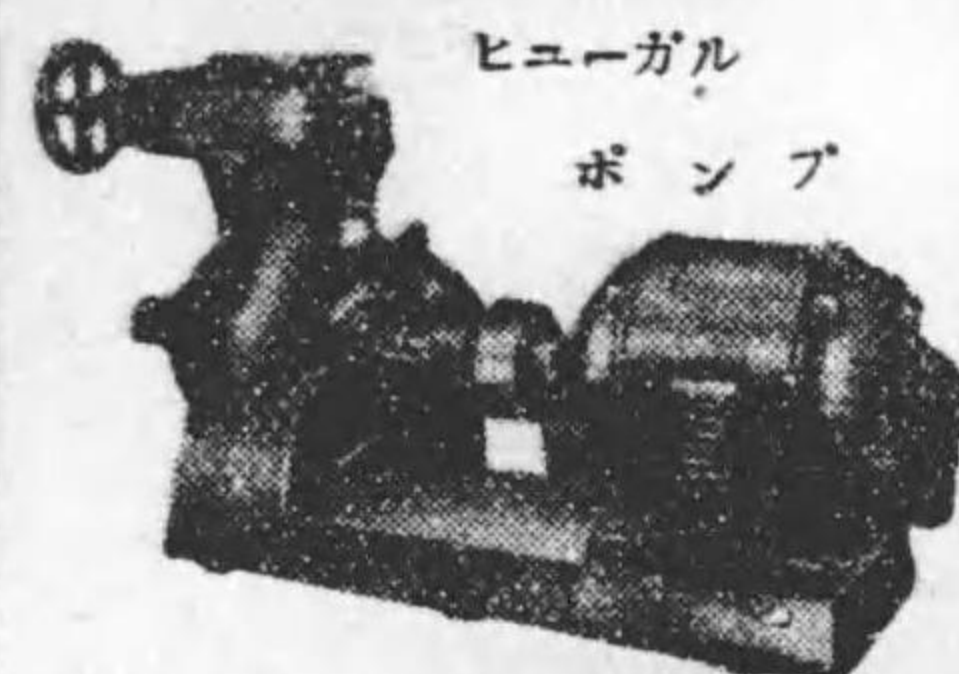
大野化学機械株式會社

一手販賣

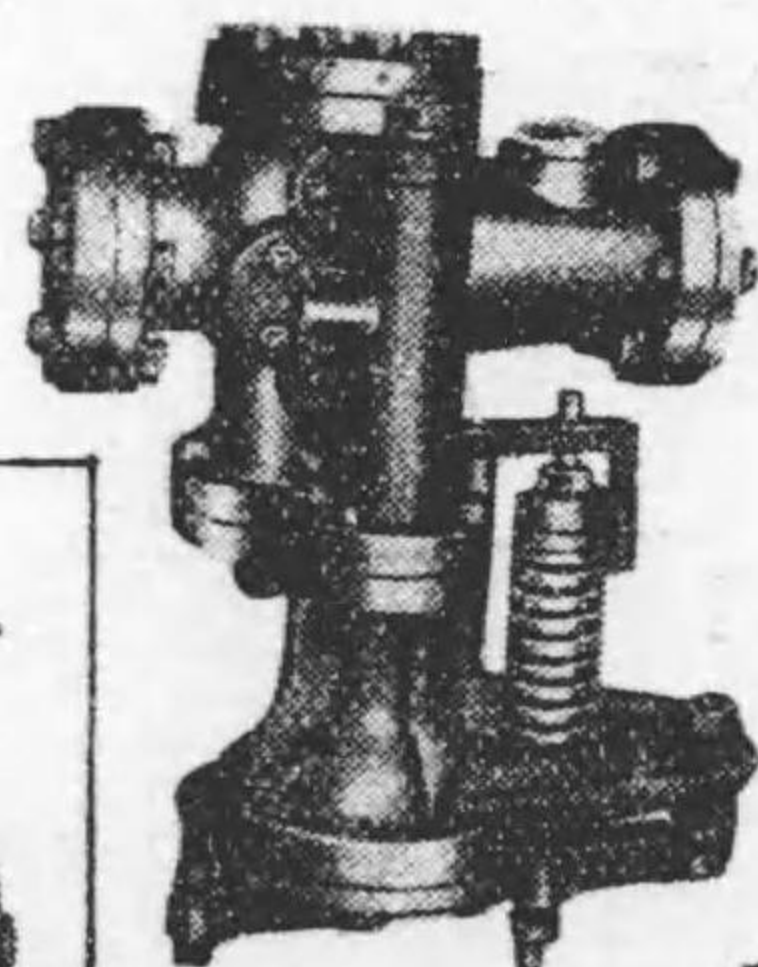
三菱商事株式會社機械部

本店 東京丸の内・支部 支店 出張所 各地

# アイコノ ポンプ



ビューガル  
ポンプ



ピストン式  
減壓弁



多段式  
タービンポンプ

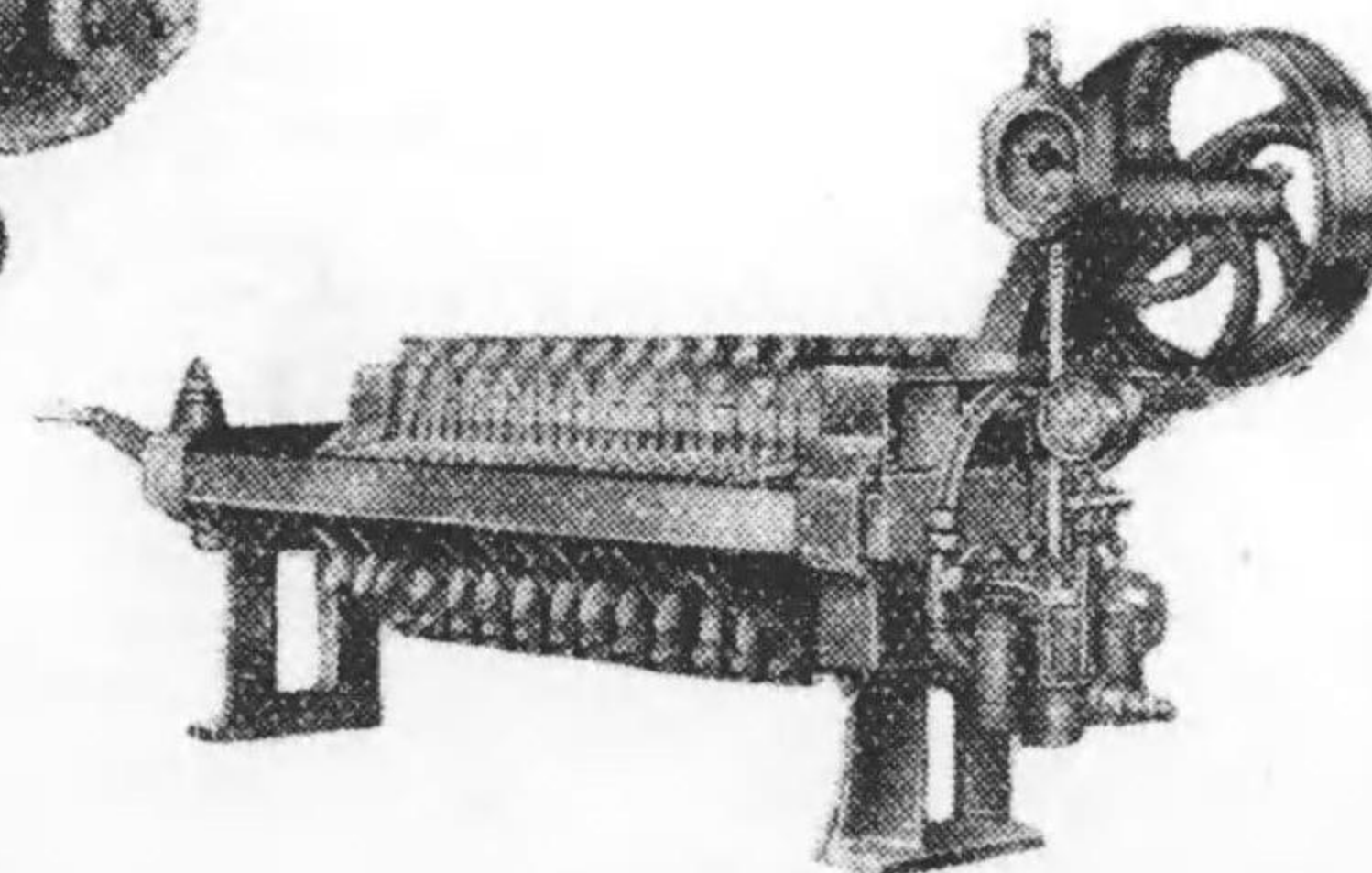
## 株式会社 植田機械工作所

代表者 岩本 謙吉  
 大阪市 淀川区大仁西一丁目  
 電話(島45)一四二二・一五二二・二三一九・六七一七番  
 振替口座 大阪九八四五二番

# 化学工業用 諸機械



化学・薬業・醸・製糖用・諸機械  
 食料品・粧・塗料・油用・諸機械  
 製糖・肥用・各種製糖用諸機械  
 各種型式唧筒一式・起重機・並諸製品

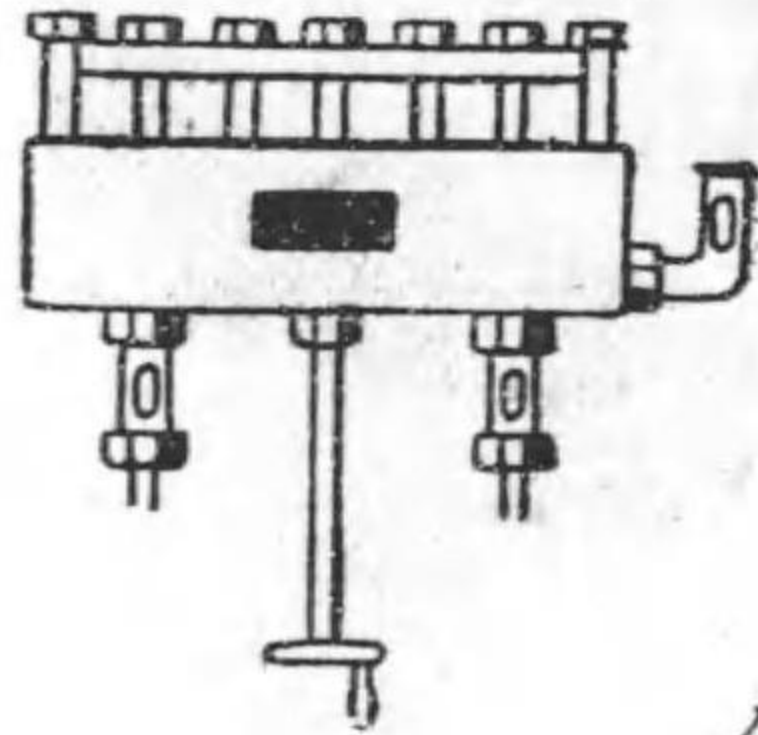


## 日本薬業機械合資會社

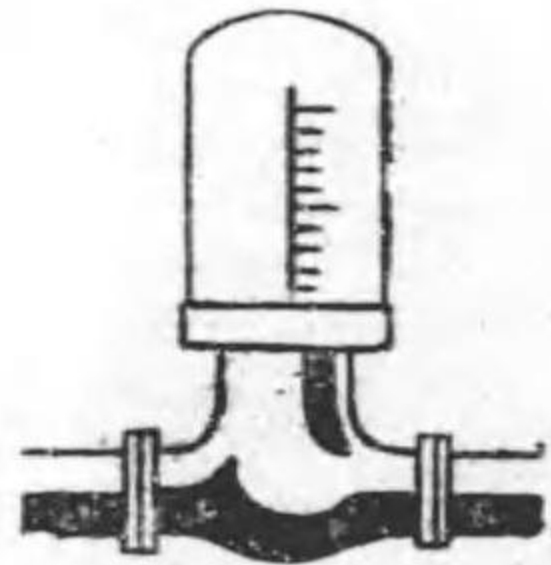
東京市本所區龜澤町二丁目五番地  
 電話(器用74) 3650・5507番  
 第一工場 東京市本所區江東三丁目五〇番地  
 電話本所(器) 2241  
 第二工場 東京市江戸川區東小松川三ノ二五九一  
 電話 江戸川 284番

# 生機には是非この注油器

## 鋼板製クロームメッキ オカダ式自動注油器



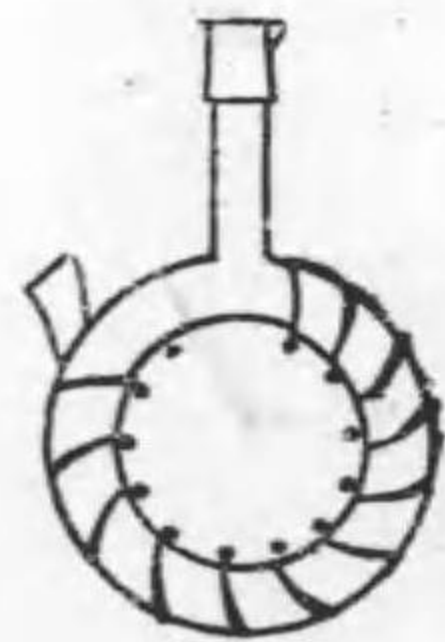
内燃機・プレス機・精密工作機等ノ如キ多数ノ注油ヲ要スル機械ニ適當デアル當注油器ハ一ヶ所ニ多少ノ注油ヲ要スル場合ノ調節ガアリ、ハンドルニ依リ全般ニ注油ヲナシ得ラレ此レヲ機械ニ附設セラレルニ依リ一層能率ヲ上げシメル特徴ヲ有スル



合理的注油スルためニモートルノ生命ヲヨリ一層延長セシメ、又油ノ經濟ニナルノガ特長ナリ



銀印印高壓注油器  
轉倒・動搖ニ依ル油ノ流出ヲ防グ  
自動的閉閉スルニ依リ所要量ノ量  
ヲ注油シ得ル一滴ノ油ヲモ節約セ  
シムメルニ依リ戦時下特ニ適切ナ  
ルモノナリ



## フェルト給油器

下、左右ノ往復運動ノシャフトノ軸、承ケ所ニ給油スル場合ニ使用スフェルトニ依リ金屬摩滅ヲ防ギ且ツ合理的ニ注油スルヲ以テオイルノ消費量ヲ節約シ工場ノ經費ヲ節減セシム  
工作機械及ポンプ等ノ注油ニ適當ナリ

ネルソン印ガリスカップ・オイルカップ・オイルラー製作  
注油器一式製作

# 岡田製作所

大阪市此花區上福島北四丁目六九  
電話 福島七〇四四番

(特前3)

# H M C

## CYLINDRICAL & SPHERICAL ROLLER BEARING'S



### 五大特長

- 1 大型専門
- 2 精度の確實
- 3 在庫豊富
- 4 納期迅速
- 5 価格低廉

## 發賣元 大和ベアリング商會

大阪市東區瓦町2丁目10番地  
電話 北濱 (23) 1469・7012番

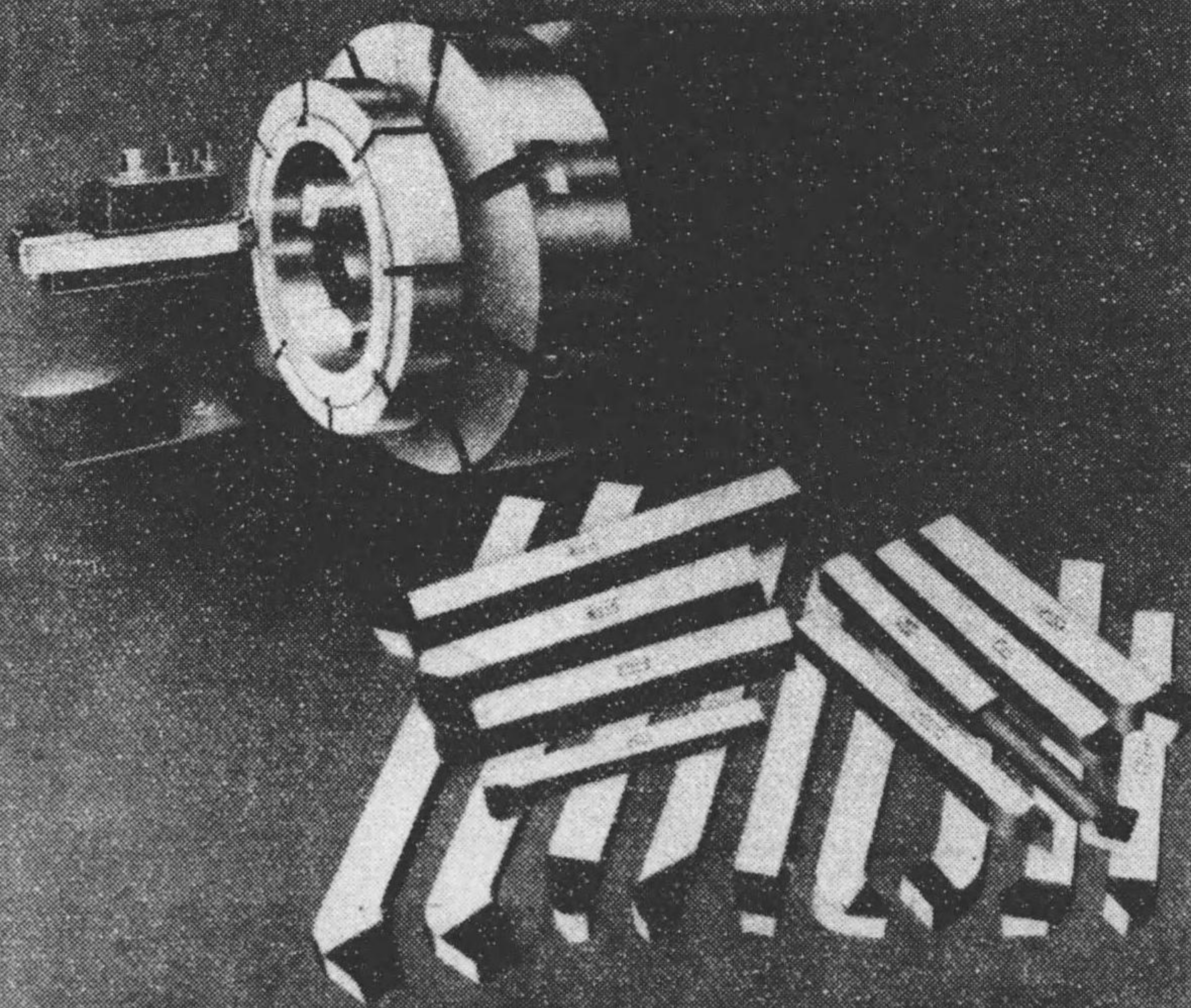
(2前特)



住友超硬質合金

井ゲタロイ

バイト

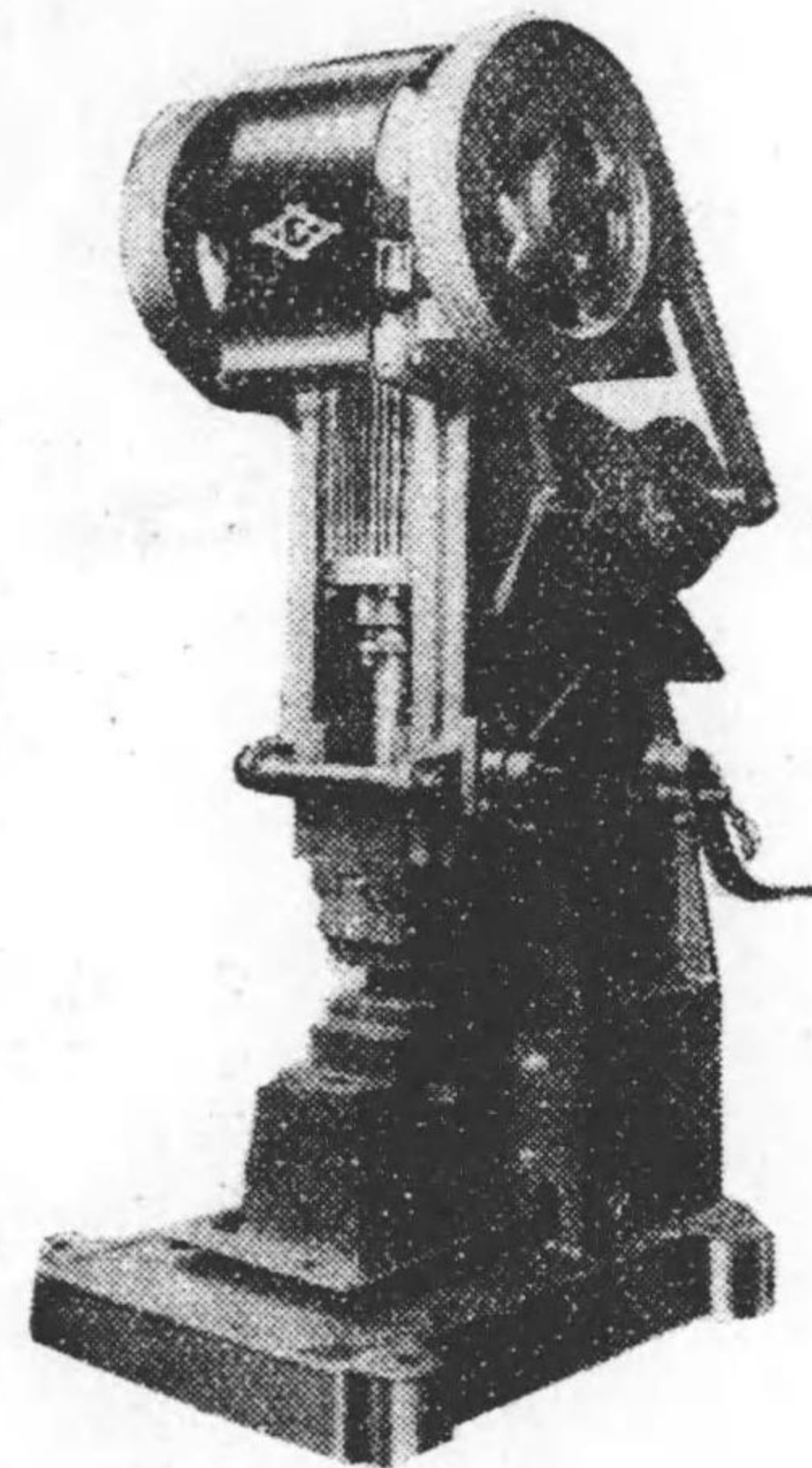


住友電気工業株式会社

大阪市此花区恵美野南之町六〇

(特刊5)

# 熊谷式 空気鋸



最新型の空気鋸にして機能優秀、操作簡易且打撃力強大なるものであります。

標準型として1/1 疋から一疋迄の各種を製作して居りますが御希望に依り如何様にも製作の御相談に應じますから何卒御用命の程御願申し上げます。

### 本機の特徴

- (1) コンプレッサーなしにて壓縮空気を自給自足し單獨運転をなし得る事
- (2) 動力を節約し得る事
- (3) 容積少く機構簡單なる事
- (4) 振動少なく操作に於ける騒音が少き事
- (5) 操作が簡易なる事

總代理店 大倉商事株式會社 名古屋出張所

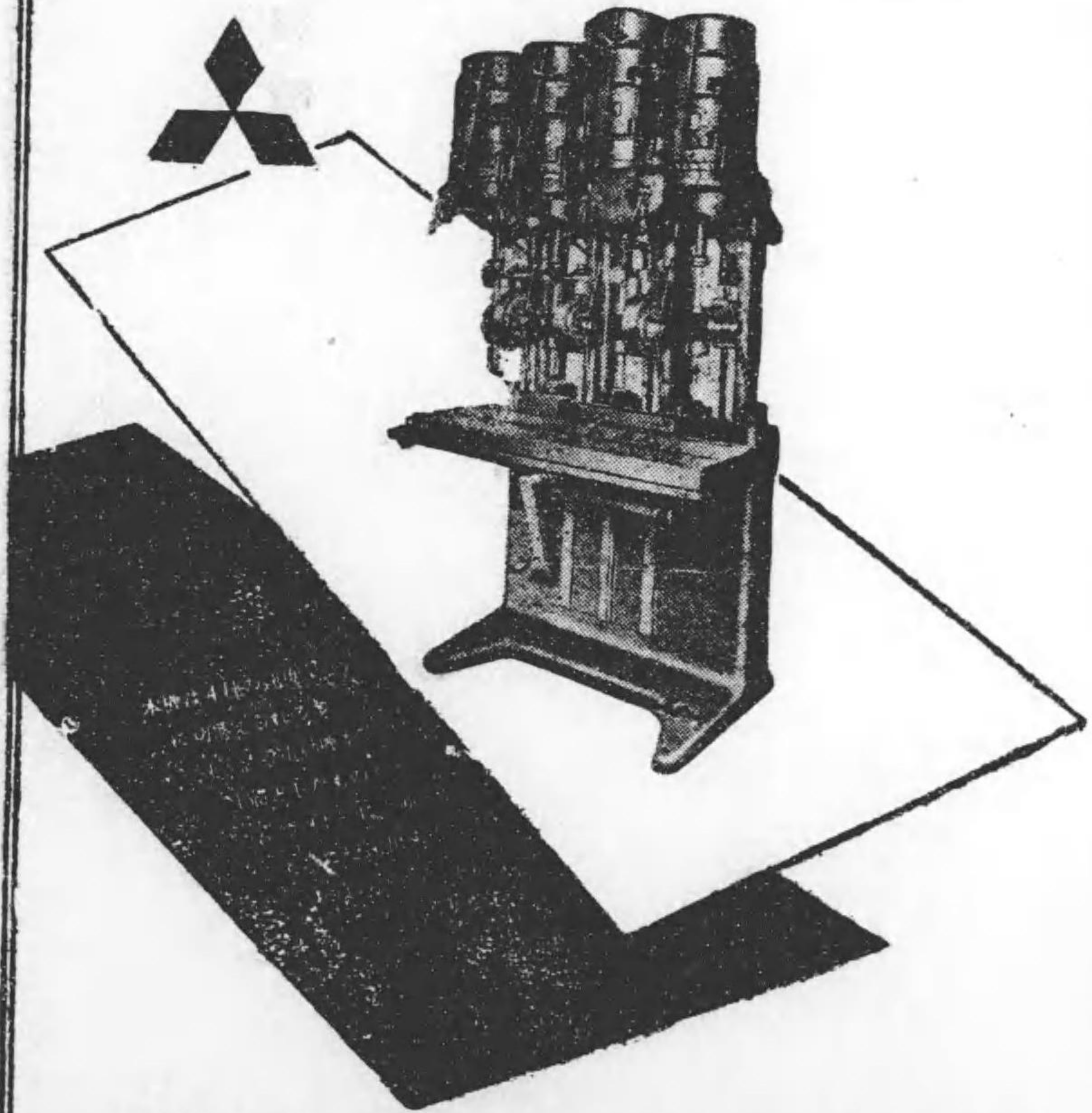
名古屋市中區南大津通一丁目 千代田ビル内)  
電話(中)七五一・二四七八・三九二八・三九二九番

製造元 熊谷鐵工所

名古屋市熱田區熱田東町神明前五十七番地

(特刊4)

# 三菱高速ボール盤



三菱電機株式会社  
名古屋製作所

名古屋市東區矢田町一八ノ一  
電話千種(86)代表2161番

(特前6)

試作命令受命工場  
精密機械統制會員

# ワシノ製機株式会社

名古屋市中區岩井通三ノ一九

電話代表南八二七番

名古屋工場

名古屋市昭和區江越町三

今村工場

電話代表瑞穂一〇一四  
愛知縣碧海郡安城町今村

(特前7)

國產嚆矢

園部オゾン  
發生器

專賣特許

進場増率と健康・疾病豫防  
工場・事務所・山・礦山・作業場  
に本器の設備を奨む  
化學實驗用オゾン發生器  
の設計施工に應ず

營業課目  
醫脫酸淨空 漂菌殺 醱造  
臭化水 臭化水 淨化 消毒

(型錄進呈)

株式會社 園部製作所

本社 大阪市西淀川區浦江北 1の120  
電話福島 1068・6847  
支店 東京市大森區大森 4の59  
電話大森 4566・9112

(附1)

蒸氣落下槌



營業品目

空氣槌・水壓プレス類  
蒸氣槌・鑛山用クラツシヤ  
蒸氣落下槌・電動ホイスト  
並テルフアー  
ロール及シヤ

株式會社 東洋鐵工所

大阪市港區繁榮町1丁目 電話西(43)長290・291番  
總代理店 大倉商事株式會社  
大阪市東區鉾鉾町2丁目29番地 電話東代表321番

(附8)



REPTIL

レプテル



外測用  
0-600耗完成

株式 極東精密工作所

大阪市東成區深江西三丁目一四番地  
電話東(94) 1042・3427番  
營業所 大阪市西區新町南通五丁目一番地  
電話新町2871・3380・6512・6171番

(前8)



藤村機械製造株式会社

製品科目

不二空氣壓縮機  
不二真空唧筒

大阪市此花區江成町  
電話此花(46)五五番・六一三  
振替大阪七五〇八六一三  
富海工場 山口縣富海一〇番  
電話富海一〇番

(前2)

			化
			学
	カナ		工
		金	業
			用
		網	

製品  
 ツゲル、モーネル、メタル  
 ス테인レス、スチール  
 銅、真鍮、銅、鋳青銅  
 白金、其の他各種金類  
 網製金網専門  
 標準試験

**七 丸清號商會**

營業所 大阪市西區北堀江御池通一ノ二〇  
 電話新町(53)五〇〇八番  
 振替略號カナアママルセオサカ  
 發信略マルセ又は〇セ

(前5)

最高精度  
**萬能一番取旋盤**

(SR 13 新型)

**神藤鐵工業株式會社**

〔精密機械統制會會員〕

大阪市此花區中江町三丁目  
 電話福島二二三五・二二四一番

(前4)

株式會社

# 北辰電機製作所矢口工場

取締役 江崎達夫

東京市蒲田區矢口町一〇七〇番地  
電話大森(06)三一八〇・三七一三番

製品種目

各種鑿岩機  
各種壓縮機  
各種空壓機  
各種成形機

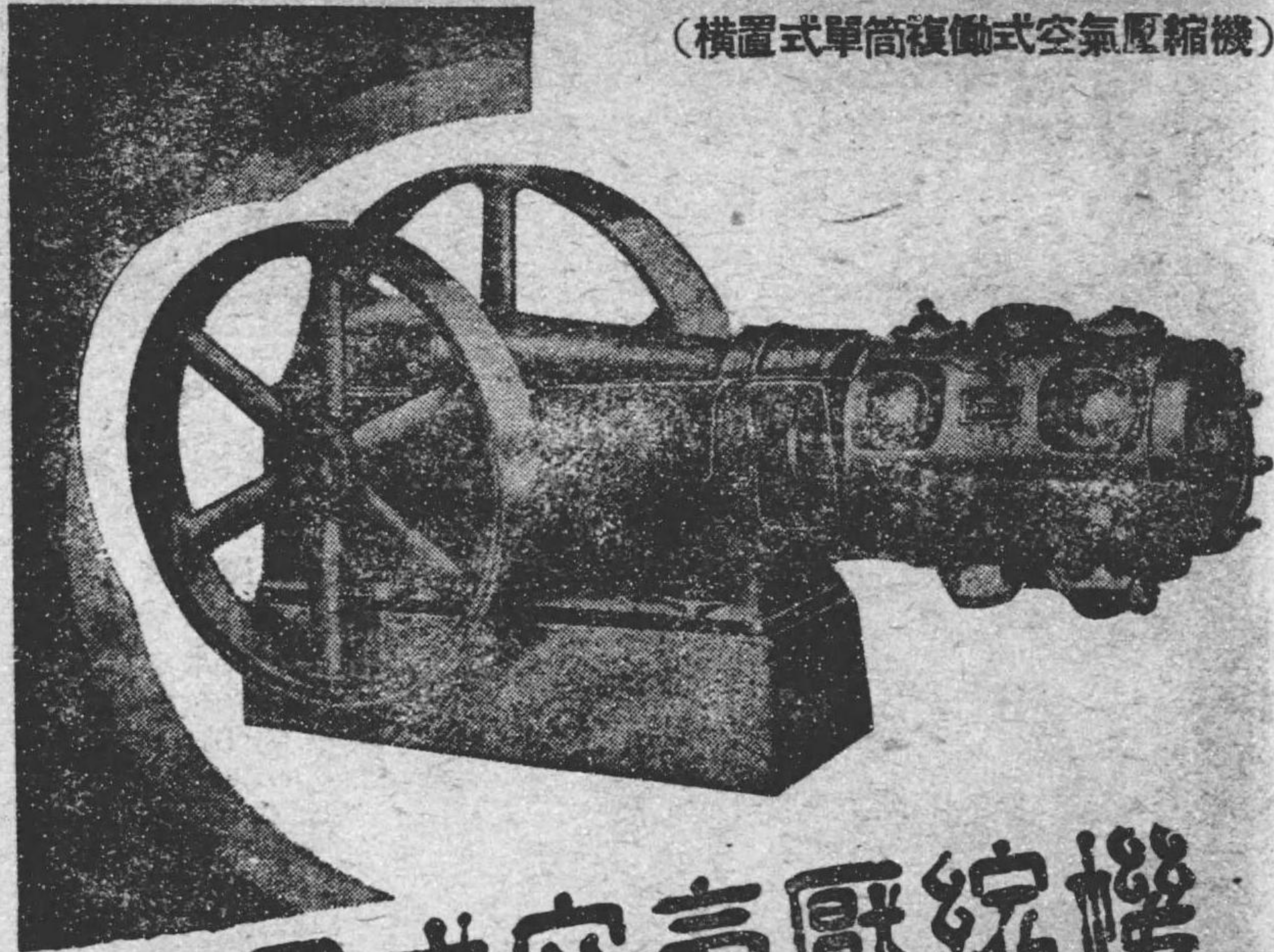
株式會社

# 帝國鑿岩機製作所

本部所在地 名古屋市熱田區二番町一丁目五四番地 電話代表南五六三七番  
本社所在地 東京市京橋區橫町二丁目七番地 電話京橋二五七〇番  
總事務所 札 幌 ・ 京 城 ・ 奉 天

工場所在地  
名古屋第一工場 名古屋市熱田區二番町一丁目五四番地 電話代表南五六三七番  
名古屋第二工場 名古屋市熱田區一番町二丁目一〇二番地 電話代表南五二二八番  
豐橋工場 豐橋市新榮町東小間三八番地電話代表豐橋三二九一番

(橫置式單筒複働式空氣壓縮機)



# 朝日式空氣壓縮機

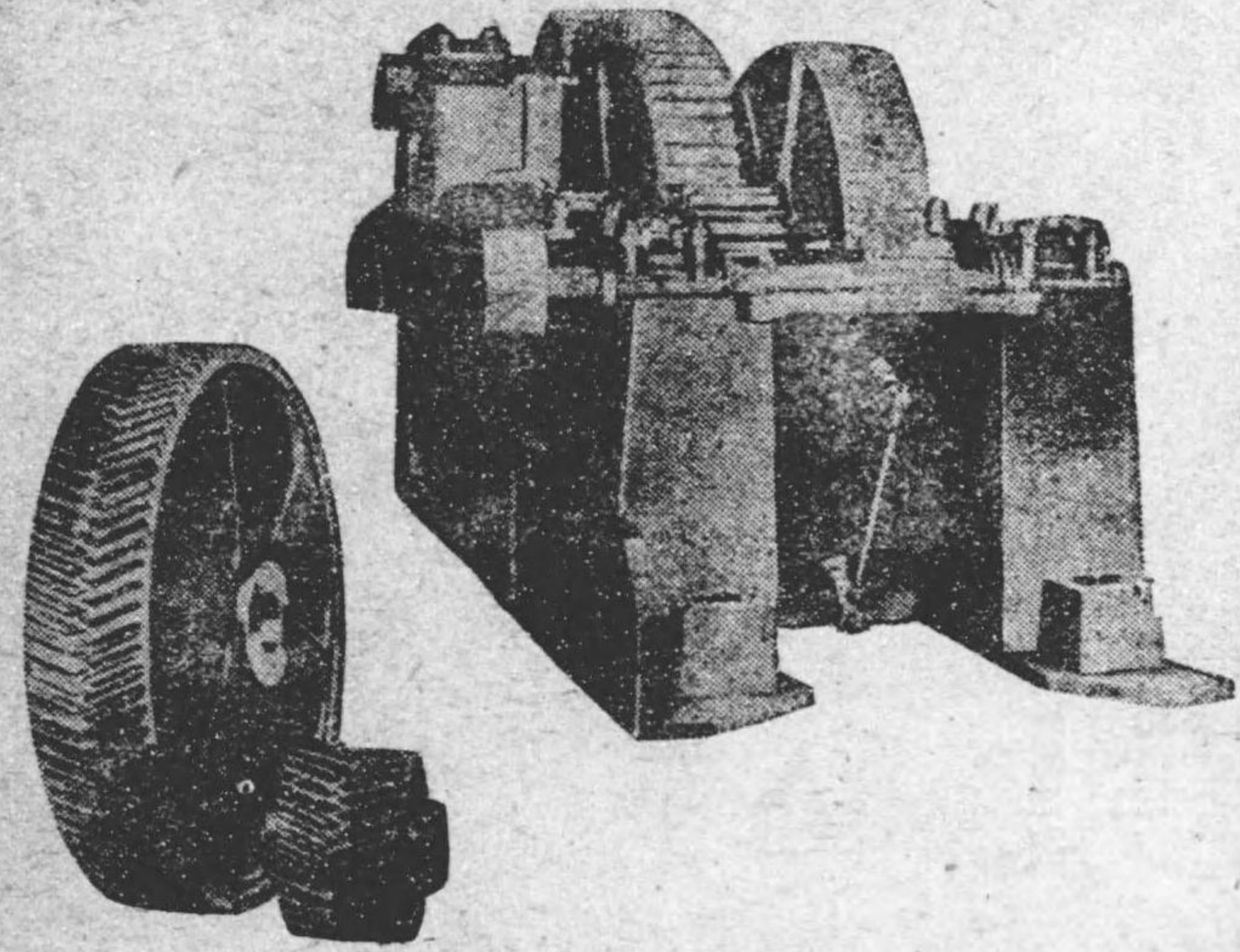


## 朝日機械製作所

大阪市旭區古市南通二丁目六番地  
電話堀川(35)4547・4548番旭3837番  
振替口座大阪九九二六七番

(前9)

# 齒車齒切及減速裝置



## 日本齒輪株式會社

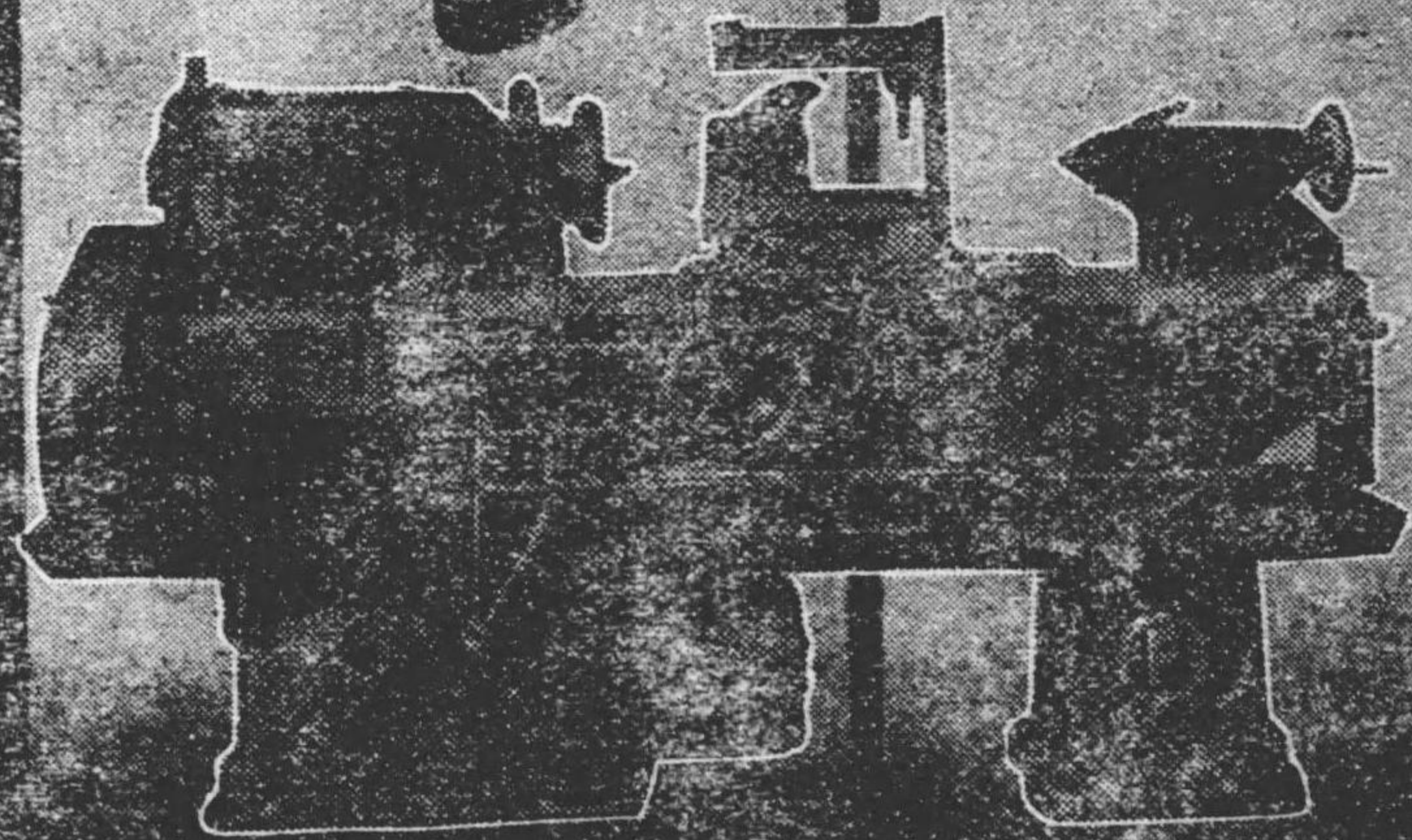
大阪市東區今橋二丁目三〇番地  
電話北堀(28)3202・3203番  
第一工場 大阪市大正區北泉尾町三丁目一六番地  
電話泉尾(65)693・694・695番  
第二工場 大阪市大正區大正通二丁目一三六番地  
電話泉尾(65)1759番

(前8)

FSK H型



高速精密仕上旋盤



福原精密機械工業株式会社

取締役社長 福原友輔

本店営業所 大阪市東区北浜三丁目四七番地 電話北浜(1078)2590  
 東京支店 東京市日本橋区通二丁目四 電話日本橋784  
 豊中機械工場 豊中市櫻塚本通二丁目二〇 電話豊中2521  
 三國工場 大阪府豊能郡住野内町牛立 電話三國242

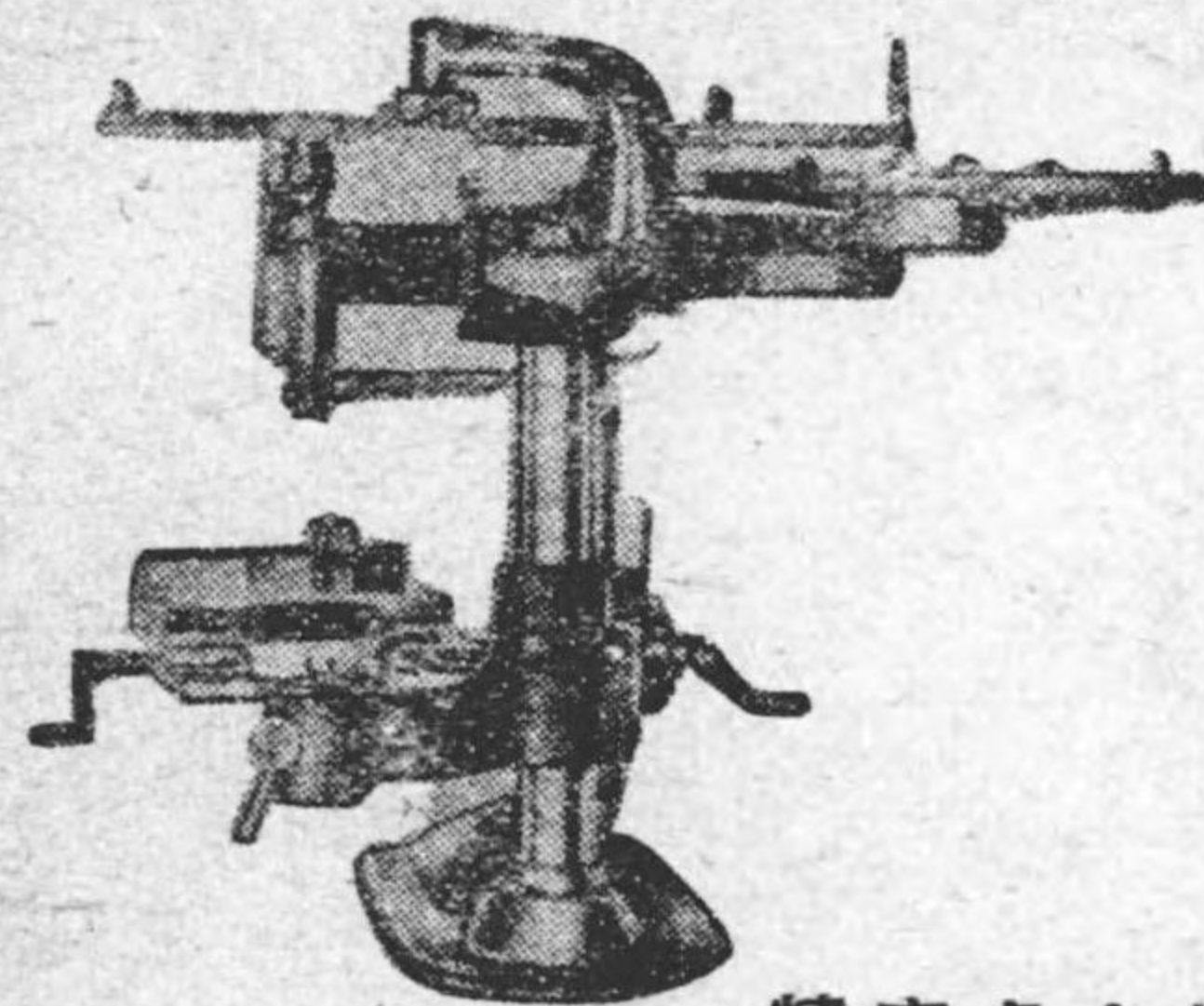
(前11)

NAIGAISEIKI

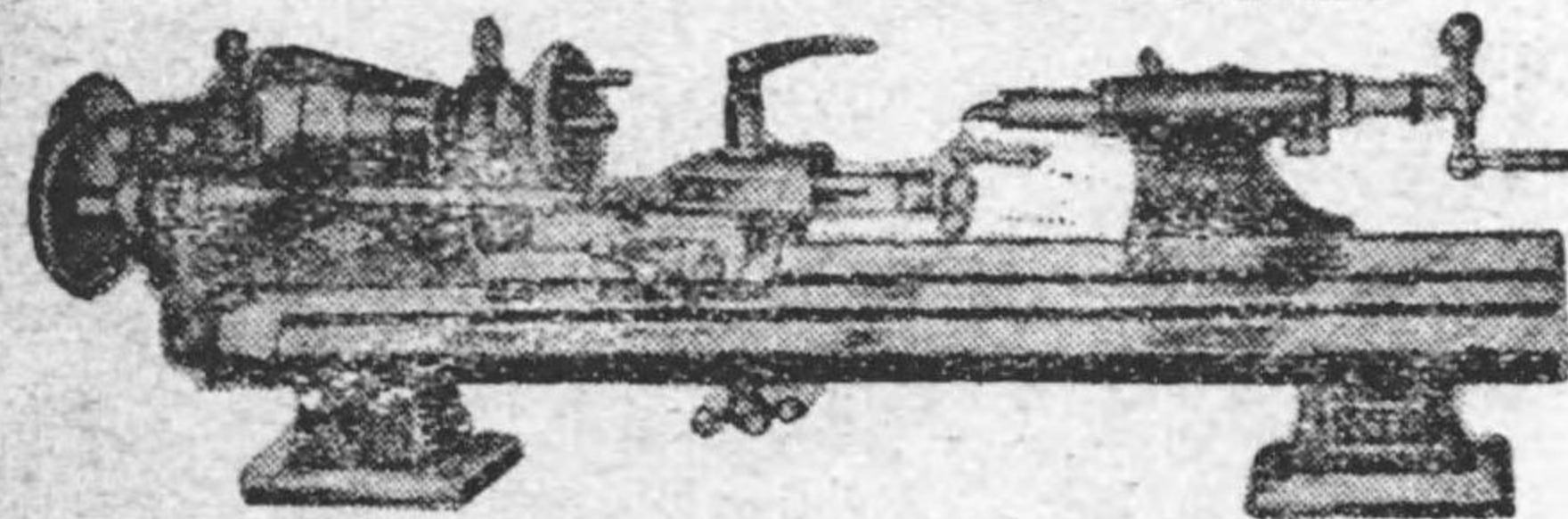
精密卓上彫刻機 MODEL N.S.E. NO.1



主要製作品  
 精密ベンチシース各種  
 同上タレット装置  
 並ニ特別装置一式  
 精密エングレービング  
 マシン(彫刻機)  
 其他高精度諸機  
 及附屬品



精密卓上旋盤



900m.m 旋盤MODEL N.S.M.NO.5  
 (ネチ切り装置付)

内外精機製作所

社長 福原友輔

本店営業所 大阪市東区北浜三丁目四七 電話北浜(2)1078  
 東京支店 東京市日本橋区通二丁目四 電話本橋784  
 製作工場 兵庫県武庫郡本庄村深江字泉ヶ坪五二八 電話萬屋4670

(前10)

精密機械統制會員

# 油壓式研磨盤



製作品目(センター間)

700 1000 1500 2000 純

## 大阪精工 湯本鐵工所

布施市高井町本町四丁目

電話東 1906 番



O. M. M.

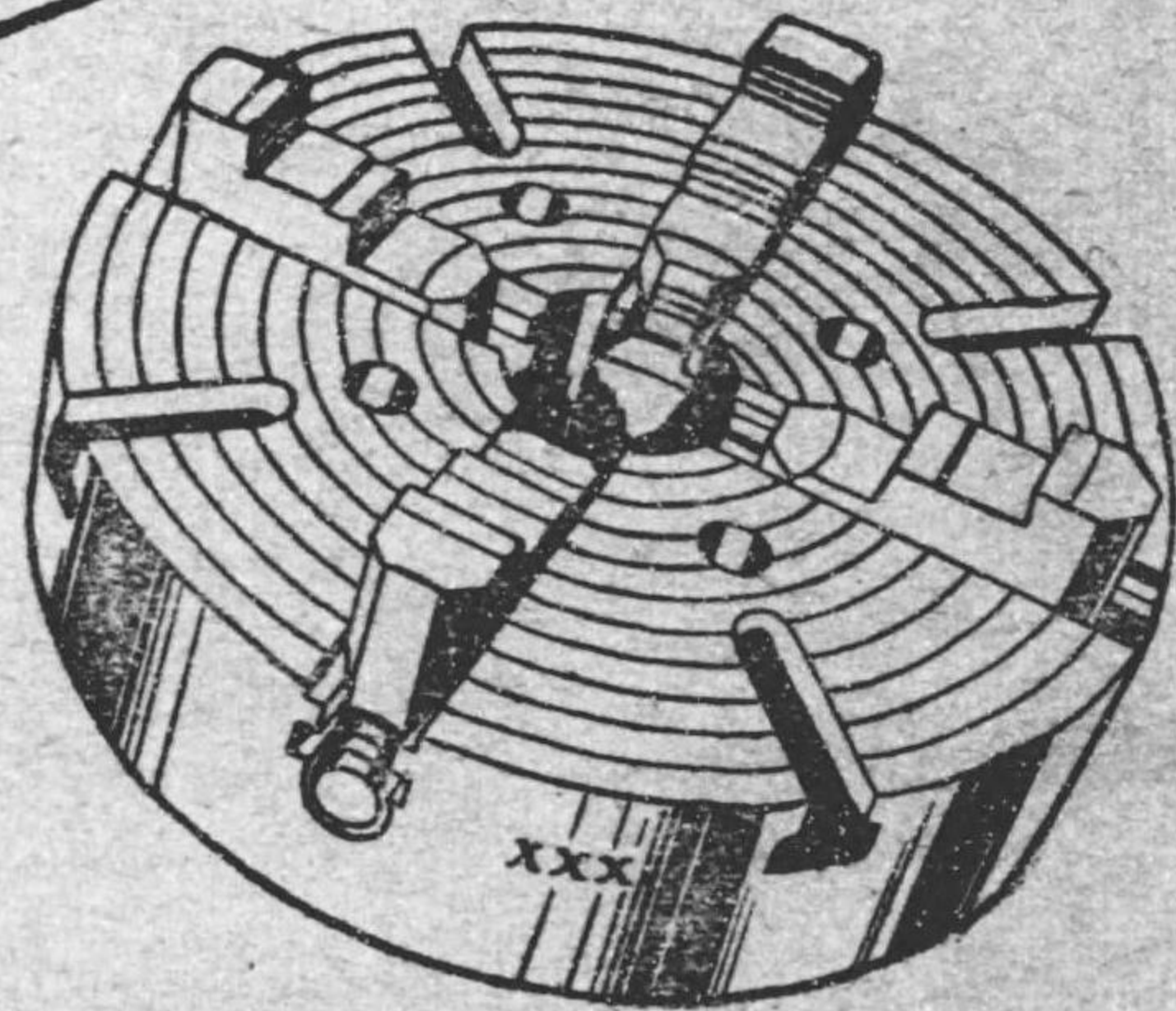
# 株式會社 大阪機械製作所

營業種目

鍛石高  
油級工  
鑿井作  
造機機  
品械械  
、  
鑄汽鍛  
罐造  
鋼鐵機  
品槽械

大阪市西淀川區佃町二丁目八番地 電話福島(45)  
東京出張所 東京市麴町區丸ノ内二丁目 有樂館 電話丸ノ内(三)七一九番  
工場 尼崎、名古屋、長岡

チヤック界の最高峰  
チヤック



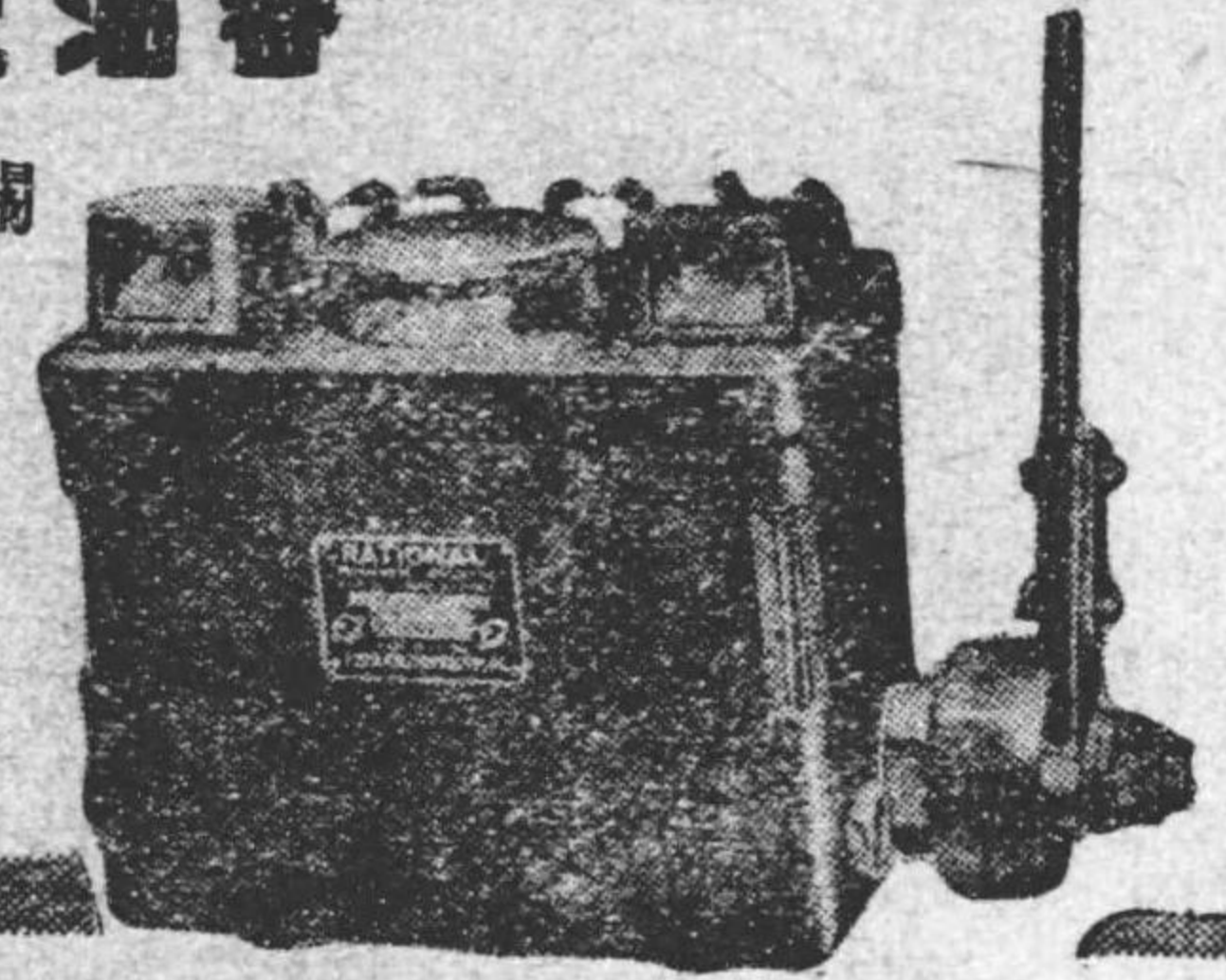
總代理店

川島商事株式會社

大阪市西區新町通五丁目  
電話新町(53)980・981番

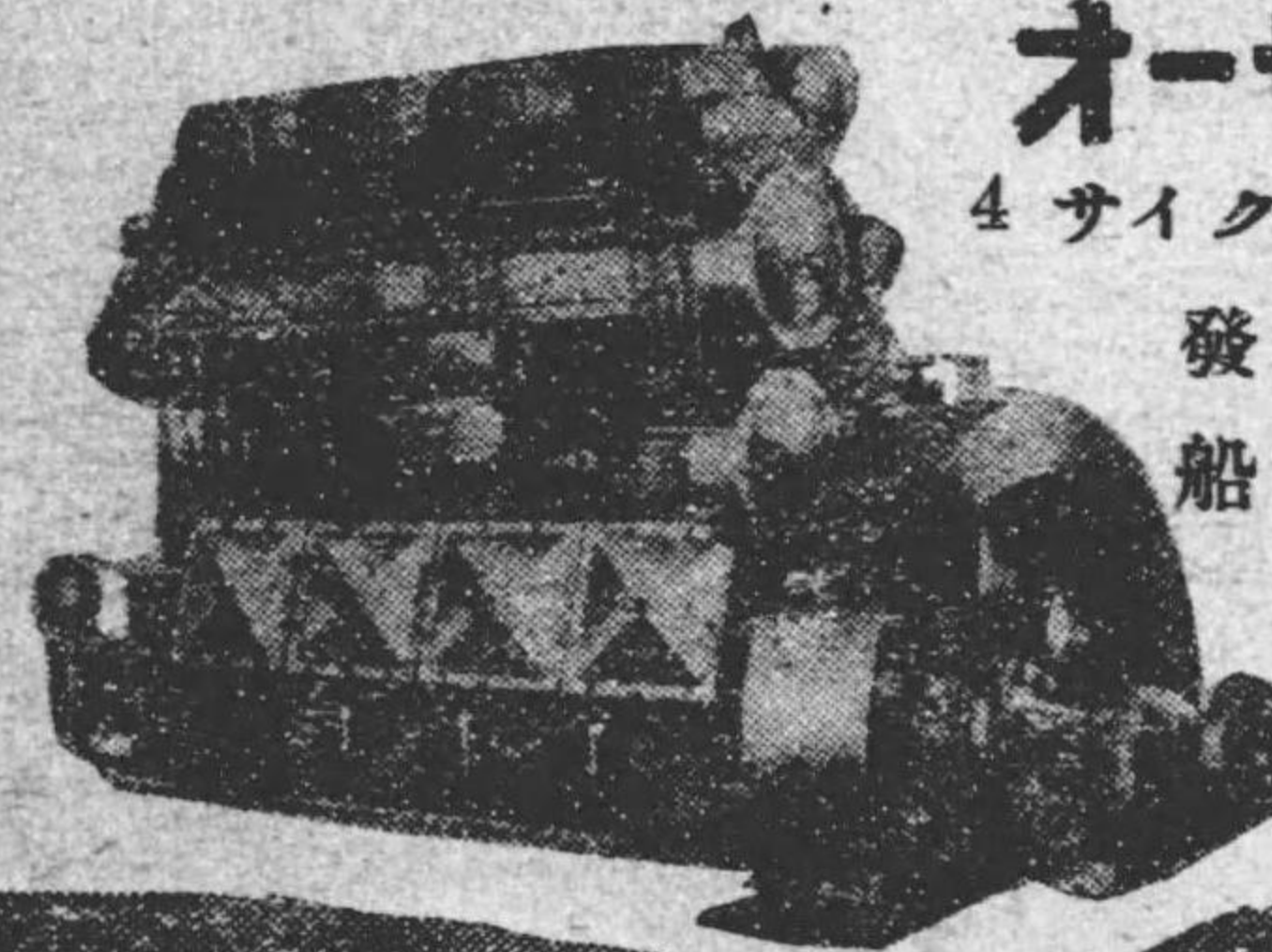
ラショナル注油器

ディーゼル機関  
燒玉機関用  
自働高壓注油器



オーサカディーセル

4サイクル無氣噴油式  
發電用原動機  
船舶用補機



本社 堺市耳原町1310 電話4110—4117

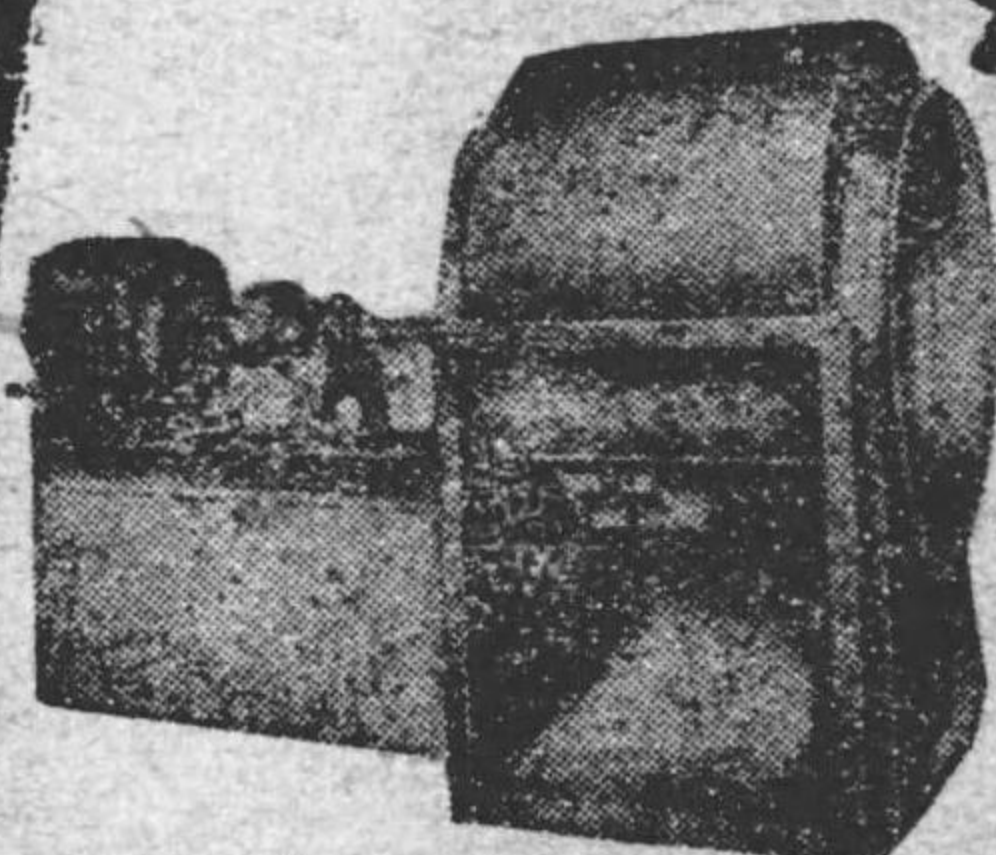
大阪金屬工業株式會社

堺製作所 堺市耳原町1310  
淀川製作所 大阪府三島郡味生村  
大阪工場 大阪市西成區中開三丁目  
東京出張所 東京市麴町區有樂町東日館

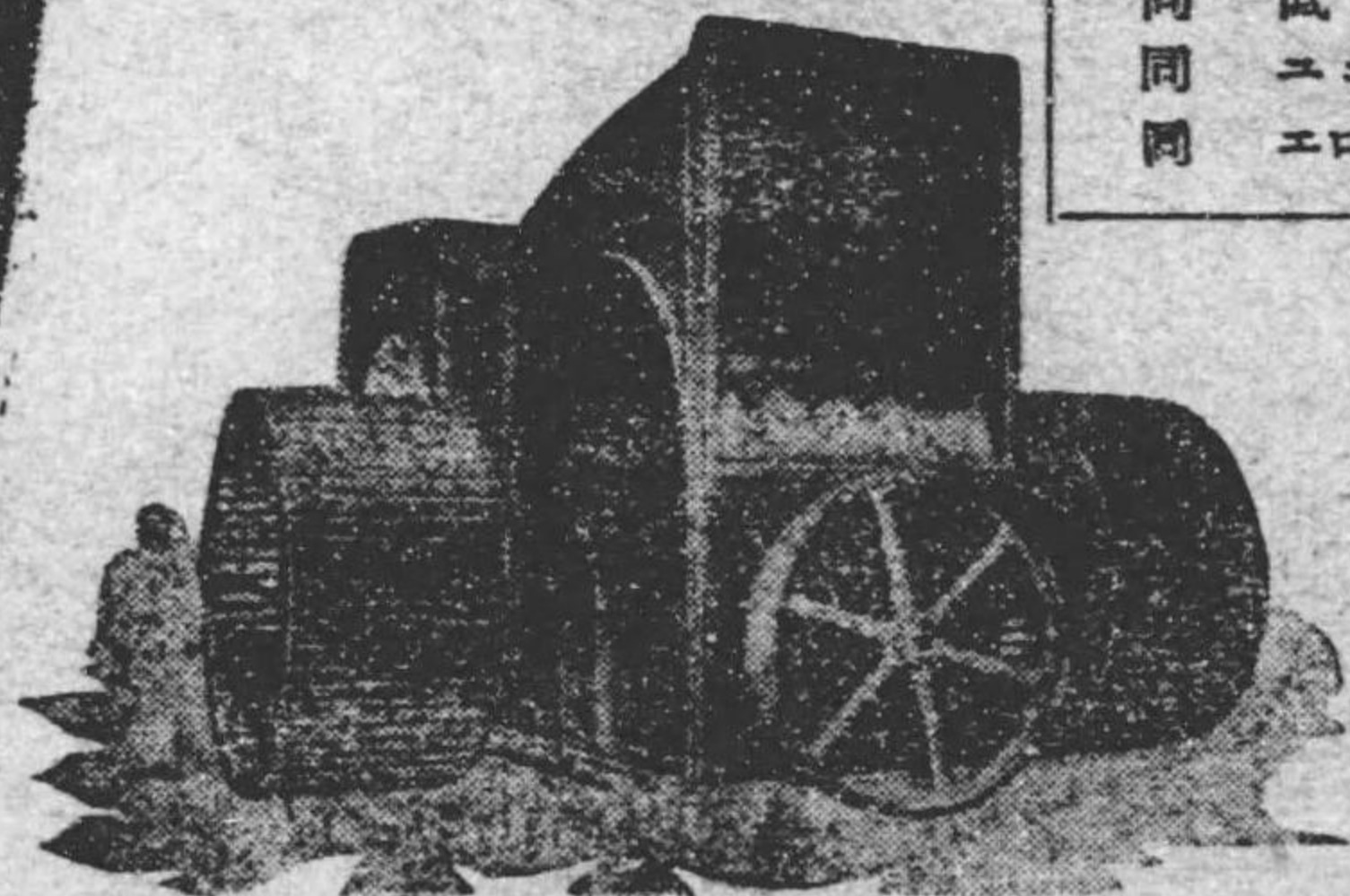
# 各種送風機

高圧送風機

ターボファン



片込型ターボファン



多翼型送風機

- 製品目録
- 朝日式空気壓縮機
  - 同 真空ポンプ
  - 同 ルーツブローア
  - 同 多翼型送風機
  - 同 軸流送風機
  - 同 ターボファン
  - 朝日式乾燥機
  - 同 恒温・恒濕装置
  - 同 低温乾燥装置
  - 同 ユニットヒーター
  - 同 エロフィンヒーター



株式会社 朝日工業社

本社 大阪市北区中ノ島四丁目二番地  
電話土佐(44)6098・30・9・6078番  
東京支店 東京市京橋区越前堀一丁目十番地  
電話京橋 759・1059番

# ヨサメスチーミゼクター



- 真空蒸發装置
- 電気收塵装置
- 真空結晶器
- 接触硫酸製造装置
- ヴァナヂウム觸媒
- アシブルフアイト
- 急硬性耐酸セメント



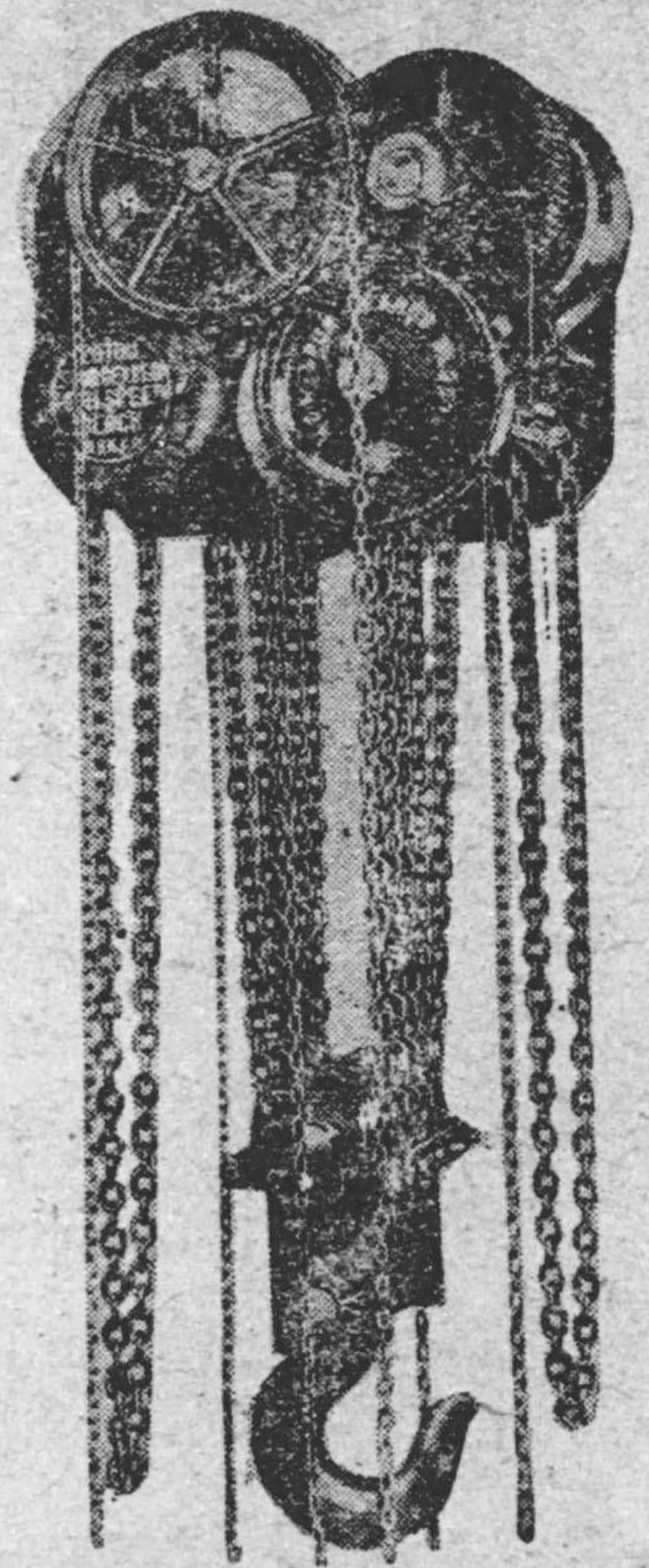
産業機械統制会々員

ヨサメ化学機械株式会社

本社 大阪市西淀川区福町六十九番地 電話福島73 1-3  
研究所 阪市東淀川区田川通六丁目 電話北 669



登録 **H.O.K** 商標



高速度  
チエンブロック

半應ヨリ三十應マデ製作

人力ヲ省ク 捲揚走行機  
高速度 トロリーブロック

大阪市西淀川郵便局私書箱第四號

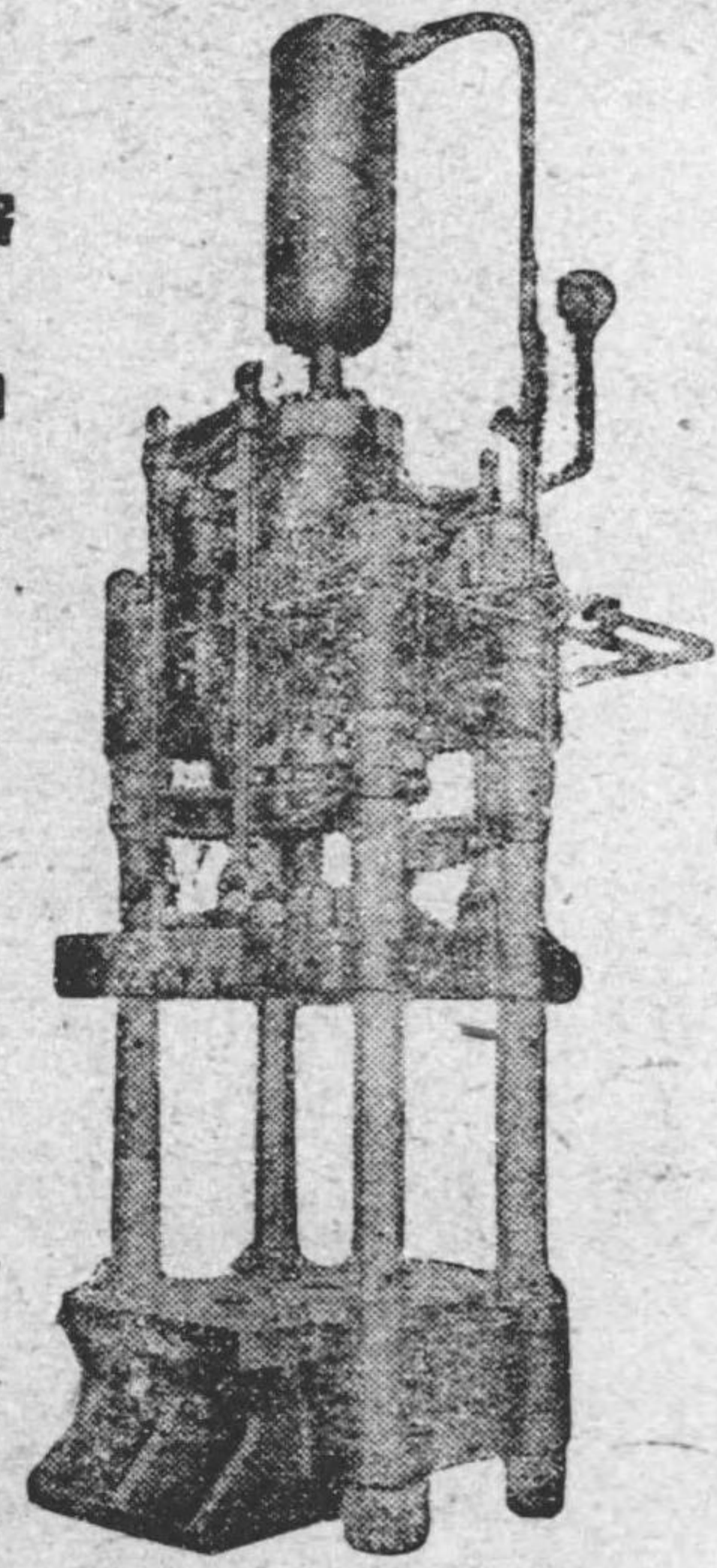
**岡崎製作所**

大阪市西淀川區佃町一一八〇  
電話福島(45) 〇二四九番  
二二四八番  
二二六八番

(前19)

**新鋭水圧機械**

及**高圧ポンプ**



捲揚機  
油圧機  
ポンプ機  
力水機  
蓄力機

鍛造水壓機  
板金成型水壓機  
金屬抽水壓機

株式 **山崎鐵工所**  
会社

營業所 東京市神田區旅籠町一丁目七番地  
電話特長(8) 6277・2062番  
下谷(8) 5382・8352番

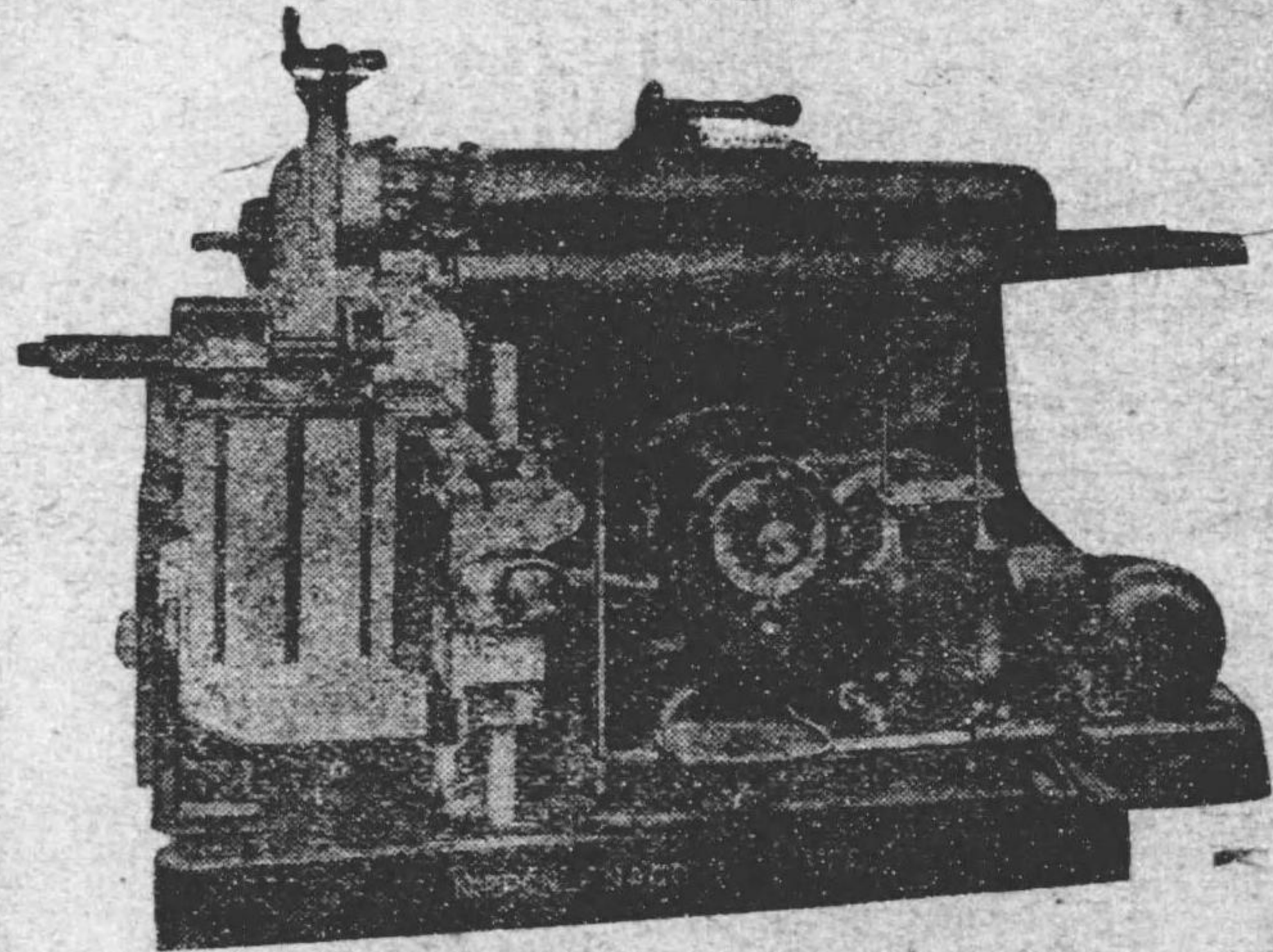
(前18)

# MB型最新全齒車式 形削盤



## 營業品目

電動機直結セーバー・ボールリング、ミーリング



## 三田高級機械製作所

總發行所 名古屋市中區廣小路西通り二ノ十二  
 電話西(5)五二七三番  
 本社工場 名古屋市中村區柳屋町一ノ四九  
 電話西(5)二三三・五五二七番  
 第二工場 名古屋市熱田區金山町三ノ九  
 出張所 名古屋市熱田區金山町二ノ二七  
 電話南(6)五一八六番  
 東京支店 東京市京橋區横町一ノ三木戸ビル二階  
 電話京橋九八三八・九八三九番  
 大阪出張所 大阪市東區北久太郎町四ノ六七四  
 電話船場二五九六番  
 工具部 名古屋市中區岩井町通り二ノ三一

(前21)

# スプリング



設構其諸安發電計自風航船車  
 計密他全動機自動山空  
 専ス各ハ機機機機機  
 門リ種成機器機車機機  
 製シーブ  
 作ク般用用用用用用用用

カ タ ロ ヲ  
 申 込 次 第  
 進 呈

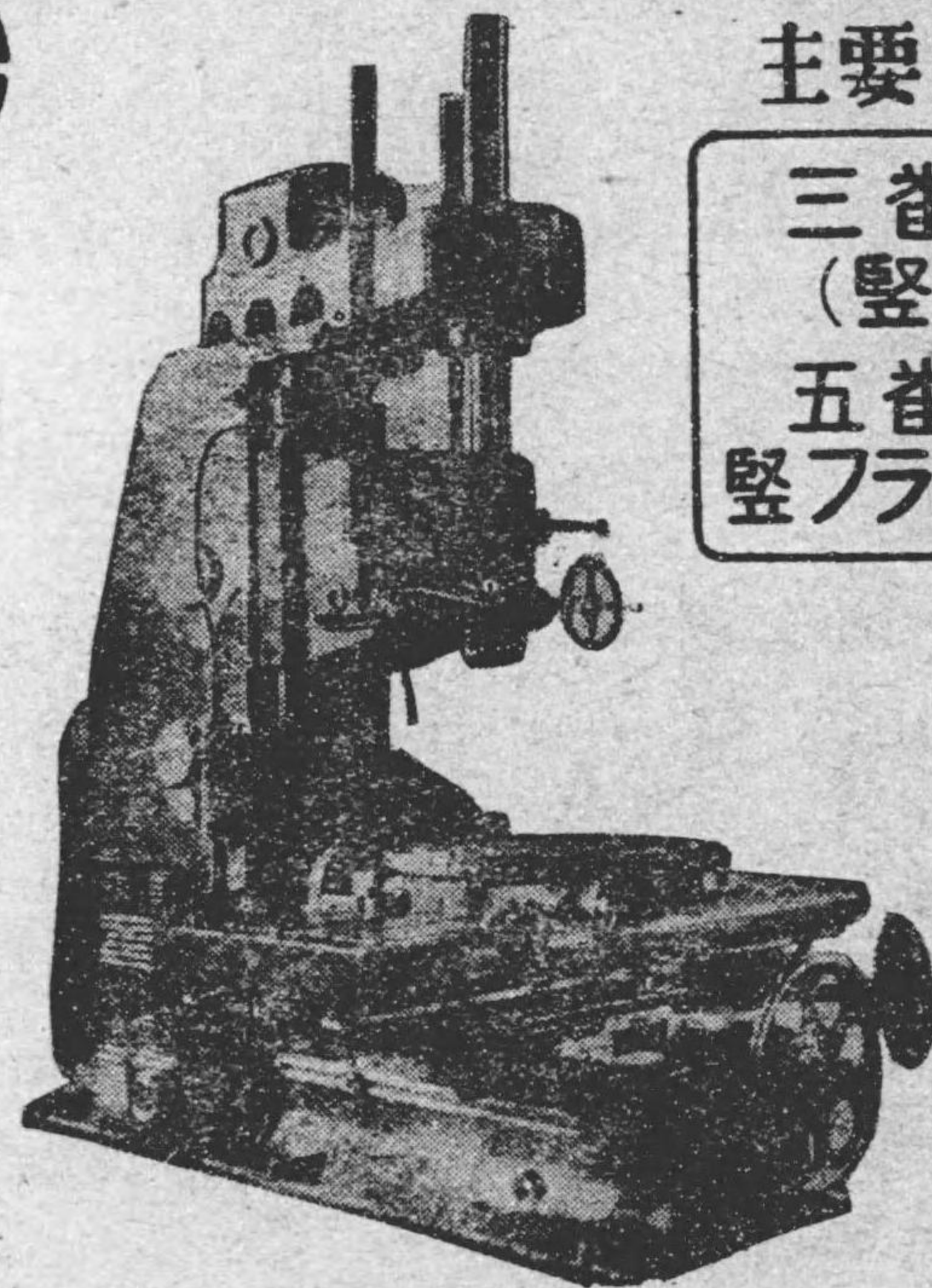
## 岸本精密發條株式会社

營業所 大阪市西區北堀江御池通り四丁目二四  
 電話新町4635番

工場 布庭市高井田町二丁目三番地 電話東(4)2599番  
 九州支店 福岡市住吉上横田町八七二番地 電話東5-74番

(前20)

# 昭工型五番強力堅フライス盤



主要製品

三番型  
(堅横)  
五番型  
堅フライス盤

## 昭和工機株式会社

本社及工場 大阪市西淀川区御幣島町二四二番地  
電話 福島(45) 5428-8027・7239 (長) 5429  
東京営業所 東京市日本橋區通一ノ五(東海ビル)  
電話 日本橋 4607

代理店・三菱商事株式会社機械部

株式會社

## 岡本工作機械製作所

社長 岡本 覺三郎

本社

東京市京橋區銀座三丁目大倉別館  
電話 京橋(56) 3705・6151・九番

日吉工場

横濱市港北區箕輪町一〇〇〇番地  
電話 日吉 二〇二九・二〇二〇番

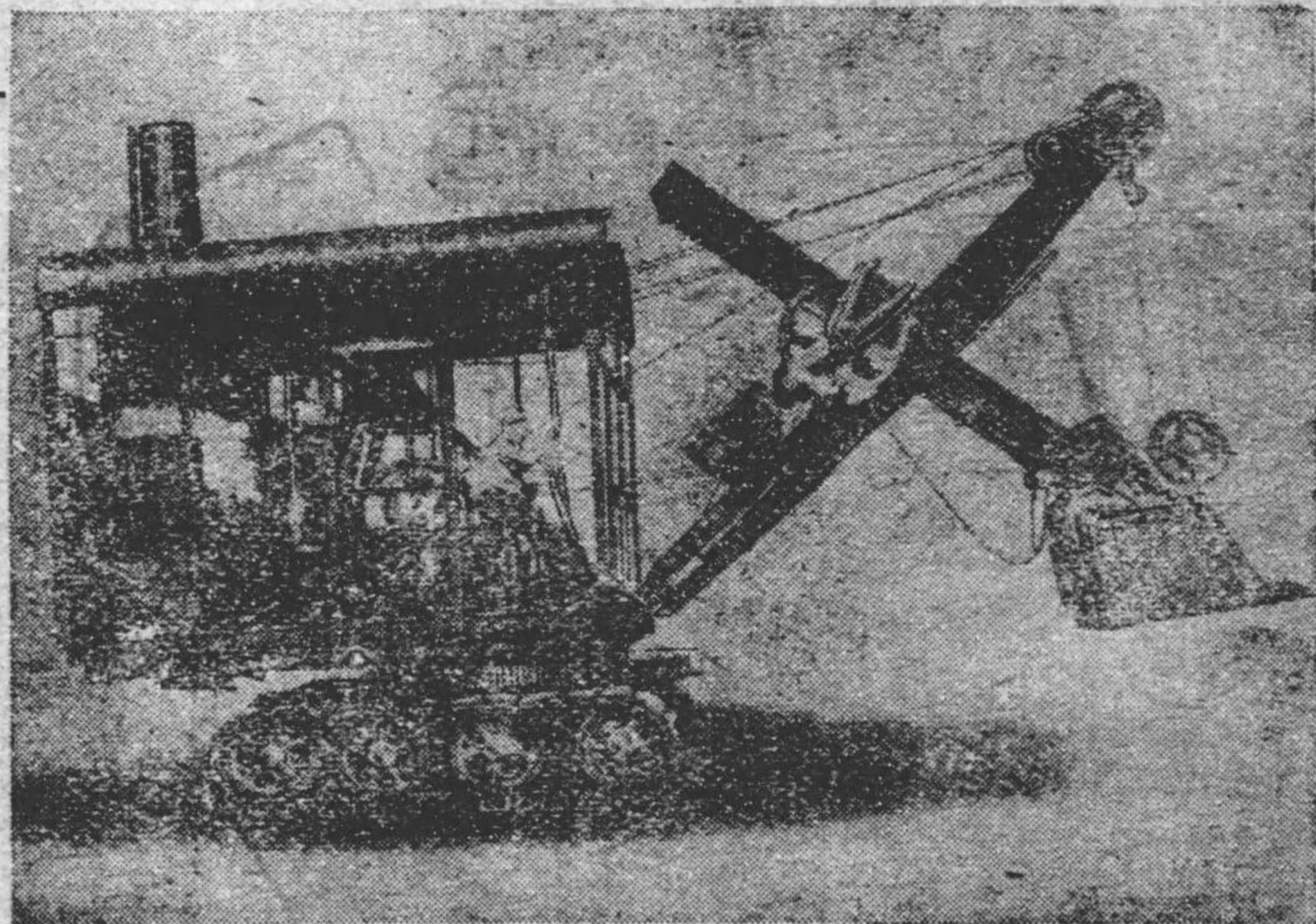
蒲田工場

東京市蒲田區矢口町六六六番地  
電話 蒲田 二二五二・三四八二・五七六三番

# スチームシヨベル

## 本機の特長

- ①製作費の低廉なる事 ②始動力大なる事 ③相當の過負荷に耐へる事 ④原動機の損傷少く且亦故障に對し修理容易なる事 ⑤如何なる山間僻地にても使用し得る事



蒸氣掘鑿機専門製作  
産業機械統制會會員

株式会社 三宅川鐵工所

本社及第一工場 名古屋市港區玉船町 電話南(6)5414・5606番  
第二工場 名古屋市港區玉船町 電話南(6)5667番

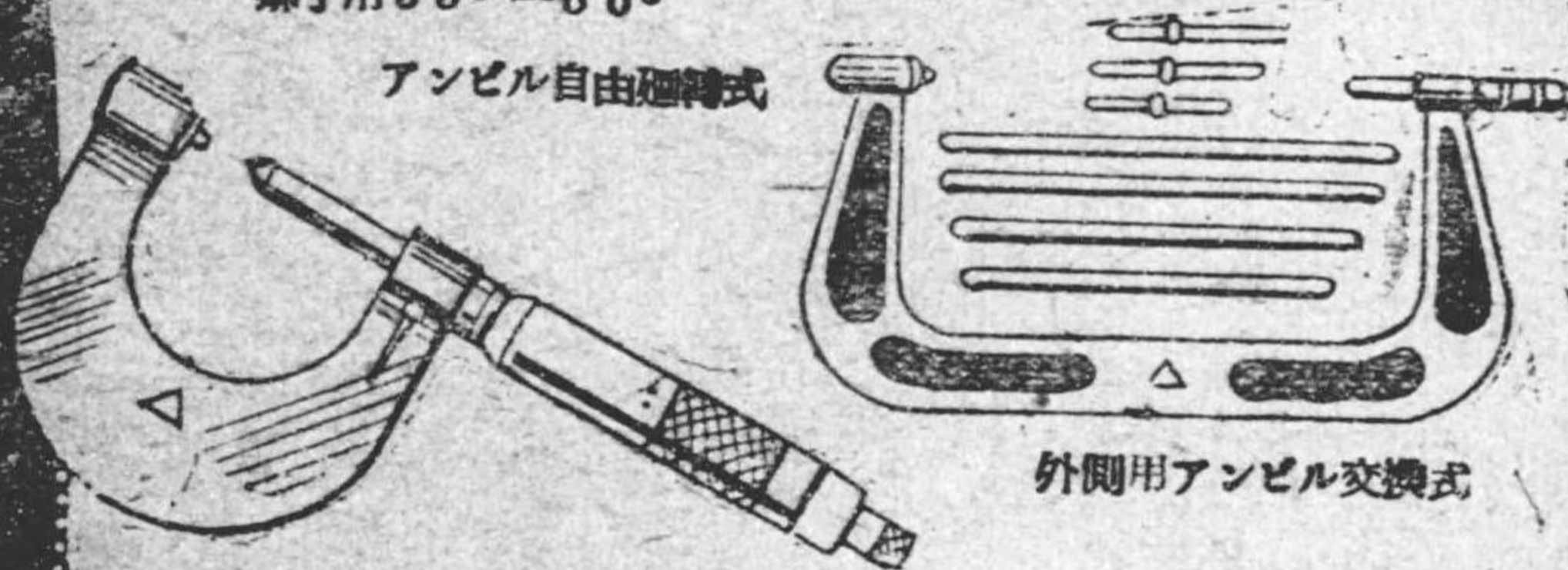
(前25)

最高の性能を誇る世紀の國産!

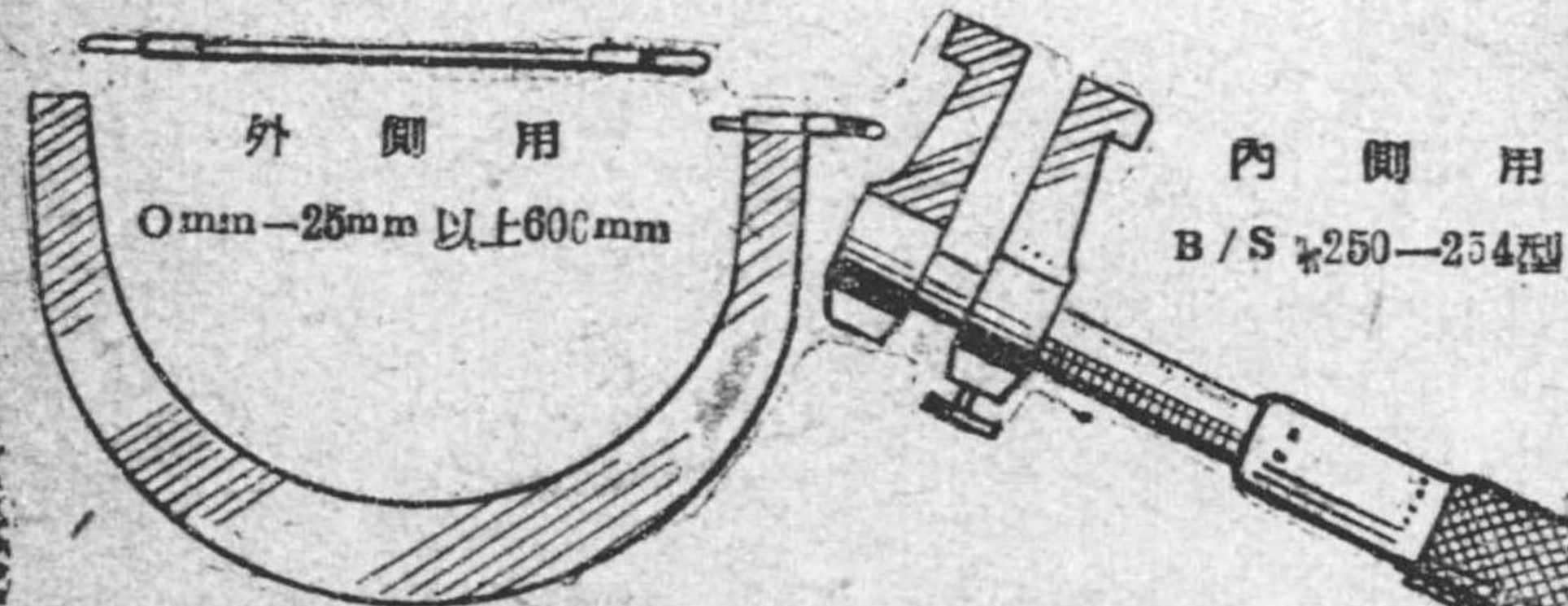
# クラウンマイクロメータ

螺子用55°-60°

アンピル自由廻轉式



外側用アンピル交換式



外側用

0mm-25mm 以上600mm

内側用

B/S 250-254型

陸海軍航空工廠納入

「クラウン」マイクロメータ發賣元

高級精密測定基器考案研究製作販賣

斧田測器商事合名會社

東京市神田區小川町二丁目十二番地  
電話 神田(25)901-903番  
振替口座東京 139208番

(前24)



コナグロマターブル  
 コーケン印ジャッキ  
 龍爪印パテントバイス  
 龍爪印フレックスドリル

諸機械工具製作並販賣

**五色屋工商営業所**

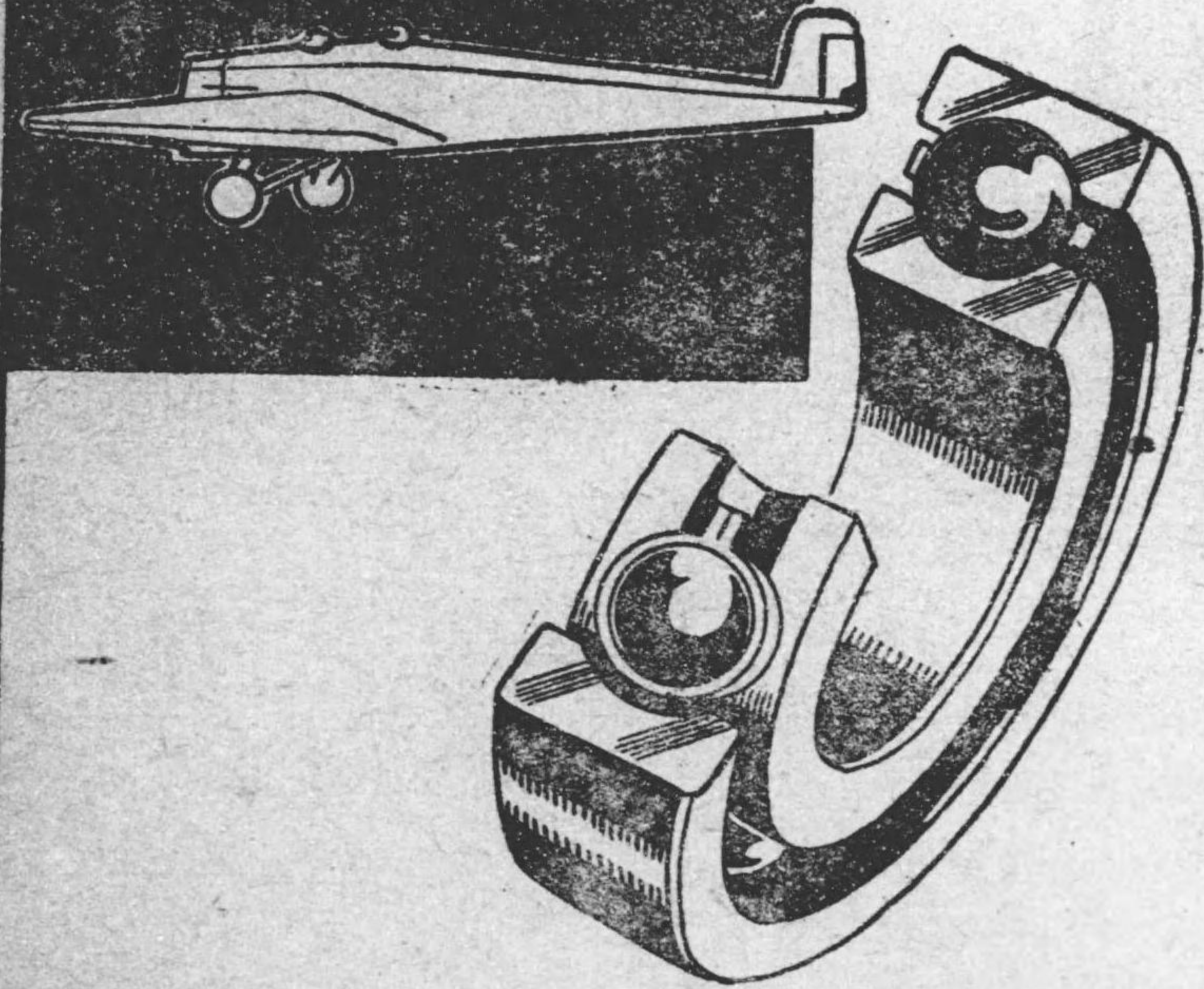
名古屋市昭和区堀田通り四丁目六  
 電話瑞穂(73)三三一・二七〇九番



(前27)

# NTN

ボールベアリング  
 ローラーベアリング



**東洋ベアリング製造株式会社**

大坂市西區京町堀通一ノ四七 (市電京町橋電停前)

電話 佐堀 (44) 5850—5856

支店 東京・名古屋 工場 桑名

(前28)

**KOBIC**  
BALL BEARING

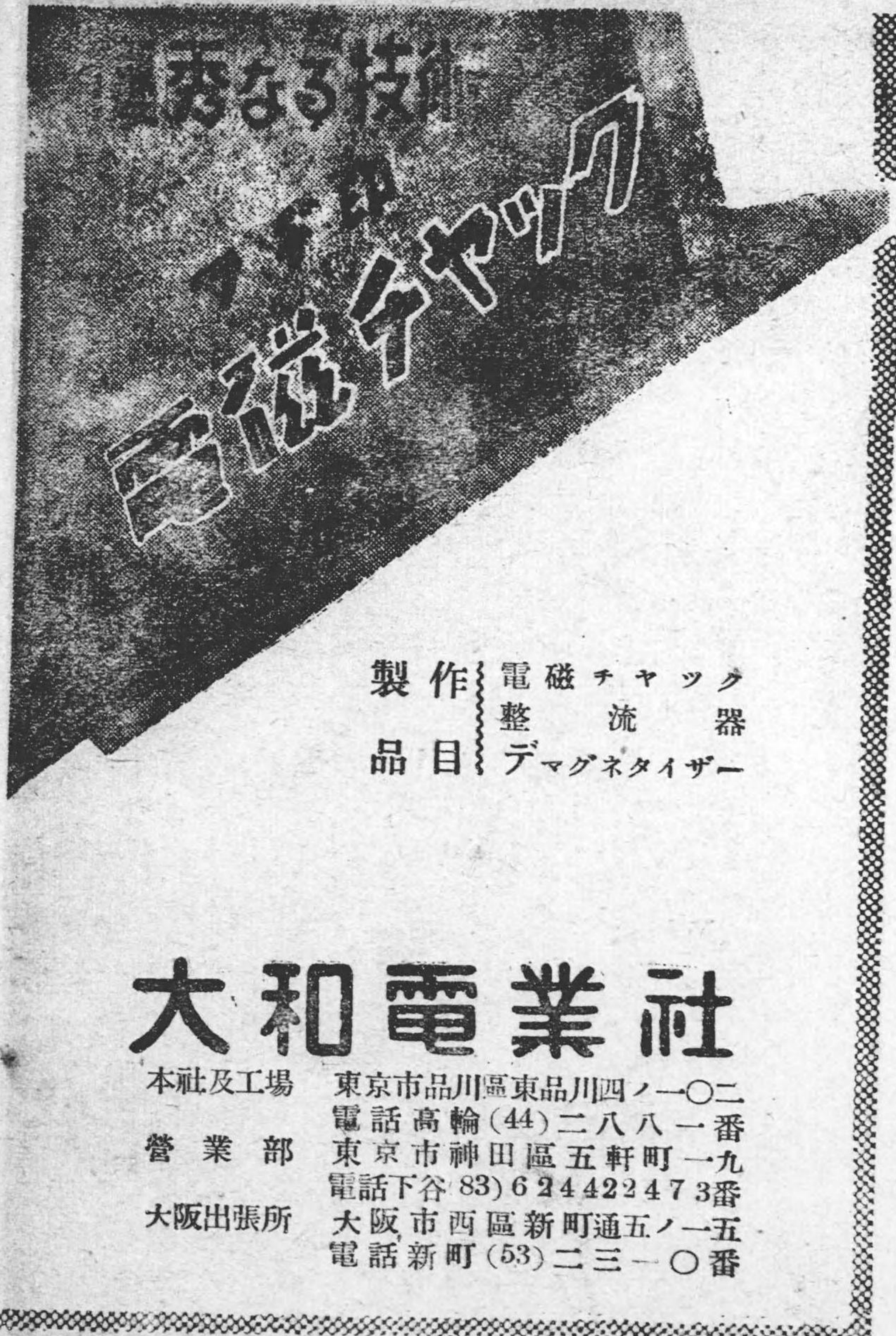


**金剛ベアリング株式会社**

大阪市西區立賣堀北通四丁目一四  
電話新町三〇〇一・三〇六五番  
本社工場 大阪府南河内郡長野町木戸  
電話長野七七・一〇六番

(前29)

秀なる技術  
電磁チャック



製作 電磁チャック  
整流器  
品目 デマグネタイザー

**大和電業社**

本社及工場 東京市品川區東品川四ノ一〇二  
電話高輪(44)二八八一番  
營業部 東京市神田區五軒町一九  
電話下谷(83)624422473番  
大阪出張所 大阪市西區新町通五ノ一五  
電話新町(53)二三一〇番

(前28)

WKS

強力

# ワタリ。立装置

効率百倍

本機ハ逆轉裝置ヲ備ヘタ各種ポール盤ニ使  
用シタツテノ破損ヲ極度ニ減ジ、迅速ニ且  
ツ精確ニワタリ立テヲ爲ス裝置デアル。



新製品

使用能力	モールス ターベ軸
3/4~3/4	No. 3
1/2~1/8	No. 4
1/4~3/8	No. 5
5/8~2 1/2	No. 2

## 製造元 ワタリ商會

大阪市北區堂島船大工町七 (堂ビル前)

電話北(86) { 8 9 5 0 番  
4 2 2 9 番

(前81)

無線機器用整流器  
通信用各種變壓器

# 大阪變壓器株式會社東京工場

東京府北多摩郡三鷹町下連雀  
電話吉祥寺一〇四一・一四一〇

東京營業所

東京市京橋區銀座一ノ五銀一ビル

電話京橋 三五五四・二八五六

本社

大阪市北區堂島濱通り堂ビル

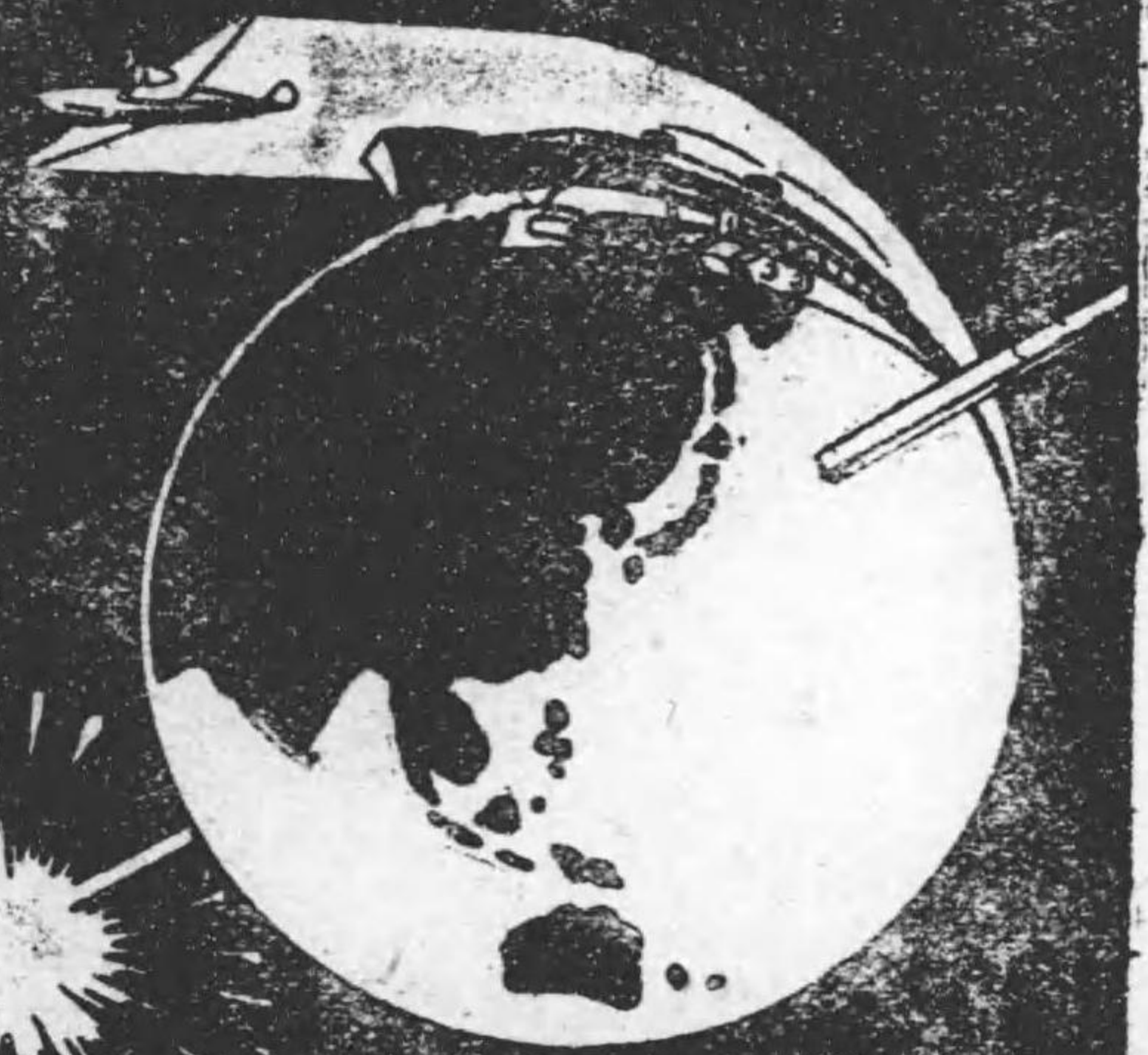
電話北二二九・二四二三・二三五四・五八〇四

(前80)

特殊目的用金属

# 電気熔接棒

製造品目  
 鋼用  
 鋁用  
 銅用  
 鉛用  
 錫用  
 鉄用  
 鋅用  
 鎳用  
 鉻用  
 錳用  
 其他



## 東京ウエルディング商會

営業所  
 研究所及  
 工場  
 工場

東京市浅草区神吉町六番地  
 電話根岸(87)3433 振替東京85156  
 東京市下谷区山伏町二十六番地  
 電話根岸(87)3603 番  
 東京市葛飾区小菅町四九0番地  
 電話足立3435 番



精密機械統制會員

# 山武工業株式會社

本社 東京市麴町區丸ノ内二ノ六  
電話丸ノ内(28) 891-4・5517・6068番

工場 東京市大森區新井宿五ノ一一四  
電話大森(06) 7447・8458・9290番

## 主要製品

横型中グリ盤  
プローチ盤  
平面研磨盤  
自動旋盤  
心無脚削盤

## 主要製品

高溫度測定用計器  
溫度測定用計器  
壓力測定用計器  
瓦斯測定用計器  
流量測定用計器  
液面位測用計器  
特殊自動制御裝置

電氣機械統制會員

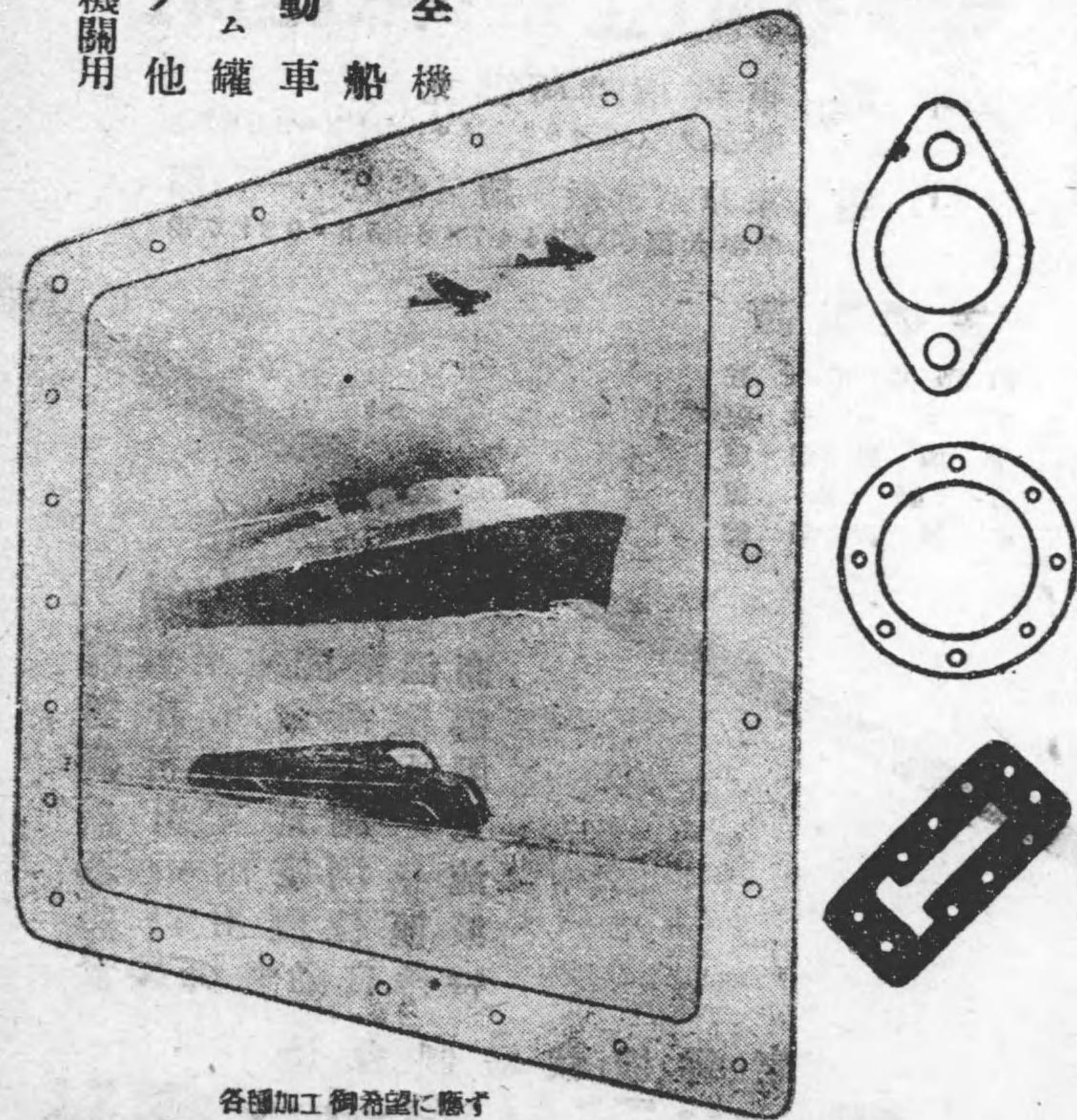
# 山武計器株式會社

本社 東京市麴町區丸ノ内二ノ六  
電話丸ノ内(28) 891-4

工場 東京市麴町區西六郷三ノ四八  
電話蒲田 4887・4787・5950

# オイルシート パッキング

航空機  
艦船  
自動車  
ドラム  
罐  
其他  
内燃機  
關用



各種加工 御希望に應ず

## 東洋オイルシート工業所

大阪支店 大阪市南區北炭屋町七番地  
電話 (75) 六〇五一  
本店及工場 京都市西大路驛前電話下(5)8478番

# 東洋スチール株式会社

西宮市今津眞砂町十二番地  
代表電話 西宮五二六四番

西宮工場 西宮市今津眞砂町一二番地

電話四宮 四六三九  
電話西宮 四三九四  
電話西宮 四二四九

電話西宮 四一四九  
電話西宮 四〇四九

電話西宮 四〇四九  
電話西宮 三九四九

電話西宮 三九四九  
電話西宮 三八四九

電話西宮 三八四九  
電話西宮 三七四九

電話西宮 三七四九  
電話西宮 三六四九

電話西宮 三六四九  
電話西宮 三五四九

電話西宮 三五四九  
電話西宮 三四四九

電話西宮 三四四九  
電話西宮 三三四九

電話西宮 三三四九  
電話西宮 三二四九

電話西宮 三二四九  
電話西宮 三一四九

電話西宮 三一四九  
電話西宮 三〇四九

電話西宮 三〇四九  
電話西宮 二九四九

電話西宮 二九四九  
電話西宮 二八四九

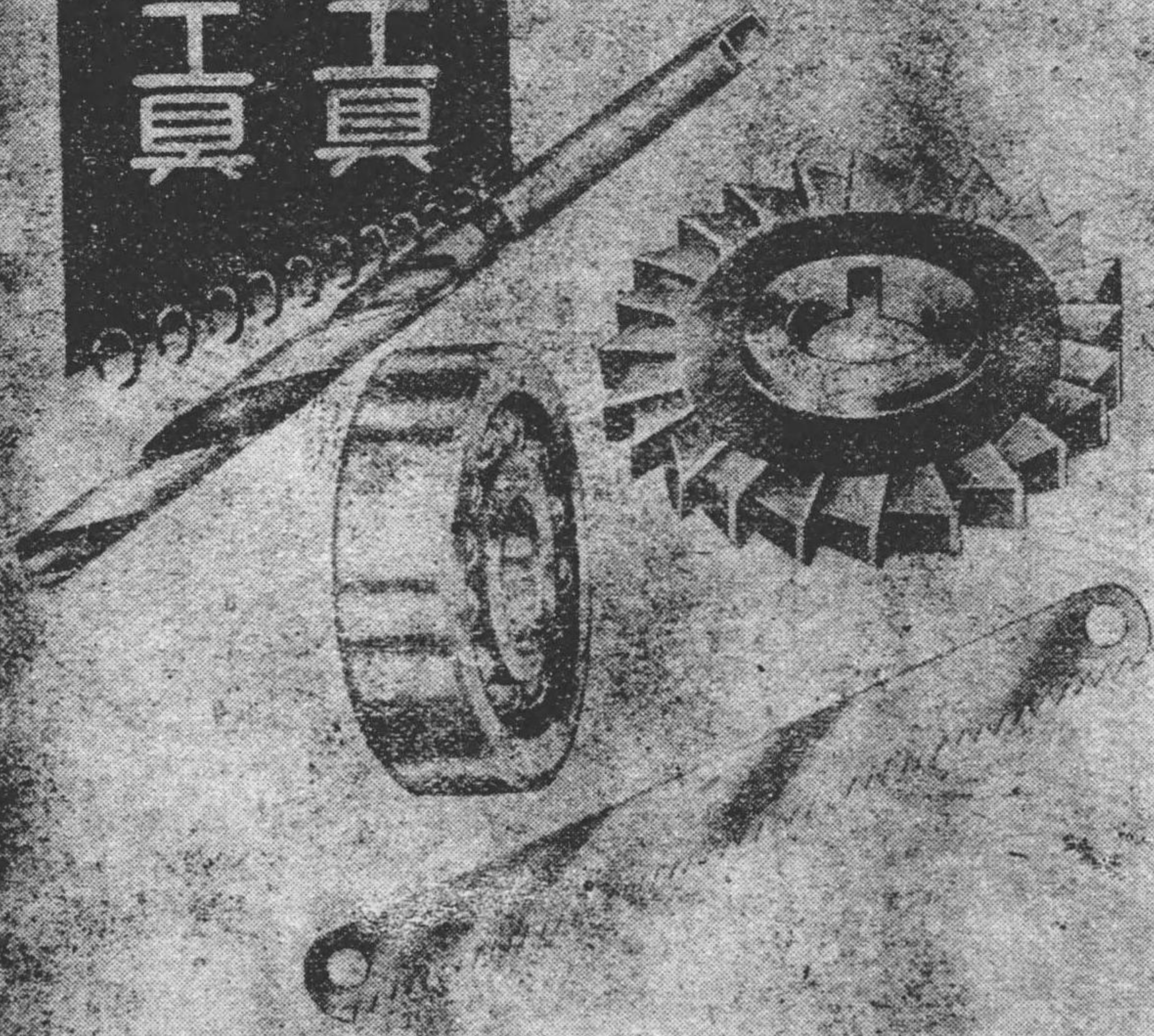
電話西宮 二八四九  
電話西宮 二七四九

電話西宮 二七四九  
電話西宮 二六四九

電話西宮 二六四九  
電話西宮 二五四九

電話西宮 二五四九  
電話西宮 二四四九

即  
軸承工具  
切削工具



不二越鋼材工業株式會社特約店

會社 西孫商店

大阪市南區順慶町三丁目

電話掛號  
一九六・二七八九番  
一九七・三〇二九番  
三五五八・四九九〇番

(087)



精密切削工具



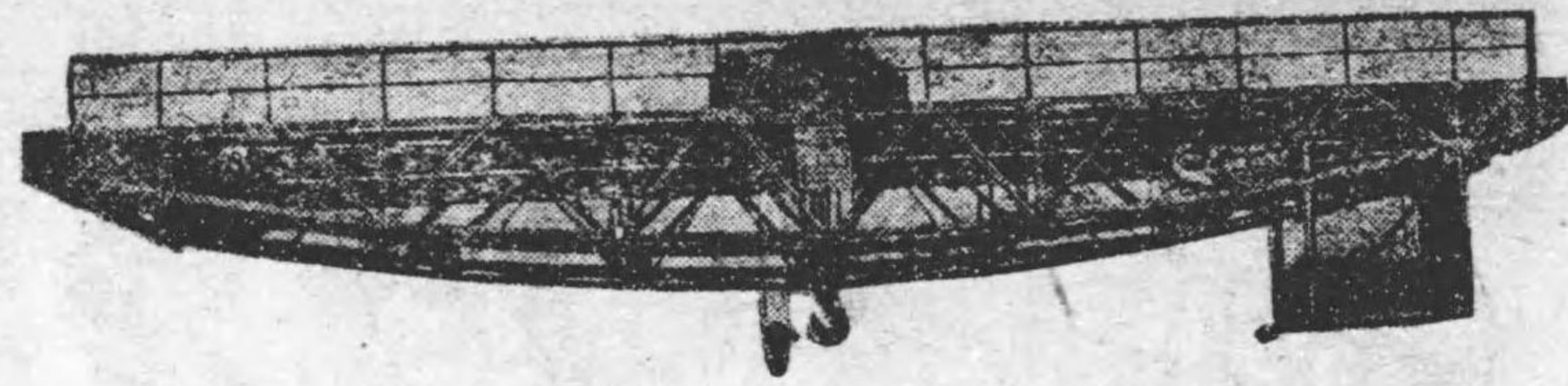
株式會社 日本工具製作所

大阪市東淀川区十三面之四丁目二五

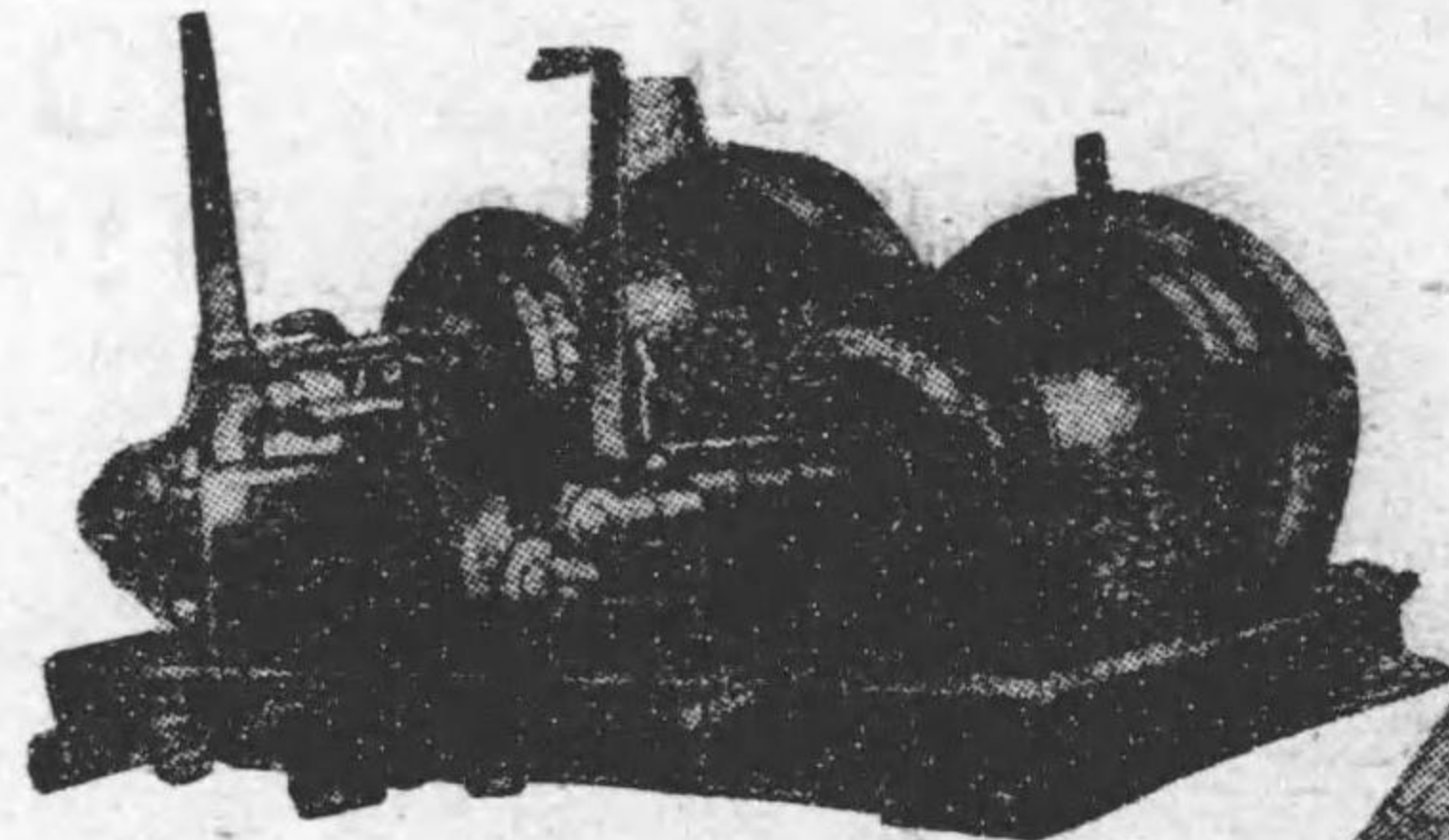
電話北 四〇八八番 七八九二番

工場 大阪 名古屋

(086)



電動走行天井起重機



復胴捲揚機

電動固定起重機



輸送機・捲揚機  
製鐵・製鋼・鍛造  
或山土木用諸機械

# 朝日製機互作所

名古屋市中區西松枝町二三番地  
電話 中三一七八・三一七九番

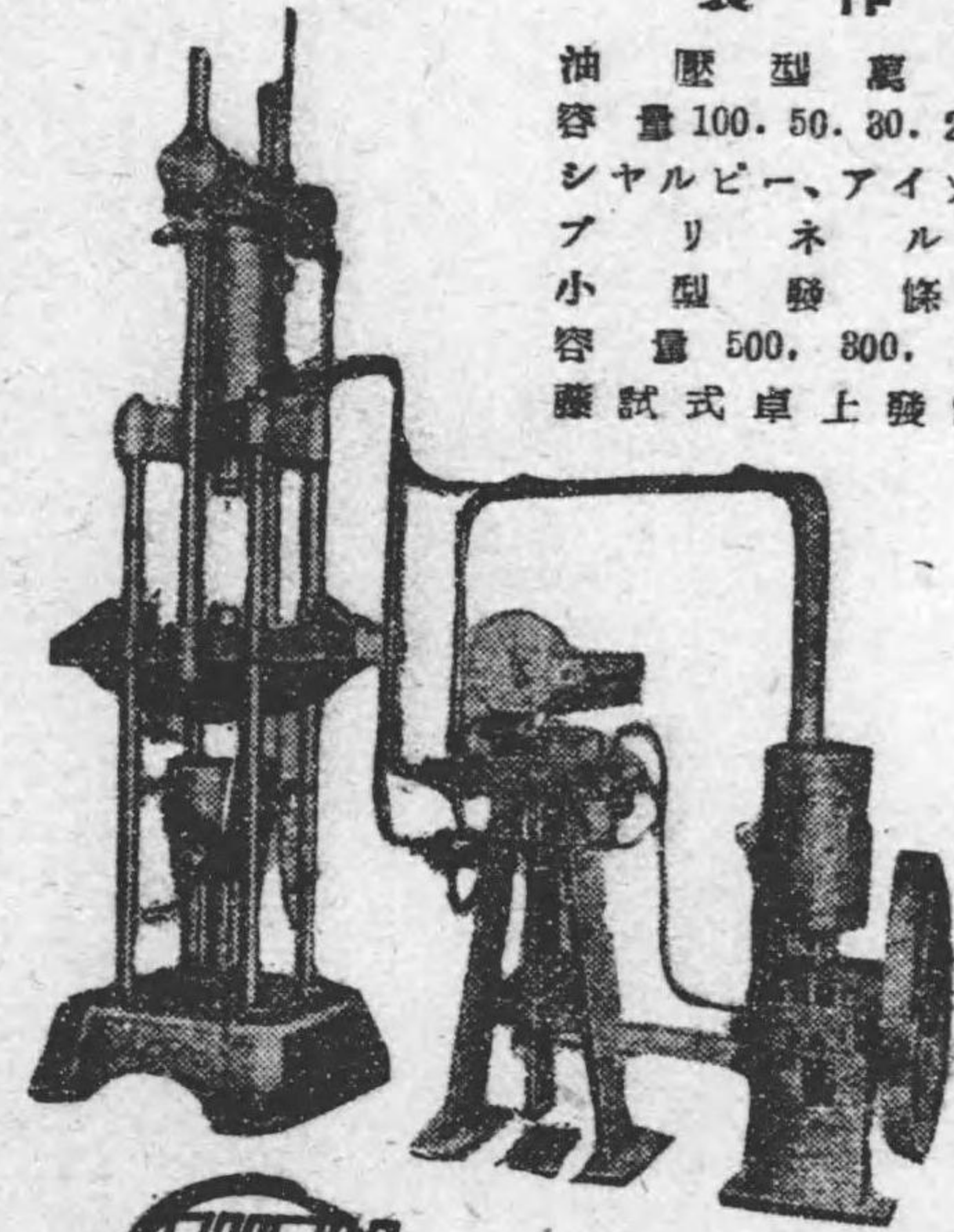
(前89)

# 金属材料試験機

## 油圧式萬能試験機

### 製作種目

油圧型萬能試験機  
容量100. 50. 30. 20. 10. 隨各種  
シャルビー、アイソット衝擊試験機  
ブリネル式硬度計  
小型發條試驗機  
容量500. 300. 100 斤各種  
藤試式卓上發條シケンキ



萬能試験機

容量 10

20

30

40

50

100

衝擊試験機

バネ試験機

ブリネル硬度計

50西アムスラー萬能試験機

(納期迅速)  
カタログ進呈)

# 藤井試験機製作所

工場及營業所 東京市蒲田區北靨谷町二四三〇  
電話 蒲田 4434・5709  
大阪出張所 大阪市西區立賣堀南通リ二ノ四八  
電話 新町 3326・4368  
地方代理店 横須賀・豊川・吳・舞鶴・小倉・大連

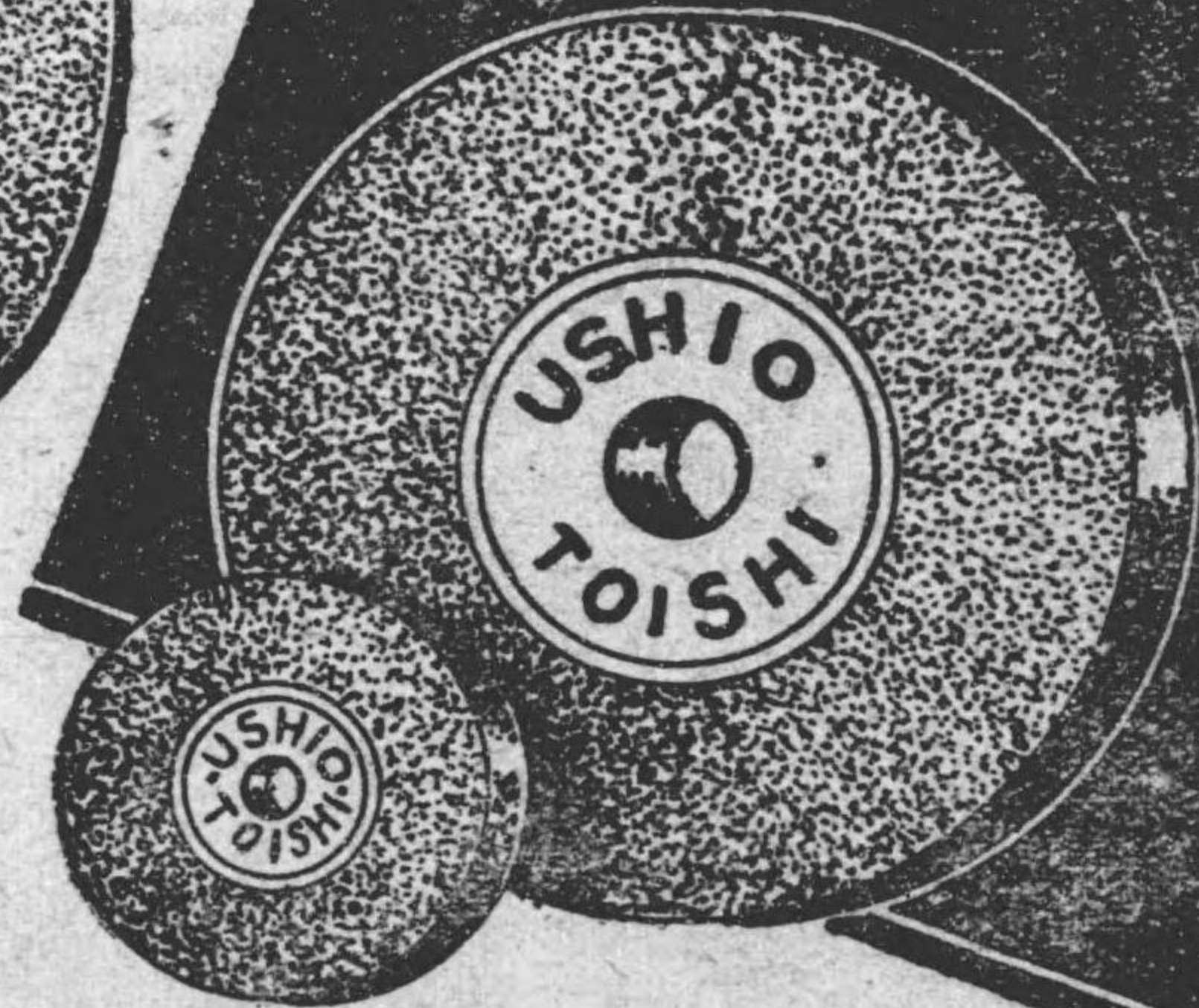
(前88)

# 各種研削砥石

切断砥石



特殊最高研磨  
ベークライト製  
ラッピング砥石



シルクエンドレスベルト

大同精砥株式会社 大阪 販賣所

## 潮商會

大阪市北區太融寺町一〇三  
電話 豊崎(37)二七二三番

(第41)



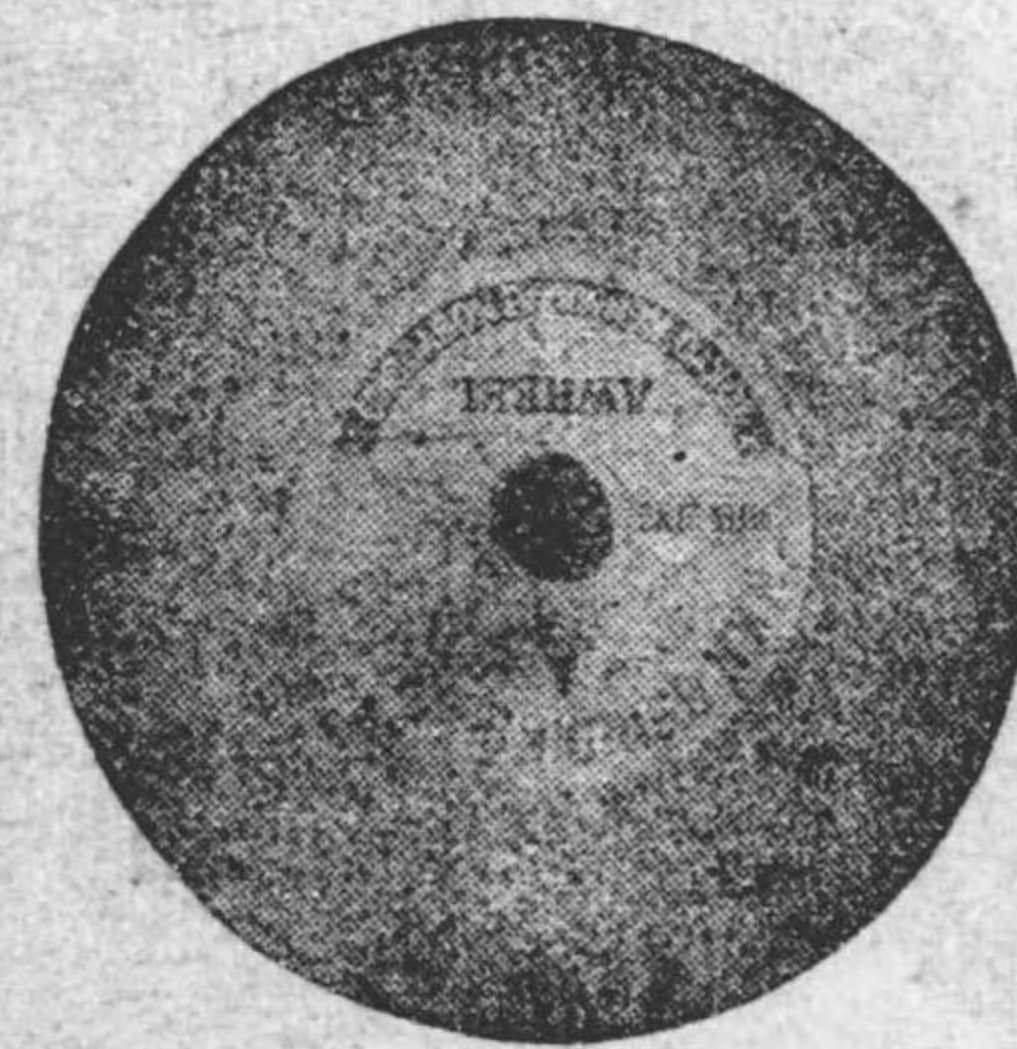
# トウケン

## 研削砥石

東研綜合カク御利用下さい



研削・研磨砥石  
樹脂製法砥石  
マウンテッド砥石  
天然・人造油砥石  
ラッピングパウダー  
研磨材料・用品



## 東京研磨材工業所

本社・東京市芝區赤羽町四 電話三田(45)3440・3441・0758  
工場・東京市世田ヶ谷區新町3ノ524 電話世田ヶ谷5025番  
出張所・横浜市神奈川區高島町1ノ1 電話神奈川(4)3875番  
同・名古屋市中川區八熊通1ノ14 電話南(6)3476番

(第40)

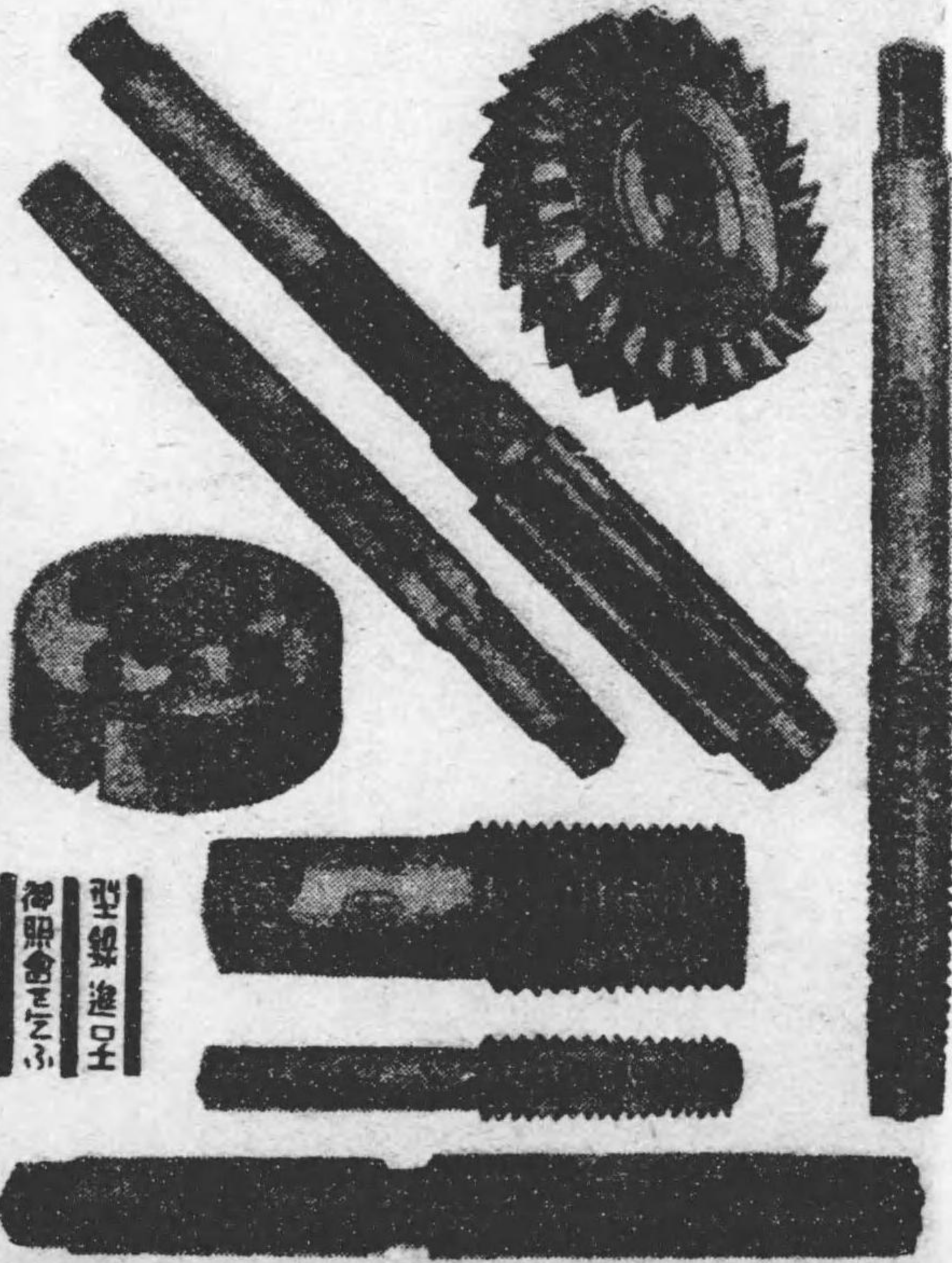
メーカー直接卸

# 春山の切削工具

主要製品

自在リリーマー  
ハンドリリーマー  
テーパリリーマー  
ハンドタツプ

航空機用タツプ  
各種サイドカッター  
丸  
其他各種切削工具



HHH

## 春山精密工具製作所営業所

名古屋市中川区八熊町字二女子境(電話南65903)

工場 名古屋市港区玉船町  
大阪出張所 大阪市東区河原町五番地(電話新町5082番)  
近江大津出張所 大津市高見町2-3番(電話新町21番)

(前48)

# 不二見 擬鐵

## 各種重錘

### 特殊 金屬 鐵材 代用

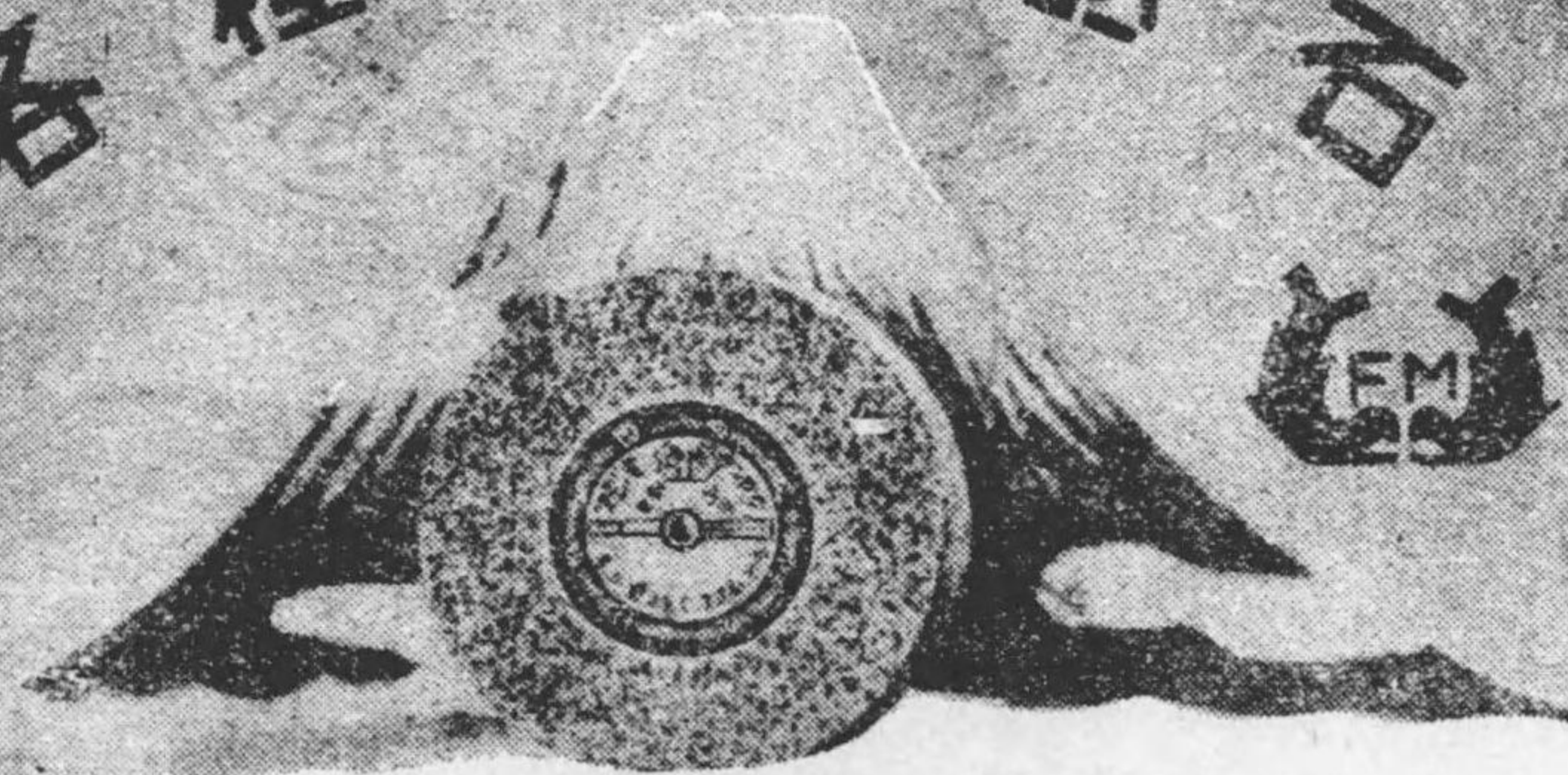
工場 名古屋市中區廣路町  
所在地 名古屋市中區老松町  
中區 不二見商事有限會社  
名古屋市中區老松町七ノ三  
電話中一七七二・四二九五  
主たる用途  
△工作機械△工廠設備  
△鐵道信機 電氣設備

△エレウエーター△起重機  
△港内浮標其他各種  
關東 有限 關東不二見商會  
關西 有限 關西不二見商會  
東京市日本橋區橋本町三ノ一四  
電話茅場町六八〇五番  
大阪市西區京町堀通二ノ一三  
電話土佐堀二四三番

## 本社 不二見燒合資會社

名古屋市中區廣路町字材北  
電話瑞穂1764番

# 各種研削研石



(天然・人造・變型・各種油砥石)

## 不二見商事有限會社

名古屋市中區老松町七丁目三番地  
電話中(3)1772番4295番

(前42)

# 工業窯爐の設計と製作

石炭爐・瓦斯爐・電氣爐・重油爐



燒鈍爐・加熱爐・熔解爐・調質爐・滲炭爐・燒入爐  
 其 他各種工業用  
 燃燒機械類各種・爐附屬品各種・高級耐火煉瓦  
 異型煉瓦・煙突・煙道工事・現場監督請負

## 株式會社 東京火工製作所

本 社 東京市深川區東陽町二丁目十七番地  
 電話 深川 (64) 2191~(3) 番  
 出張所 名古屋市東區堅代官町二五番地  
 電話 東 (4) 3639 番  
 機械工場 東京市京橋區月島東仲通リ二丁目三  
 電話 京橋 (56) 9491 番  
 煉瓦工場 東京市城東區南砂町一丁目一〇〇一  
 電話 本所 (73) 6190 番

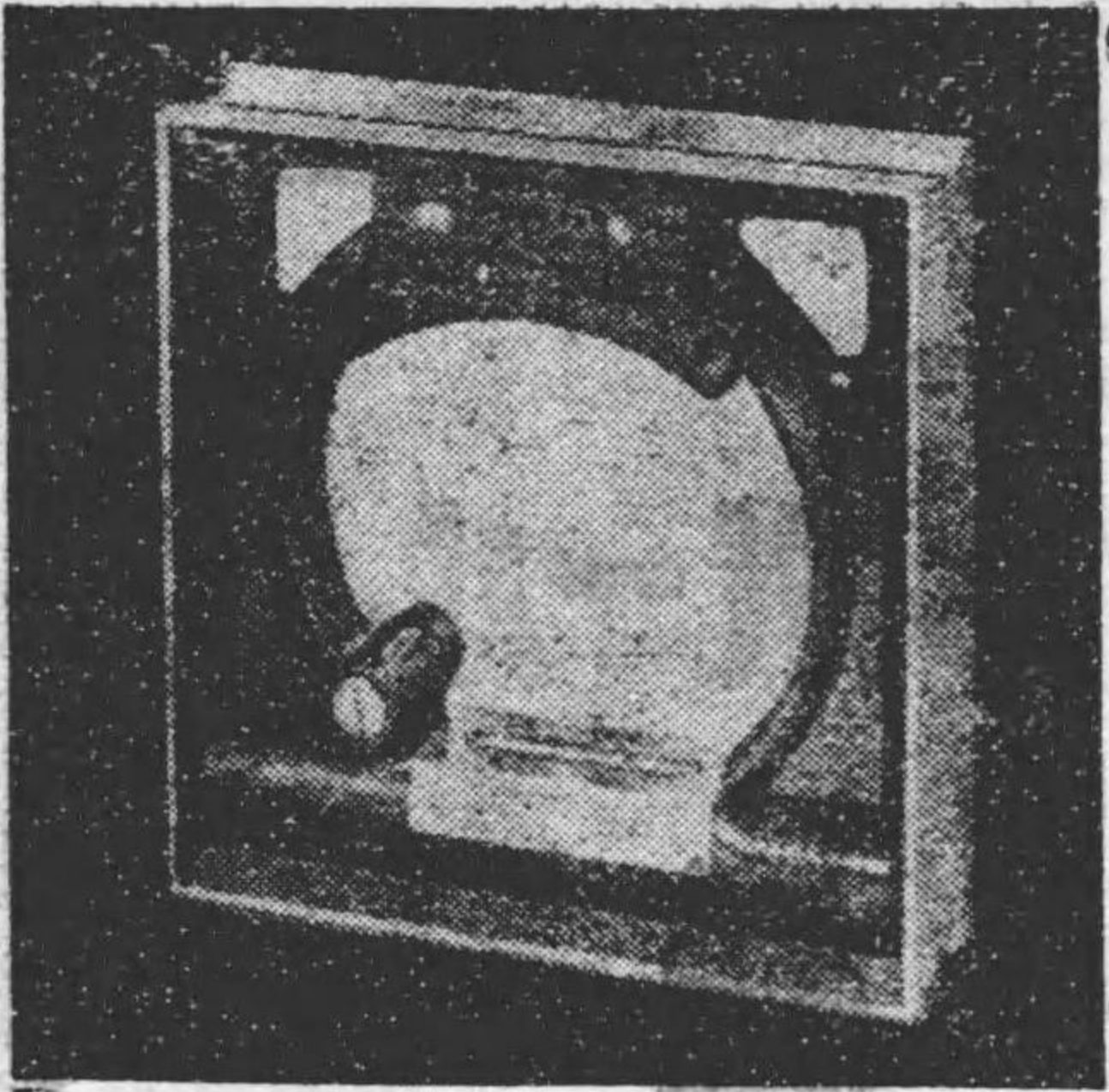
(附45)



## 富士通安輪具株式會社

工場 大阪府中河内郡枚岡町額田一四一五番地  
 營業所 大阪市東區淡路町四丁目五〇番地 (大REIL内)  
 發賣元 株式會社大澤商會 京都 東京 大阪 小倉 京城

(附44)



測定範囲  
 0 - 0mm  
 0 - 18  
 18 - 35  
 35 - 60  
 60 - 100  
 100 - 160  
 160 - 250  
 250 - 400

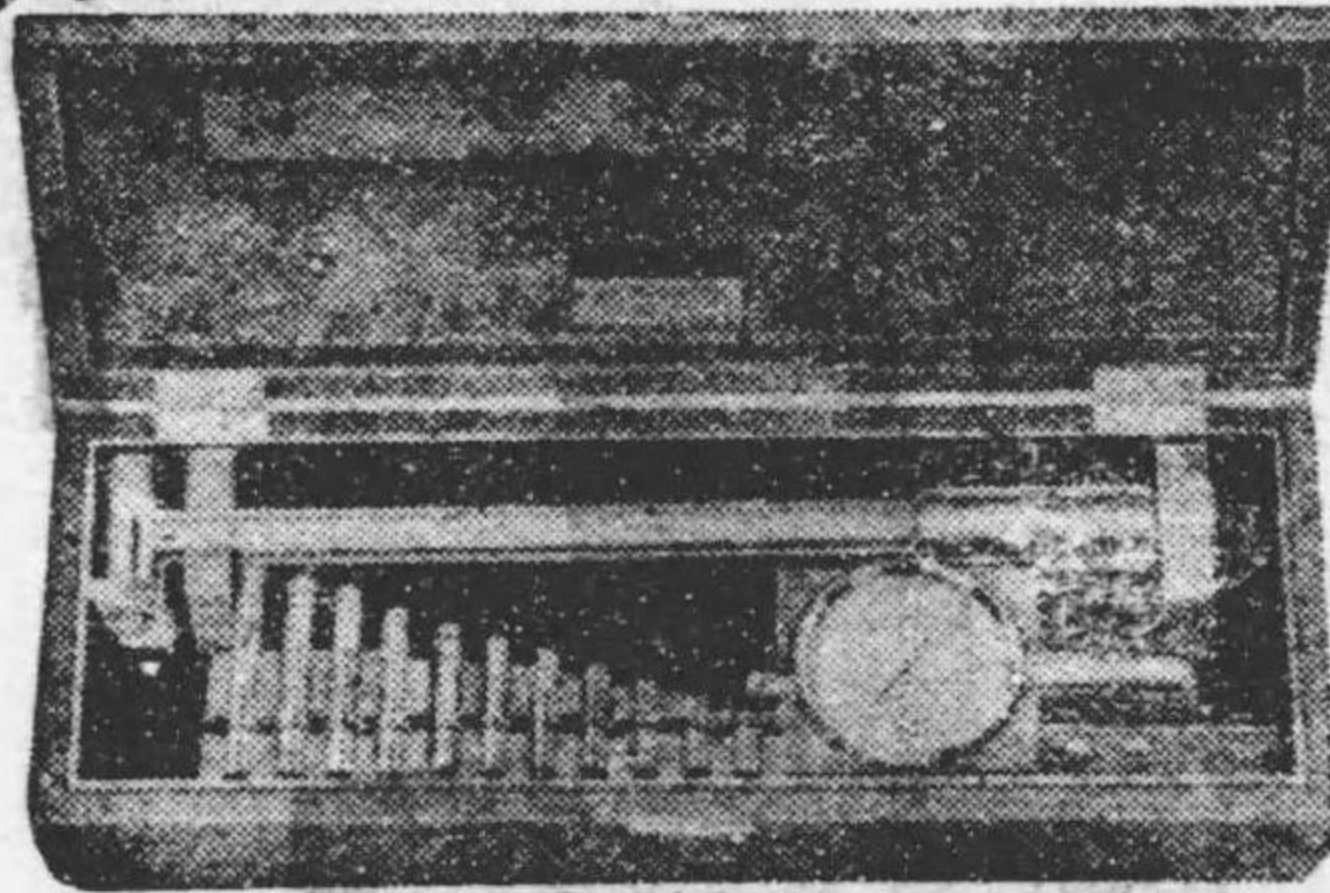


三豊マイクロノーター

# 服部のレベル 各種測定工具



チャンピオダイヤルゲージ



(精度保証)

M A 型  
 (カルマー型)  
 シリンダーゲージ

発売元 **三光精機商會**

大阪市北區梅ヶ枝町一五九  
 電話北(36)六四七六番

萬能工具フライス盤

純正マークギヤー使用



萬能工具フライス盤  
 平面研磨盤(油壓式)

精密機械統制會員



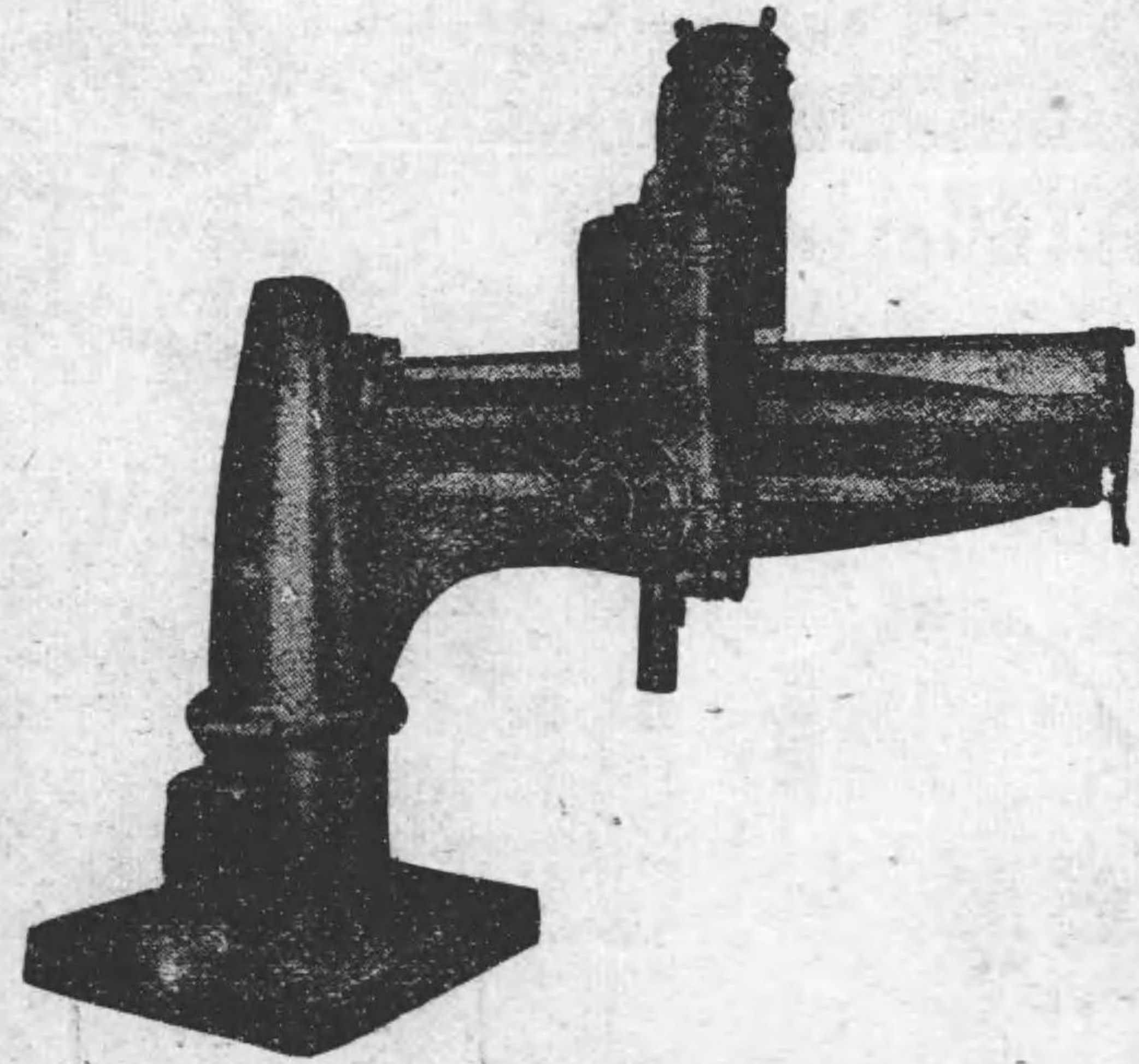
## 株式會社 新興機械製作所

本社・營業所 大阪市北區曾根崎新地一丁目四〇 電話北(36)1771・1772  
 第一工場 大阪市東淀川區野中南通二ノ七四 電話北(36)3652・三製551  
 第二工場 大阪市東淀川區野中南通二ノ二六 電話北(36)2320



7呎カーター

ラチアルボール盤



新堂製作所

大阪市北区東野田町三丁目  
電話堀川(35)三〇七八・六六〇四番

(前48)



高速度用・マンガン鋼用  
 鋸鋼用・モリブデン鋼用  
 ステンレス用・銅・真鍮用  
 原子水素溶接用タングステン棒・線

ブロンズ 瓦斯溶接棒

瓦斯用鑄物溶接

納期迅速

型録急送



**アサヒ産業株式会社**

本社 東京市日本橋區通一(國分ビル)

電話日本橋(24)一四九八・五四二一番

(目次1)

目次

經濟新體制確立要綱……………一  
 重要産業團體令……………三  
 同上施行規則……………一  
 統制會は飽迄強化育成……………  
 商工省總務局 神田 暹……………一三  
 行政の一元化を望む……………  
 産業機械統制會 大河内正敏……………一九  
 統制會の官僚化是正方策……………  
 三菱重工社長 郷 古 潔……………三三  
 鐵鋼統制會統制規程……………三五  
 同會定款……………四〇  
 同會事務分掌規定……………四六  
 同會役員……………五二  
 同會會員……………五四  
 石炭統制會統制規程……………六〇

同會定款……………六二  
 同會事務職制規程……………六六  
 同會役員……………七〇  
 同會々員……………七二  
 鑛山統制會統制規程……………七五  
 同會定款……………七六  
 同會事務分掌規程……………八三  
 同會役員……………八八  
 同會々員……………九〇  
 洋灰統制會統制規程……………九四  
 同會定款……………九八  
 同會役員……………一〇三  
 同會課長名簿……………一〇四  
 同會々員……………一〇五  
 車輛統制會統制規程……………一〇七  
 同會定款……………一三

同會役員……………一一八  
 同會々員……………一九  
 自動車統制會統制規程……………二八  
 同會定款……………三三  
 同會事務局分掌規程……………三八  
 同會役員……………四五  
 同會々員……………四六  
 精密機械統制會統制規程……………四七  
 同會定款……………五三  
 同會事務局分掌規程……………五八  
 同會役員……………六三  
 同會々員……………六四  
 電氣機械統制會統制規程……………七〇  
 同會定款……………七七  
 同會事務局分掌規程……………八三  
 同會役員……………八八

同會々員……………二一九  
 産業機械統制會統制規程……………二四二  
 同會定款……………二四八  
 同會事務局分掌規程……………二五三  
 同會役員……………二五七  
 同會々員……………二五八  
 金屬工業統制會統制規程……………三二三  
 同會定款……………三二八  
 同會事務分掌規程……………三三二  
 同會役員……………三三一  
 同會々員……………三三二  
 貿易統制會定款……………三三五  
 同會役員……………三四一  
 同會々員……………三四二  
 造船統制會統制規程……………三五三

同會定款……………三五七  
 同會役員……………三六三  
 同會々員……………三六四  
 鐵道軌道統制會支部規程……………三六七  
 同會統制規程……………三六八  
 同會定款……………三七一  
 同會役員……………三七七  
 同會々員……………三七八  
 輕金屬統制會定款……………四〇五  
 同會役員……………四〇九  
 同會々員……………四一〇  
 羊毛統制會定款……………四一三  
 同會役員……………四一八  
 同會々員……………四一九  
 皮革統制會定款……………四二三  
 同會役員……………四二八

同會々員……………四二九  
 同會定款……………四三三  
 同會役員……………四三九  
 同會々員……………四四〇  
 人絹絹統制會定款……………四四七  
 同會役員……………四五三  
 同會々員……………四五五  
 麻統制會定款……………四六五  
 同會役員……………四七一  
 同會々員……………四七二  
 油脂統制會定款……………四七五  
 同會役員……………四七一  
 同會會員……………四七二  
 化學工業統制會定款……………四八五  
 同會役員……………四九〇  
 同會々員……………四九二

編部版出社信通業工  
**鑑名會制統**

行發社信通業工

京東・阪大




**日電興業株式會社**

株式會社 日本電解製鐵所  
 日本マグネシウム株式會社  
 國產輕銀工業株式會社

富士飛行機株式會社  
 三陟開發株式會社  
 日本輕銀工業株式會社

資本金壹億壹仟壹百萬圓

社長 高津 啓一

本社 大阪府北區宗是町壹番地  
 東京事務所 東京市麴町區內幸町二ノ一ノ三  
 富山事務所 富山市總曲輪二一三

## 凡 例

鐵鋼、石炭、鑛山、洋灰、車輛、自動車、精密機械、電氣機械、産業機械、金屬工業、貿易、造船の十二部門統制會は、いづれも昨年暮から今春にかけて設立し、本年五月鐵道軌道、同じく九月輕金屬を初めとして羊毛、皮革、麻、人絹絹、綿スフ、油脂、化學工業、相次いで組織發會を見るに至り、こゝに、我が經濟史上、眞に劃期的な體制は成つたのである。

本書は以上二十一部門統制會の定款、統制規程、事務分掌、本支部所在地、役員の住所、電話番号、會員の主要製品又は營業課目、會社工場の代表者氏名、所在地、電話番号等を詳細網羅し、産業人への便益に供すべく編纂なし、併せて、これ等各種統制會今後の使命並に運営に關する貴重なる論説をも収録したものであつて、利用者の期待に叛かざるを確信する次第である。

尙、資料調査は昭和十七年十二月一日現在とせり。

昭和十七年十二月十五日

編 者

## 經濟新體制確立要綱

### 第一章 基本方針

日韓支を一環とし大東亞を包容して自給自足の共榮圈を確立し、その圈内に於ける資源に基づき國防經濟の自主性を確保し官民協力の下に重要産業の中心として綜合的計畫經濟を遂行し以て時局の緊急に對處し國防國家體制の完成に資し、依つて軍備の充實國民生活の安定、國民經濟の恒久的繁榮を圖らんとす。而して之が爲には(一)企業體制を確立し資本、經營勞務の有機的一體たる企業をして國家綜合計畫の下に國民經濟の構成部分として企業擔當者の創意と責任とに於て自主的經營に任せしめその最高能率の發揮に依つて生産力を増強せしめ(二)公益優先、職分奉公の趣旨に従つて國民經濟を指導すると共に經濟團體の編成に依り國民經濟をして有機的一體として國家總力を發揮し、高度國防國家目的を達成せしむるを要す。

本要綱の實施に當りては現下の時局に鑑みその緊急なるものに重點を置き、必要に應じ逐次之を實施するものとし生産力の低下、配給の不圓滑を生ずることなく、民心の不安を來すことなきを期す。尙本體制の整備に即應じて關係行政機構及びその事務の再編成を行ふ。

### 第二章 企業體制

企業體制を確立し各個の企業をして國家目的に従ひその創意と責任とに

於て之を經營せしめ生産の確保増強を期す。

- 一、企業は民營を本位とし國營及び國策會社に依る經營は特別の必要ある場合に限る。
- 二、企業はその性質に依り一定の基準に従ひ之が設立等につき必要に應じ制限を加ふ。
- 三、企業はその性質に依り一定の基準に従ひ生産、計畫並に技術的見地より見て之を分離結合せしむることを得。
- 四、中小企業は之を維持育成す但しその維持困難なる場合に於ては自主的に整理統合せしめ且その圓滑なる轉移を助成す。
- 五、企業は國家的生産増強に寄與せしめ又そ 恒久的發展を遂げしむるため適當なる指導統制を加ふ。
  - イ、主要物資の價格を公定するに當りては中庸生産費を基礎とし適正利潤を計上す。
  - ロ、國民經濟の秩序保持に障礙ある投機的利潤及び獨占的利潤の發生を防止すると共に適正なる企業利潤を認め特に國家生産の増強に寄與したる者に對してはその利潤の増加を認め。
  - ハ、企業利益の分配に當りては適當なる制限を加ふるもその超過部分は公債その他を以て留保し一定條件に従ひ一定期間後に於て處分するの途を拓く。
  - ニ、發明發見に依り國家生産の増強に寄與したる者に對しては特別

なる報奨の途を講ず。

ホ、技術は之を公開するの途を拓きその優秀なるものに對しては適當の報奨を與へ以てその進歩を促進す。

ヘ、企業の設備更新を容易ならしめその他企業の基礎を鞏固ならしむるため償却を強化す。

ト、企業の國家的生産増強に對する寄與に應じ重點的にその擴充發展を助成す。

六、農業水産經營の企業體制に就ては別途之を考慮す。

### 第三章 經濟團體

#### 一、經濟團體組織

イ、重要産業部門に付ては企業及び組合を單位として同一業種に屬する業者又は同一物資に關する業者を網羅する業種別又は物資別經濟團體を組織す。

その基本條件左の如し。

1 經濟團體は之を特殊法人とす。

2 經濟團體は業者の推薦に基き政府の認可する理事者指導の下に之を運営す。

ロ、その他の産業は前項に準じ必要に應じ業種別又は地域別系統團體に組織す。

ハ、外地の企業は外地各地域に於て前各項に準じ夫々經濟團體を組

織す但し内地との一元的統制を特に必要とするものには全國的統制に付適當なる措置を講ず。

ニ、經濟團體を組織するに付特に留意すべき事項左の如し。

1 經濟團體の編成に當りては重要なるものより逐次必要の順序に依りこれを組織す。

2 軍事上特に必要ある企業に付ては別途これを考慮す。

3 全産業を統轄する最高經濟團體は必要ありと認めたる時に於てこれを設置す。

#### 二、經濟團體の職能

イ、重要産業經濟團體の職能左の如し。

1 政府の協力機關として重要政策の立案に對し政府に協力すると共に實施計畫の立案及びその計畫實行の責に任じ且必要ある場合に於ては政府に意見を具申す。

2 前項の計畫實行に付下部經濟團體及び所屬企業の指導に任ず

3 必要に應じ生産、配給等經營の實績調査を爲すと共に生産品の品質規格の検査の衡に當り下部經濟團體を監督す。

4 共同計算その他の方法に依り犠牲事業等に對し共助の實を舉げ産業の發展に資す。

ロ、その他の團體の職能も概ね右に準す。

三、政府の監督及び大政實費會との關係

イ、政府は經濟團體を指導監督す。

經濟團體の整備に伴ひその運営は之を出來得る限り自主的ならしめ指導監督は大綱に止どむ。

ロ、政府は經濟團體の組成傳達を圖るため大政實費會と協力す。

四、農林水産業に關する經濟團體組織に付ては別途之を考慮す。

## 重要産業團體令

### 第一章 總 則

第一條 國家總動員法（昭和十三年勅令第三百十七號）に於て依ル場合ヲ含ム以下同ジ）第十八條ノ規定ニ基ク重要産業ニ於ケル事業ノ統制ヲ目的トスル團體ニ付テハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ヲ適用スベキ重要産業ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 本令ニ依ル團體ハ統制會及統制組合トス

統制會又ハ統制組合ハ其ノ名稱中ニ統制會又ハ統制組合ナル文字ヲ用フベシ但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

### 第二章 統 制 會

第四條 統制會ハ國民經濟ノ總力ヲ最も有効ニ發揮セシムル爲當該産業ノ綜合的統制運営ヲ圖リ且當該産業ニ關スル國策ノ立案及遂行ニ協力スル

コトヲ目的トス

第五條 統制會ハ産業ノ種類別ニ之ヲ設立ス

第六條 統制會ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ニ掲グル事業ヲ行フ

一、當該産業ニ於ケル生産及配給並ニ當該産業ニ要スル資材、資金、勞務等ノ需給ニ關スル政府ノ計畫其ノ他當該産業ニ關スル政府ノ計畫ニ對スル參畫

二、當該産業ニ於ケル生産及配給ニ關スル統制指導其ノ他會員及會員タル團體ヲ組織スル者ノ當該産業ニ關スル事業ニ關スル統制指導

三、當該産業ノ整備確立

四、技術ノ向上、能率ノ増進規格ノ統一、經理ノ改善其ノ他會員及會員タル團體ヲ組織スル者ノ當該産業ニ關スル事業ノ發達ニ關スル施設

五、當該産業ニ關スル調査及研究

六、會員及會員タル團體ヲ組織スル者ノ當該産業ニ關スル事業ニ關スル檢査

七、前各號ニ掲グルモノノ外統制會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業

第七條 統制會ノ會員タル資格ヲ有スル者ハ左ニ掲グル者ニシテ主務大臣ノ指定スルモノトス

一、當該産業ヲ營ム者

二、當該産業ヲ營ム者ヲ以テ組織スル團體

三、第一號ニ掲グル者及前號ニ掲グル團體ヲ又ハ前號ニ掲グル團體ヲ以

ヲ組織スル團體

第八條 主務大臣統制會ヲ設立セシメントスルトキハ閣令ノ定ムル所ニ依リ前條規定ニ依リ會員タル資格ヲ有スル者ニ對シ統制會ノ設立ヲ命ズベシ

ノ統制會ノ會員トス  
第十二條 統制會ニハ左ノ役員ヲ置クベシ  
會長 一人  
理事 若干人  
監事 若干人  
評議員 若干人

前項ノ規定ニ依ル統制會設立ノ命令アリタルトキハ閣令ノ定ムル所ニ依リ創立總會ヲ開キ之ニ諮リテ定款其ノ他統制會ノ設立ニ必要ナル事項ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

統制會ニハ前項ノ役員ノ外定款ノ定ムル所ニ依リ副會長二人以内又ハ理事長一人ヲ置クコトヲ得

一、目的

第十三條 會長ハ統制會ヲ代表シ當該産業ノ統制指導其ノ他ノ會務ヲ總理ス

二、名稱

副會長ハ會長ヲ輔佐シ豫メ會長ノ定ムル順位ニ依リ會長再故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ會長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

三、事務所ノ所在地

理事長ハ會長及副會長ヲ輔佐シ會務ヲ掌理シ會長及副會長共ニ事故アルトキハ會長ノ職務ヲ代理シ會長及副會長共ニ

四、會員ニ關スル規定

缺員ノトキハ會長ノ職務ヲ行フ

五、事業及其ノ執行ニ關スル規定

理事ハ會長、副會長及理事長ヲ輔佐シ會務ヲ分掌シ豫メ會長ノ定ムル順位ニ依リ會長副會長及理事長共ニ事故アルトキハ會長ノ職務ヲ代理シ會長、副會長及理事長共ニ缺員ノトキハ會長ノ職務ヲ行フ

六、役員ニ關スル規定

監事ハ統制會ノ財産ノ狀況ヲ監査ス

七、會議ニ關スル規定

評議員ハ會長ノ諮問ニ對シ答申シ又ハ會長ニ對シ意見ヲ具申ス

八、會計ニ關スル規定

第十條 統制會ハ第八條第二項ノ認可アリタルトキ又ハ國家總動員法第十條第三條ノ規定ニ依リ定款ノ作成アリタルトキ成立ス

前項ノ解任ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ主務大臣前項ノ認可ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ告示スベシ

前項ノ場合ニ於テハ主務大臣ハ統制會成立ノ旨及定款ヲ告示スベシ

第十一條 統制會成立シタルトキハ其ノ會員タル資格ヲ有スル者ハ閣下其

前項ノ解任ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ主務大臣前項ノ認可ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ告示スベシ

第十四條 會長ハ銓衡委員ノ推薦シタル者ノ中ヨリ主務大臣ノヲ命ズ

前項ノ銓衡委員ハ當該産業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ主務大臣ノヲ命ズ

副會長、理事長及評議員ハ當該産業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ會長ノヲ命ズ

監事ハ閣令ノ定ムル所ニ依リ評議員ノヲ選任ス

第三項ノ規定ニ依ル副會長、理事長及理事ノ任命ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

主務大臣第一項ノ規定ニ依リ任命又ハ前項ノ認可ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ告示スベシ

第十五條 統制會ノ役員ノ任期ハ左ノ通トス

會長	三年
副會長	三年
理事長	三年
理事	三年
監事	二年
評議員	二年

會長必要アリト認ムルトキハ任期中ト雖モ副會長、理事長又ハ理事ヲ解任スルコトヲ得

第二十條 統制會ハ其ノ事業ヲ行フ爲メ必要アルトキハ閣令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ會員ノ全部又ハ一部ニ對シ前條ノ規定ニ依リ賦課金ノ外特別ノ賦課金ヲ課スコトヲ得

第二十一條 統制會ハ定款ノ定ムル所ニ依リ定款又ハ統制規程ニ違反シタル會員ニ對シ過怠金ヲ課スルコトヲ得

第二十二條 第十九條若ハ第二十條ノ規定ニ依リ賦課金又ハ過怠金ヲ課納スル者アル場合ニ於テ統制會ノ請求アルトキハ市町村税ノ例ニ依リ之ヲ



處分ス。此ノ場合ニ於テ統制會ハ其ノ徴收金額ノ百分ノ四ヲ市町村ニ交付スベシ

前項中町村トアルハ町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ之ニ準ズベキモノトス

第一項ノ規定ニ依ル徴收金ノ先取特權ノ順位ハ市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ徴收金ニ次ギ其ノ時効ニ付テハ市町村稅ノ例ニ依ル

第二十三條 統制會ハ其會員又ハ會員タル團體ヲ組織スル者ノ當該産業ニ關スル統制規程ヲ設定スベシ

第二十四條 定款ノ變更並ニ統制規程ノ設定及變更ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

主務大臣前項ノ認可ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ告示スベシ

第二十五條 統制會ノ會員及會員タル團體ヲ組織スル者ハ當該統制會ノ統制規程ニ依ルベシ

第二十六條 統制會必要アリト認ムルトキハ統制會ノ役員又ハ使用人ヲシテ會員及會員タル團體ヲ組織スル者ノ業務若ハ財産ノ狀況又ハ帳簿書類設備其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

統制會ノ會員及會員タル團體ヲ組織スル者ハ前項ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ケ又ハ忌避スルコトヲ得ズ

統制會第一項ノ規定ニ依リ役員又ハ使用人ヲシテ検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證書ヲ携帯セシムベシ

件ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證書ヲ携帯セシムベシ

第三十二條 關係各大臣ハ統制會ニ對シ當該産業ニ關スル事項ノ調査ヲ命ズルコトヲ得

第三十三條 主務大臣當該産業ノ統制運営上必要アリト認ムルトキハ統制會ニ對シ必要ナル事業ノ施行ヲ命ジ又ハ定款ノ變更其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第三十四條 主務大臣ハ統制會ニ對シ業務及會計ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

主務大臣必要アリト認ムルトキハ監督ヲシテ検査ノ結果ヲ報告セシムルコトヲ得

第三十五條 主 大臣ハ會長ノ行爲ガ法令又ハ法令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ、公益ヲ害シタルトキ其ノ他當該産業ノ統制運営上會長ヲ不適當ナリト認ムルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得

主務大臣ハ副會長、理事長、理事、監事又ハ評議員ノ行爲ガ法令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ又ハ公益ヲ害シタルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得主務大臣前二項ノ規定ニ依リ會長、副會長、理事長又ハ理事ヲ解任シタルトキハ其ノ旨ヲ告示スベシ

第三十六條 統制會ハ主務大臣ノ命令ニ因リテ解散ス主務大臣前項ノ命令

第二十七條 會長當該統制會ノ會員タル法人又ハ會員タル團體ヲ組織スル

法人ノ理事取組役其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ行爲ガ左ノ各號ノ

一、該當シ當該産業ノ統制運営上特ニ支障アリト認ムルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ當該法人ニ對シ其ノ役員ノ解任ヲ命ズルコトヲ得、但シ當該統制會ノ會員タル統制組合ノ理事長ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一、法令又ハ法令ニ基キテ爲ス行政官廳ノ處分ニ違反シタルトキ

二、公益ヲ害シタルトキ

三、統制規程ニ違反シタルトキ

第二十八條 通商總會ハ毎年一回會長之ヲ招集ス

會長必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ臨時總會ヲ招集スルコトヲ得

第二十九條 左ニ掲グル事項ハ總會ニ諮リ會長之ヲ決ス

一、定款ノ變更

二、收支豫算

三、第十九條又ハ第二十條ノ規定ニ依ル賦課金ノ賦課徴收方法

第三十條 會長ハ毎年總會ニ統制會ノ事業ノ狀況ヲ報告シ監事ヲシテ財産狀況ヲ報告セシムベシ

第三十一條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ統制會又ハ其ノ會員若ハ會員タル團體ヲ組織スル者ヨリ其ノ事業ニ關シ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ其ノ事務所、營業所、工場、事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類、設備其ノ他ノ物

ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ告示スベシ

### 第三章 統制組合

第三十七條 統制組合ハ國民經濟ノ總力ヲ最も有効ニ發揮セシムル爲當該産業ノ統制運営ヲ圖リ且當該産業ニ關スル國策ノ遂行ニ協力スルコトヲ目的トス

第三十八條 統制組合ハ一定ノ區ニ於テ産業ノ種類別ニ之ヲ設立ス前項ノ

地區ハ特別ノ場合ヲ除クノ外道府縣又ハ二以上ノ道府縣ノ區域ニ依ル

第三十九條 統制組合ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ニ掲グル事業ヲ行フ

一、當該地區内ノ當該産業ニ於ケル生産及配給ニ關スル統制指導其ノ他組合員ノ當該産業ニ關スル事業ニ關スル統制指導

二、當該地區内ニ於ケル當該産業ノ整備確立

三、技術ノ向上、能率ノ増進、經理ノ改善其ノ他組合員ノ當該産業ニ關スル事業ノ發達ニ關スル施設

四、當該地區内ニ於ケル當該産業ニ關スル調査及研究

五、組合員ノ當該産業ニ關スル事業ニ關スル検査

六、前各號ニ掲グルモノノ外統制組合ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業

第四十條 統制組合ノ組合員タル資格ヲ有スル者ハ左ニ掲グル者ニシテ主大臣ノ指定スルモノトス

一、當該地區内ニ於テ當該産業ヲ營ム者

二、當該地區内ニ於テ當該産業ヲ營ム者ヲ以テ組織スル團體

三、第一號ニ掲グル者及前號ニ掲グル團體ヲ以テ組織スル團體又ハ前號ニ掲グル團體ヲ以テ組織スル團體

第四十一條 主務大臣統制組合ヲ設立セシメントストキハ閣令ノ定ムル所ニ依リ地區ヲ定メ前條ノ規定ニ依リ組合員タル資格ヲ有スル者ニ對シ統制組合ノ設立ヲ命ズベシ

第四十二條 統制組合ノ定款ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一、目的
- 二、名稱
- 三、地區
- 四、事務所ノ所在地
- 五、組合員ニ關スル規定
- 六、事業及其ノ執行ニ關スル規定
- 七、役員ニ關スル規定
- 八、會議ニ關スル規定
- 九、會計ニ關スル規定

第四十三條 統制組合ニハ左ノ役員ヲ置クベシ

- 理事長 一人
- 理事 若干人
- 監事 若干人
- 評議員 若干人

統制組合ニハ前項ノ役員ノ外定款ノ定ムル所ニ依リ副理事長二人以内ヲ置クコトヲ得

第四十四條 理事長ハ統制組合ヲ代表シ當該産業ノ統制指導其ノ他ノ組合事務ヲ總理ス

理事長ハ當該産業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ當該統制組合ノ所屬スル統制會ノ會長之ヲ命ズ、當該統制組合ノ所屬スル統制會ナキトキハ當該産業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ主務大臣之ヲ命ズ

前項前段ノ規定ニ依ル理事長ノ任命ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第四十五條 第十三條第二項第四項乃至第六項及第十四條第三項乃至第五項ノ規定ハ統制組合ノ副理事長、理事、監事及評議員ニ之ヲ準用ス

第四十六條 統制組合ノ役員ノ任期ハ左ノ通トス

- 理事長 三年
  - 副理事長 三年
  - 理事 三年
  - 監事 二年
  - 評議員 二年
- 理事長必要アリト認ムルトキハ任期中ト雖モ副理事長又ハ理事ヲ解任スルコトヲ得

前項ノ解任ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第四十七條 統制會ノ會長ハ當該統制會ノ會員タル統制組合ノ理事長ノ行為法令又ハ法令ニ基キテ爲ス行政官廳ノ處分ニ違反シタルトキ、公益ヲ害シタルトキ、其ノ他當該産業ノ統制運管上理事長ヲ不適當ナリト認ムルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得

前項ノ解任ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第四十八條 統制組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ總會ニ代ルベキ總代會ヲ設クルコトヲ得

第二十八條乃至第三十條ノ規定ハ前項ノ總代會ニ之ヲ準用ス

第四十九條 統制組合ハ閣令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第五十條 第八條第二項、第十條、第十一條、第十七條乃至第二十六條、第二十八條乃至第三十四條、第三十五條第一項第二項及第三十六條第一項ノ規定ハ統制組合ニ之ヲ準用ス、但シ主務大臣又ハ關係各大臣トアル

ハ八條第二項、第十條第二項及第三十六條第一項ニ規定スル場合ヲ除クノ外行政官廳トス

### 第四章 雜 則

第五十條 第十七條第二項、第三十一條第一項及第三十二條（各前條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）並ニ第三十三條（前條ニ於テ準用スル場合ヲ

含ム以下本條及第五十二條ニ於テ同ジ）中關 各大臣、行政官廳又ハ主

大臣トアルハ當該諮問、報告、臨檢検査又ハ命令ガ軍事上ノ必要ニ基ク場合ニ於テハ陸軍大臣又ハ海軍大臣トス

陸軍大臣又ハ海軍大臣第三十三條ノ規定ニ依リ命令ヲ爲サントストキハ當該統制會又ハ當該統制組合ノ所管大臣ニ協議スベシ

第五十二條 當該統制會又ハ當該統制組合ノ所管大臣第三十三條ノ規定ニ依リ命令ヲ爲サントスル場合ニ於テ當該命令ガ軍事上ニ影響ヲ及ボスベキモノナルトキハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ協議スベシ

第五十三條 第五十一條第一項ノ場合ヲ除クノ外、令中主務大臣、關係各大臣又ハ當該統制會又ハ當該統制組合ノ所管大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島（以下外地ト稱ス）ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太總督又ハ南洋總督トス

第七條各號ノ一ニ當スル者ニシテ内地ニ在ルモノト同條各號ノ一ニ當スル者ニシテ外地ニ在ルモノト以テ組織スル統制會ニ關スル場合ニ在リテハ本令中主務大臣關係各大臣又ハ當該統制會又ハ當該統制組合ノ所管大臣トアルハ外地ノミニ關スル 項ニ關スル場合ニ限リ前項ノ規定ニ拘ラズ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太總督又ハ南洋總督トス

第二十二條中市町村トアルハ朝鮮ニ在リテハ府邑面、臺灣ニ在リテハ市街庄、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方費トシ市町村稅トアルハ朝鮮ニ在リテハ國稅、臺灣ニ在リテハ市街庄稅、南洋群島ニ在リテハ地方費稅

トシ百分ノ四トアルハ朝鮮ニ在リテハ百分ノ五トス

第三十八條 中道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、樺太及南洋群島ニ在リテハ支廳管轄區域トス

第二項ノ統制會ニ關スル場合ヲ除クノ外本令中關令トアルハ朝鮮又ハ臺灣ニ在リテハ總督府令、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ廳令トス

第五十四條 主務大臣前條第二項ノ統制會ニ關シ左ニ掲グル處分ヲ爲サントスルトキハ朝鮮、督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官ニ協議スベシ

一、第七條ノ規定ニ依ル指定又ハ第十四條第一項若ハ第二項ノ規定ニ依ル任命但シ第七條ノ規定ハ同條各號ノ一ニ該當スル者ニシテ外地ニ在ルモノヲ指定スル場合ニ限ル

二、第八條第一項、第三十三條又ハ第三十六條第一項ノ規定ニ依ル命令但シ第三十三條ノ規定ニ依ル命令ハ職員又ハ會員タル團體ヲ組織スル者ガ外地ニ於テ行フ事業ニ關スルモノナル場合ニ限ル

三、第八條第二項、第十條第五項、第十五條第三項、第十六條、第二十條、第二十四條第一項又ハ第二十七條ノ規定ニ依ル認可但シ第二十條ノ規定ニ依ル認可ハ當該統制會ノ會員ニシテ外地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スルモノニ對シ賦課金ヲ課スル場合、第二十七條ノ規定ニ依ル認可ハ當該統制會ノ會員タル法人又ハ會員タル團體ヲ組織スル法人ニシテ外地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スルモノノ役員ノ解任ヲ命

ズル場合ニ限ル

四、第三十五條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル解任

第五十五條 朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官左ニ掲グル處分ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ニ協議スベシ

一、第五十三條第二項ノ統制會ニ對スル第三十三條ノ規定ニ依ル命令  
二、第五十三條第二項ノ統制會アル場合ニ於テ第四十二條ノ規定ニ依リテ爲該產業ニ關スル統制組合ノ設立ノ命令

三、第五十三條第二項ノ統制會ノ會員タル統制組合ニ對スル第五十條ニ於テ第三十六條第一項ノ規定ニ依ル命令

第五十六條 本令ニ規定スルモノヲ除クノ外統制會及統制組合ニ關シ必要ナル事項ハ關令ヲ以テ定ム

### 附 則

本令ハ昭和十六年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

## 重要産業團體令施行規則

### 第一章 統制會

第一條 主務大臣重要産業團體令(以下令ト稱ス)第八條第一項ノ規定ニ依リ統制會ノ設立ヲ命ズル場合ニ於テハ左ニ掲グル事項ヲ指定シ之ヲ告示ス

一、産業ノ種類

二、設立ノ認可ヲ申請スベキ期限前項ノ場合ニ於テ主務大臣ハ會員タル資格ヲ有スル者ノ中ヨリ設立委員ヲ命ジ其ノ氏名又ハ名稱及住所ヲ告示ス前項ノ告示アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク創立總會ヲ召集スベシ

第二條 創立總會ヲ召集スルニハ會員タル資格ヲ有スル者ニ對シ少クトモ二週間前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ示シ召集ノ通知ヲ發スベシ

第三條 左ニ掲グル事項ハ創立總會ニ諮リ設立委員之ヲ定ム

- 一、定 款
- 二、統制會ノ負擔ニ歸スベキ創立費及其ノ償却方法
- 三、初年度ノ支算及初年度ニ於ケル令第十九條ノ規定ニ依ル賦課金ノ賦課徴收方法

第四條 創立 會終結シタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク統制會ノ設立認可ヲ申請スベシ

設立認可申請書ニハ定款、創立總會ノ議事録ノ謄本並ニ前條第二號及第三號ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面ヲ添付スベシ

第五條 監事ノ選任ハ評議員ノ過半数ヲ以テ之ヲ爲ス

第六條 評議員ノ任命又ハ監事ノ選任アリタルトキハ統制會ハ遲滞ナク其ノ氏名及住所ヲ主務大臣ニ届出ツベシ

會長、副會長、理事長、理事、監事又ハ評議員辭任又ハ死亡シタルトキハ統制會ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ主務大臣ニ届出ツベシ其ノ者ノ任期満了シタルトキ亦同ジ

第七條 統制會令第二十條ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

- 一、特別ノ賦課金ヲ必要トスル事由
  - 二、特別ノ賦課金ノ收支算及賦課徴收方法
- 前項ノ申請書ニハ前項第二號ノ收支算及細書及總會ノ議事録ノ謄本ヲ添付スベシ

第八條 總會ヲ召集スルニハ會員ニ對シ少クトモ二週間前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ示シ召集ノ通知ヲ發スベシ

第九條 毎事業年度ノ收支算及令第十九條ノ規定ニ依ル金ノ賦課徴收方法決定シタルトキハ統制會ハ遲滞ナク之ヲ主務大臣ニ届出ツベシ其ノ總

更アリタルトキ亦同シ

第十條 統制會ハ解散ノ後ト雖モ清算ノ目的ノ範圍内ニ於テハ仍存續スルモノト看做ス

第十一條 主務大臣統制會ノ解散ヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ旨ヲ當該統制會ノ主タル事務所ノ所在地ノ區裁判所ニ通知スベシ

前項ノ通知アリタルトキハ裁判所ハ職權ヲ以テ清算人ヲ選任ス

裁判所必要アリト認ムルトキハ職權ヲ以テ清算人ヲ解任スルコトヲ得

裁判所清算人ヲ選任又ハ解任シタルトキハ其ノ旨ヲ主務大臣ニ通知スベシ

前項ノ通知アクタルトキハ主務大臣ハ其ノ旨ヲ告示スベシ

第十二條 清算人ハ統制會ヲ代表シ清算ヲ爲スニ必要ナル一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

第十三條 清算人ハ清算及財産處分ノ方法ヲ定メ裁判所ノ認可ヲ受クベシ

裁判所必要アリト認ムルトキハ清算人ニ對シ清算及財産處分ノ方法ノ變更ノ其他監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十四條 統制會ハ解散ノ後ト雖モ裁判所ノ認可ヲ受ケ其ノ債務ヲ完済スルニ必要ナル金額ヲ賦 徵收ス コトヲ得

令第二十二條及第五十三條第三項ノ規定ハ前項ノ賦徵收ニ關シテ之ヲ準用ス

第十五條 主務大臣ハ裁判所ニ對シ清算ニ關シ意見ヲ述ブルコトヲ得

第十六條 統制會ノ清算終了シタルトキハ裁判所ハ其ノ旨ヲ主務大臣ニ通知スベシ

前項ノ通知アリタルトキハ主務大臣ハ其ノ旨ヲ告示スベシ

### 第二章 統制組合

第十七條 主務大臣令第四十一條ノ規定ニ依リ統制組合ノ設立ヲ命ズル場合ニ於テハ左ニ掲グル事項ヲ指定シ之ヲ告示ス

一、産業ノ種類

二、地 區

三、設立ノ認可ヲ申請スベキ期限

第十八條 第一條第二項第三項、第二條乃至第五條、第六條第一項第二項第七條乃至第十條、第十一條第一項乃至第四項、第十二條乃至第十五條及第十六條第一項ノ規定ハ統制組合ニ之ヲ準用ス但シ主務大臣トアルハ

第一條第二項及第十一條第一項ニ規定スル場合ヲ除ク。外行政官廳トシ總會トアルハ總會又ハ總代會トシ第八條中會員トアルハ組合員又ハ總代會ヲ構成スル者トス

第十九條 統制組合成立シタルトキハ各事務所ノ所在地ニ於テ左ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス

- 一、目 的
- 二、名 稱
- 三、地 區

テ管轄登記所トス

各登記所ニ統制團體登記簿ヲ備フ

第二十六條 第十九條乃至第二十二條ノ規定ニ依ル登記ハ當該行政官廳ノ囑託ニ因リテ之ヲ爲ス

第二十三條及第二十四條ノ規定ニ依ル登記ハ裁判所ノ囑託ニ因リテ之ヲ爲ス

第二十七條 登記シタル事項ハ裁判所遲滞ナク之ヲ公告スルコトヲ要ス

第二十八條 非訟事件手續法第百二十五條第一項(第百五十條、第百五十條、三及第百七十七條ノ規定ヲ準用スル部分ヲ除ク)ノ規定ハ統制組合ノ登記ニ之ヲ準用ス

### 第三章 雜 則

第二十九條 令第二十六條第三項(令第五十條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ證票ハ別記第一號様式ニ、令第三十一條第二項(令第五十條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ證票ハ別記第二號様式ニ依ル

第三十條 令第五十條(令第三十一條第一項ノ規定ヲ準用スル場合ヲ除ク)及本令第十八條中行政官廳トアルハ總業若ハ砂鑛業ノ統制組合ニテテ地區ガ鑛山監督局ノ管轄區域ヲ超ユルモノニ關スル場合又ハ其ノ他ノ統制組合ニシテ地區ガ道府縣ノ區域ヲ超ユルモノニ關スル場合ニ在リテハ主務大臣トシ鑛業若ハ砂鑛業ノ統制組合ニシテ地區ガ鑛山監督局ノ管轄區域ヲ超エザルモノニ關スル場合又ハ其ノ他ノ統制組合ニシテ地區ガ

### 四、事 務 所

五、成立ノ年月日

六、 專長、副專長及理事ノ氏名及住所

前項ニ掲グル事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ變更ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第二十條 統制組合成立ノ後新ニ事務所ヲ設ケタルトキハ其ノ事務所ノ所在地ニ於テハ前條第一項ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス但シ既ニ存在スル事務所ノ所在地ノ登記所ノ管轄區域内ニ於テ新ニ事務所ヲ設ケタルトキハ其ノ事務所ヲ設ケタルコトヲ登記スルヲ以テ足ル

第二十一條 統制組合ガ事務所ヲ移轉シタルトキハ舊所在地ニ於テハ移轉ノ登記ヲ爲シ新所在地ニ於テハ第十九條第一項ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス但シ同一ノ登記所ノ管轄區域内ニ於テ事務所ヲ移轉シタルトキハ其ノ移轉ノ登記ヲ爲スヲ以テ足ル

第二十二條 統制組合ノ解散ノ命令アリタルトキハ各事務所ノ所在地ニ於テ解散ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第二十三條 統制組合ノ清算人ノ選任アリタルトキハ各事務所ノ所在地ニ於テ清算人ノ氏名及住所ヲ登記スルコトヲ要ス

第十九條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十四條 統制組合ノ清算終了シタルトキハ各事務所ノ所在地ニ於テ清算終了ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第二十五條 統制組合ノ登記ニ付テハ其ノ事務所ノ所在地ノ區裁判所ヲ以

道府縣ノ區域ヲ超エザルモノニ關スル場合ニ在リテハ各鑛山監督局長又ハ地長官トス

第三十一條 民法第七十九條、第八十條及第八十二條第二項並ニ非訟事件手續法第三十五條第二項、第三十六條及第三十七條ノニノ規定ハ統制會及統制組合ノ清算ニ之ヲ準用ス

### 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

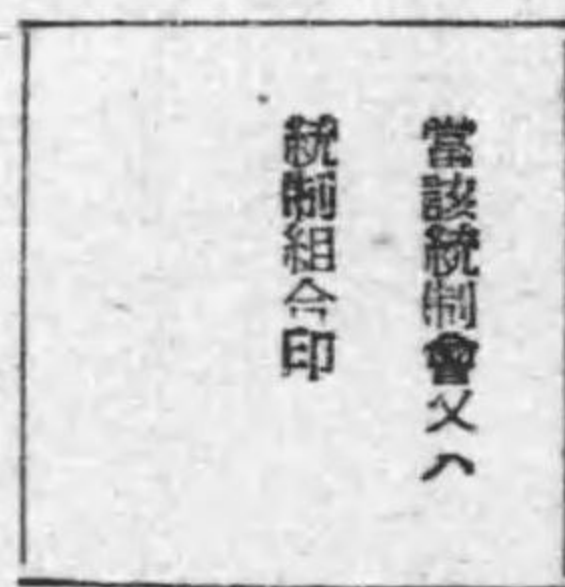
### 別 記

第一號様式 (用紙ノ大サハ日本標準規格A6トシ中央點線ノ所ヨリニツ折ト爲ス)  
(表 面)

(裏面)

第 號 昭和 年 月 日 交付

氏



名

重要財産圖繪令第二十六條ノ規定ニ依ル證景

國家總動員法第十八條第一項政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ同種若ハ異種ノ事業ノ事業主又ハ其ノ團體ニ對シ當該事業ノ統制又ハ統制ノ爲ニスル經營ヲ目的トスル團體又ハ會社ノ設立ヲ命ズルコトヲ得

同條第六項 第一項ノ團體又ハ會社ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

國家總動員法第三十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

二 第十八條第六項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

重要産業團體令第二十六條 統制會必要タリト認ムルトキハ統制會ノ員又ハ使用人ヲシテ會員及會員タル團體ヲ組織スル者ノ業若ハ財產ノ狀況又ハ帳簿書類、設備其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

統制會ノ會員及會員タル團體ヲ組織スル者ハ前項ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ケ又ハ忌避スルコトヲ得ズ

統制會第一項ノ規定ニ依リ役員又ハ使用人ヲシテ検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

重要産業團體令第五十條 第八條第二項、第十條、第十一條、第十七條乃至第二十六條、第二十八條乃至第三十四條、第三十五條第一項第

二項及三十六條第一項ノ規定ハ統制組合ニ之ヲ準用ス但シ主務大臣又ハ關係各大臣トアルハ第八條第二項、第十條第二項及第三十六條第

一項ニ規定スル場合ヲ除クノ外行政官廳トス

重要産業團體令施行規則第二十九條 令第二十六條第三項（令第五十條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ證票ハ別記第一號様式ニ、令第三十

一條第二項（令第五十條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ證票ハ別記第二號様式ニ依ル

## 別記

第二號様式

（用紙ノ大サハ日本標準規格A6トシ中央點線ノ所ヨリ二ツ折ト爲ス）

（表 面）

(裏面)

第 號 昭和 年 月 日交付

官

職	當該官廳印
氏	

名

重要産業團體令第三十一條ノ規定ニ依ル證票



國家總動員法第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業  
務ノ状況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

國家總動員法第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依リ當該官吏ノ検査ヲ拓ミ、妨ケ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ  
處ス

重要産業團體令第三十一條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ統制會又ハ其ノ會員若ハ會員タル團體ヲ  
組織スル者ヨリ其ノ事業ニ關シ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ其ノ事務所、營業所、工場、事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ状況若ハ帳  
簿書類、設備其ノ他ノ物件ヲ檢 査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス質票ヲ携帯セシムベシ

重要産業團體令第五十條 第八條第二條、第十條、第十一條、第十七條乃至第二十六條、第二十八條乃至第三十四條、第三十五條第一項第二  
項及第三十六條第一項ノ規定ハ統制組合ニ之ヲ準用ス但シ主務大臣又ハ關係各大臣トアルハ第八條第二項、第十條 二項及第三十六條第一  
項ニ規定スル場合ヲ除クノ外行政官廳トス

重要産業團體令施行規則第二十九條 令第二十六條第三項（令第五十條ニ於テ準用スル場合ヲ否ム）ノ證票ハ別記第一號様式ニ、令第三十一  
條第二項（令第五十條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ證票ハ別記第二號様式ニ依ル



## 統制會は飽まで強化育成

決戦下使命愈々重し

商工省 國務局長

神 田 暹 氏 談

第二次指定によつて重要産業の統制方式は統制會  
によることが明確化され、一、二まだ土木建築等の  
問題は残つてをるけれども、中心をなすべき重要産  
業については、その整備が完了したわけである、今  
後この統制會をどういふ風に發展さして行くかとい  
ふことは官民ともに至大な關心をもつて望まなけれ  
ばならぬ重要な事項だと考へる

### これ以外にはなし

統制會は出來てから日もさうたつてをらないので  
勿論今の統制會は、十二分の完全な働きをしてをる

といふわけには行かぬけれども、しかし過去のいろ  
いろな統制すなはち官僚統制の缺陷、民間で行はれ  
た自治統制の缺陷、さういふものから判斷して見る  
と、今後の日本の統制組織としては、統制會以外に  
は行く道はないやうに思ふ、現在の統制會に對する  
いろいろの批判はあるけれども、さうかといつて、  
それなら今の統制會の外にどういふ形式をとるか  
といふことを、その批判する人に訊けば誰もこれに代  
るべき名案を出す人はない、結局何人が考へても、  
この統制會を一致協力して強力に育成して行くとい

ふよりほか方法はないものと思ふ

しかし、翻つて考へてみるとまだ統制會といふものの考へ方については、官廳方面でも必ずしも全部が一致した強力な考へをもつてゐるわけぢやない、統制會は商工省の統制會だ、といふやうなことで俺達は知らないのだ、といふやうなことを考へてゐる向きもないわけぢやないまた民間においても、この統制會は自分達の統制會だといふ氣分が、まだ充分に醸成されてをらない、統制會が出来て面倒になつたとか、あるひは統制會が出来ても何にも役に立たない、さういふやうなことをいふ者が多いといふ状況である、一方、統制會の中でも統制會の職員がまだ本當に統制會意識といふものに目覺めてをらないで依然として自分の出て來た會社の派遣員だといふ考へで行動してゐる向きもあるやうに見受けられる

### 強化の一步権限委譲

まづ官廳、民間、統制會の内部これら三者にお

る統制會意識の昂揚といふものをどうしても早急におし進めて行かなければならぬやうに思ふ、勿論現在の統制會のやつてゐることは、前にも述べたやうに、必ずしも完全ではないし、やり方もまづいところも多いだらうけれども、かういふところはお互に早く改善して、完全なものに持つて行く努力をしなればならぬ

それは具體的にはどういふことかといふと、官廳方面についていへば、権限の委譲といふことがいはれてをる、商工省は最近、権限の委譲の覺悟を決めて、既にその腹案も出来てゐるが、外の省も、やはり商工省の案に歩調を合せて必要なものは積極的に委譲しなければならぬ、そうしなければ折角商工省で委譲しても本格的に委譲の目的を達するわけに行かない

### 行政廳の協力要望

現在、生産擴充といふ國家の絶對要請を遂行して

行く上において官廳方面との折衝といふことが、現場の會社、工場にとつて非常な負擔になつてをつてそれが生産擴充の促進を阻害してゐるといふやうな部面が多分にあるやうに思はれる、結局、一つの工場を建築し、生産を始めるまでには、司法省、文部省などを除けば、外の省は全部關係してくる

かういふ甚だ重複した組織になつてゐる、さうかといつて、この行政機構を根本的に變革するといふことは、いろいろな困難もあるし、また事實問題として不可能な事情があるやうに思ふさういふ點は統制會といふものに歸一して、統制會でもつてこの間の圓滑な調整を圖るといふやうな有機的な組織にしないと戦争體制下における生産擴充の強力な遂行は不可能であるといひ得る

統制會に各省の権限を委譲しても委譲したからといつて、なにも各省がその権限を商工省に委譲するわけぢやない、依然として各省でその命令の権限を

抑へてをつて、統制會に對して監督を行つて行けばいいわけである、統制會へ権限を委譲するといふことは、各省の本來の仕事の範圍をせばめるといふわけではない、各省としてもさういふ考への下に、各省に關聯する事項を統制會で取纏めさす、そしてその統制會の活動方針が意に反してゐる時は、それを各擔當官廳で命令をして直さず、かういふ方針のもとに統制會の育成を考へて行かなければいけないやうに思ふ、しかもさういふことをさすのが統制會の本來の設立目的であつて、内閣をして統制會の設立を決めたといふことの大きな目標もそこにあつたのである、もとづいてこの内閣の方針にしたがつて、各省が一致してさういふ氣持にならなければ到底この統制會の完全な育成強化は出来ない、私はかう思ふものである

### 過去の錯誤・拂拭の

また民間の方面においても、統制會は自分達の國

體だ、統制會と一緒になつて、生産の増強を圖るかういふ氣持にならなければいけない、統制會は自分達を統制する一段上の機關だといふやうに考へると統制會のやることが一々面倒になつたり、また自分の利益に反するといふことになつたりして結局、統制會は厄介なものだと非難するといふやうな誤つた氣持になつてくるのである

#### 全體の立場から

しかし統制會は決してさういふものじゃなく、統制會と業者といふものは一體になつた氣持で進んで行く、統制會の機能および活動が悪いといふことはすなはち自分達の動かし方が悪いのだ、かういふ氣持で進まなければいかぬと思ふ、今まで自治統制でやつて来たやうな考へ方で、統制會を見るのは非常な間違ひである、今までの自治統制といふものは、結局、業者の共同の利益を擁護するといふやうな活動振りだつたが、今度の統制會は、さういふの興趣

旨が違ふ、必ずしも個々の業者の立場に立つて、利益になるやうなことばかりをやるわけじゃない、しかし全體的に考へれば、その業界の發展すなはち國の生産増強といふことになる、全體の一分子として自分の立場といふことを考へる、つまり各會社各工場は、統制會の細胞であるといふ關係に立つわけである、さういふ考へ方を十分に認識してかからぬと統制會の本當の活動といふものは期待されないのである

#### 國と民を結ぶもの

統制會の職員についても、最も極端な例をいふと統制會から貰つた月給を自分の會社に持つて行つて自分の月給を差引して、自分の會社から受取るといふやうなやり方をやつてゐる向きもあるやにいはれてゐる、かういふことでは統制會の動きといふものは、何時までたつても本格的にならない統制會の職員も、出て来た會社の代表でも何でもなく、さうい

ふ個人的な立場を離れて、生産増強の使命を帯びてをる、國民の代表といふやうな氣持をもつ必要があるこれは會社から来た人もさうであるが、官廳から統制會に入る人達も、俺は官廳から出かけた代表だといふやうに考へてはいけない、つまり民間と國家との間に立つて双方の要求を渾然一體化して戦争經濟の進むべき方向を明らかにするといふ使命を帯びてをるのであつて、この點をハッキリ考へなければいかぬと思ふ

かういふ三方面の意識が、もつともつと強力になつて来なければ統制會といふものの設立の本旨には遠いことになるわけである

具體的な統制會の活動としては、いろいろ改善して行くべきところもあらう、例へば今いつたやうな趣旨を強力に實行するために、評議員會をもつと活潑にやらなければいかぬとか、あるひは工場、會社の方で、喜んで統制會のために工場を解放してみ

貰ふやうな氣持にならなければいかぬとか、あるひはまた統制會の方でも、仕事のやり振りについて、官廳と同じやうに幾つもハンを取つてやるやうなやり方は改善しなければならぬ

さういふやうないろいろの問題はあるけれども、かういふやうなことは、前述べた意識昂揚といふことが出来てくれば、自然に解決する問題なのである従つてわれわれとしても、さういつた意識昂揚の點について非常な注意を拂ひまた強力にさういふ方面の指導をするといふことをやりたいと考へてゐるのであるが、これが一番先決問題じゃないかと思ふ、殊に最近の如く官廳から権限が委譲されるといふことになると、餘計にこの點については注意を拂はなければならぬ

#### 企畫の時代去る

また工事業場の實體把握といふことは、官廳でもさうだし、殊に統制會としては、工場の現場を把

握するといふことは非常に必要なことである、今までの官廳の關係は、現場を把握してゐないものだから、結局、デスク・プランに陥つてしまふ、それを補ふのが統制會の最も大きな使命であるから統制會は何といつても、その現場の状況を把握することが一番基礎的な問題だといへよう

いま一つは、日本の戦時經濟は既に企畫の時代は過ぎた、今日もうこれ以上企畫しても、その企畫によつて救はれる部面は甚だ少ない、しかも今日のわが國の經濟状態は、相當無理を重ねてをるといふ實情である、資材の方面でも、勞力の方面でも、非常な無理を押し通して、何とかこの無理の中に活路を見出さなければならぬ、かういふ切羽詰まつた状態に入つて來てをるのであるから、その意味に於ても現場をチャンと握つて、その苦しい精神力も旺盛にし、また苦しい中で合理的な作業を見出すといふことによつて、生産能率の増進を圖ることが絶対に必

要な時代になつて來てゐる、今後も當分は生産擴充についての重點は實にここにあると斷じてよい、さういふ意味においても、官廳は勿論、統制會においても現場の把握、現場に對する生産指導といふことは、非常に重要な點になつて來てゐる、従つてその方面について大いに努力して貰ひたいといふことは、當然の要求として考へるわけである

### 結 語

これを要するに誰が考へても、前述べたやうに戰爭經濟の運営は統制會以外に行く方法はないのであるから、これがうまく行かなかつたらば、日本の戰爭體制はうまく行かないといふ結論に達せざるを得ない、これらの點については、先般商工大臣から陛下に御奏上申し上げ、それに對していろいろ御下問もあつたやうに承つてゐる、故に官といはず民といはず全國の總力を擧げて、統制會の育成といふことに努力すべきであると思ふ

## 生産行政の一元化を望む



産業機械統制會々長

大 河 内 正 敏

現代戰の特徴は、交戰國が互に即戰即決を企圖してゐながら、いつもそれが長期戰に轉化することである。それは主として交戰國の數が増し、交戰區域が自然に擴大されて來るためであるが、また現代戰に於ては、初め即戰即決を企圖しながら、緒戦に負けた方の國が、其の國土の大部を失はざる限り必ず持久戰に依つて戦局を挽回せんとし、その手段として經濟總力戰に出て來るためである。

ルーズヴェルトは、米國が日本と戦へば數ヶ月に於て日本本土に上陸作戦を遂行し得べく、一年を経ずして打倒し得ると信じてゐたといふが、これは日

本に對する認識を誤つたまでのことで、今では彼等も即戰即決の不可能なことを知つて、長期戰の覺悟をきめたのである。その長期戰の手段としては今迄新聞紙上に報道されたところに依つてみても、太平洋上の基地を奪還し或は支那大陸に航空基地を置いて、日本本土の空襲と潜水艦による日本商船の撃沈、従つて交通網の破壊を企圖してゐること疑ひない。それには飛行機、空母、潜艦、戦車等の大增産をやつて數に於て我方を壓倒せんとしてゐることも明かだ。彼等は日本を敵として同等の勢力では到底勝てないことを、開戦以來の經驗でよく承知してゐる。

日本の陸海軍は數倍の敵に向ふに廻しても、必ず勝つことは何人も疑はない。然し數十倍の敵に對しても尙ほ常勝軍であるとは斷言し得ない。特に吾人の注意しなければならぬのは、米國の兵器が開戦當初からみると、攻撃力に於ても防禦力に於ても、格段の進歩を示してゐると思はれることである。ナチスに追はれた猶太系の科學者は、多くは米國に逃れ其處で歡待されて科學の研究に専念してゐる。その上金に絲目をつけず、物理學や化學の基礎研究を續けてゐるのであるから、兵器の質の改良進歩は著しきものありと想像される。

それと同時に、生産技術の上に多くの科學が取入れられて行くから、生産數量の増加も決して輕視出來ない。もともと米國は、平時に於ても大量生産を目指して、最新の科學をとり入れた生産技術が世界第一に發達してゐた國柄である。大量生産のためには大衆相手の商品でなければ適しないので、自動車

電球、電氣冷蔵庫、家庭洗濯機、タイプライターの如き事務用品等々の民需品が専らその對象となつてゐたのであるが、然し今日に至つて國防關係の物資を生産するに當つては、それ等民需品の大量生産に對して養成された生産機構、生産技術がどれだけの強味を持つか測り知れない。生産管理局を設け、自動車の大量生産の天才と呼ばれるゼネラル、モーターズの社長クヌードゼンを入れて、専ら飛行機の大量生産に當らしてゐるのは、十分理由のあることである。彼は北歐からの移民で職工から叩き上げた人物、英語演説の不得意で有名ではあるが、フォードが一步を譲る自動車大量生産の第一人者だといふ話である。

米國の軍需品大量生産に際して問題となるのは熟練工の不足といふことである。然し私の體驗から推して、いまましいことではあるが、樞軸側の報道のやうには米國は困つてゐないと思ふ。即ち利潤追

求に専念する米國式大生産は、生産原價を極度に低下するために、加工費の節約方法として勞銀節約設備を考案し、自働機械による少數熟練工の大量生産に成功してゐるから軍需品生産に對しても同じ手を容易に打ち得るのである。また民需品の生産に對する熟練工の養成に米國は五ヶ年を要すと言つてゐるが、それは徒弟又は全然の素人から養成する場合であつて、すでに民需品例へば自働車の熟練工になつてゐるものが、飛行機製造の熟練工に轉向するには數ヶ月で宜しい。私の體驗からは三ヶ月で十分だと思ふ。米國は開戦前に年産五百萬臺の自動車を生産し得るだけの熟練工を擁してゐた。年産十萬臺や二十萬臺の飛行機を生産するに熟練工が不足だなどは考へられない。飛行機増産に支障を來すものは寧ろ輕金屬の生産にあると言ひ得る。

かういふ米國に向ふに廻して、生産戦に勝利を得

ることは、我等産業人に課せられた重大任務である。然るに、日本はこれまで長期戦の體驗がないために生産戦に對しては全くの素人であり、従つてあきれ程の香氣さで生産戦の勝負に無理解無用心である。獨逸は已に範を米國に採つて元師ゲーリングの下に四ヶ年計畫を樹て、あらゆる生産機構を統一し、その作戦はゲーリング一人の指揮するところであり、亂れざる統帥を行つてゐる。例へば鐵鋼の増産に對してもザルツギッターに歐洲第一のゲーリング大製鐵所を建設し、採算を無視して生産戦に乗出してゐる。飛行機の増産も米國に倣つて反つてより多くの生産をなしてゐる。チャーチルも軍需省を設けて一元的に生産の統一を圖り、米國も亦生産局を新しく置いてドナルド・ネルソンを長官としてゐたが、更に九月二十日發ストツクホルムからの同盟通信によれば大統領に産業全權を委ねて生産行政を一元化した。命令が一途以上多途に出ることは凡ての作戦に

禁物だからだ。

それに對して日本は果してどうか。生産といふことに全く経験のない役所かも知方々の役所から思ひ思ひの指圖が出る。その思ひ付は何れも、熱心に生産増強のために考へ出されたことはいふまでもないが、生産に對する認識が深くないために、結果は却つてややもすれば生産減退を招來するのである。一例を挙げれば、高技術を持つ小機械工場は日本に限らず外國でも機械生産に重要な役割を努めてをるに拘らず、一般中小企業と同一視し、整理合同とか轉廢業すべきものと早合點されて、地方廳はその工場のマスター迄徴用してしまふやうなことをするから工場の生産に致命的な打撃を與へる。

生産行政の指揮系統を一元化するために、現在各省の所管となつてゐるもので、生産に關するものを残らず一括して、新しく軍需省とか生産省とか適當な名前の省の所管にしなければ、もはや生産の増強

を望むことは容易ではない。今日のやうに生産に缺くべからざる電氣は遞信省に、勞務は厚生省に燃料資材は商工省に、資金は大藏省にと、各省の所管に別れてゐては、混亂が甚しく、各省思ひ思ひの見解で産業政策を指導したのでは、ポートルースの漕手が勝手に漕いでスピードが出ないやうなものだ。工業行政にしても、造船、航空機工業は遞信省の所管であり、其他のものは商工省、地方工業は内務省等といふ風に、數多の監督官廳があつたのでは、工業全體の増産に邁進する上にどれだけ支障があるか知れない。

生産戰の指揮系統が強力に一元化せざる限り、精神力昂揚だけでは、増産に限度があることを知らねばならぬ。(重産協月報轉載)



## 統制會の官僚化是正方策

三菱重工業社長

郷古 潔

統制會に對する之までの批評のうち官僚化したといふ非難が相當あることは、統制會と業界との連絡に不十分なるもののある證左として、甚だ遺憾であり、十分の留意を要する事柄と思ふ。

抑も統制會は、業界との連絡があり過ぎて困るといふことは無い筈である。業界と共に語り、業界と共に議することがもつともつと繁くなければ、仕事が出来たぬのではないかと私は思ふ。評議員會の活用についても、専門委員會の運用についても、今日の統制會は大いに省る所がなければならぬ。

それらについては、統制會とは構成も性質も違ふものではあるが、然し機能上また運用上、統制會と

多分に共通性を持つてゐるところの、陸軍の兵器工業會や、海軍工業會の、最近の運営振りに學ぶべきものが多々あると思ふ。そこでは、業界自身が手辨當で世話をし、手辨當で働き、而して官は之に丸腰で飛び込んで来て、眞劍に國防第一線の工業力の振興に大童となつてゐるので、官僚臭などは微塵もなく、運用が實に徹底してゐる。

統制會は、官と業者とが直接に打突かり合ふものではないが、統制會が業者と一體になり、また統制會が官とも一體になることに依つて、統制會を通じて官と民とが一體になることを其の理想とするものである。

これが爲には無論、統制會側の努力のみではいかぬであらう。業界の方からも、統制會を守立てる熱意を持つ必要がある。統制會に悪いところがあつたら、陰口などと利いてゐないで、統制會に直接改善を要求すべきである。

と共に、統制會と業界とが融合し一體化する爲には、一方に於て統制會と官との圓滑なる連絡がついてゐなければならぬ。業界の政府に對する交渉は統制會を通して行ふことが、一番早く正確で、行違ひの起る虞れもないといふ状態であれば、業界は自ら統制會と融合するやうになり、統制會としても非常に仕事やり易くなる。

それには、統制會が出来て煩瑣な事務を附加へるのでなく、民間の煩ひが減るやうにならねばならぬ。政府の権限委譲なども、さういふ意味の下に、早くやつて貰ひたい。

また政府の各省は、統制會に對する態度を一致さ

せて、統制會の育成に努めて貰ひたい。統制會は商工省が生んだのであるが、これを育てることは生みの親だけではないかぬ。統制會が業務上接觸するその他の各官省も生みの親におとらず、育ての親としての理解と熱意を持つて頂きたい。さうすれば統制會官僚化の非難も、おのづから解消するに相違ないものと信ずる。

最近米國戰時經濟力の伸長振りが頻りに傳へられてゐる。それにつけても特に、我等産業人の使命愈よ深刻なるを痛感する。今や第二次指定の統制會も出揃つて、統制會の地位は一段と高まりつつある統制會の眞面目發揮は正に此の秋にあることを深く思ふのであつて、ここに敢て各位の御留意を切望する次第である（重産協月報轉載）

# 鐵 鋼 統 制 會

## 目 的 二

本會は東亞共榮圏内に於ける自主的鐵鋼業の確立を期する爲鐵鋼業の綜合的統制運管を圖り且鐵鋼業に關する國策の立案及遂行に協力することを目的とす

# 完成バイト

## 製作 請負

### 研磨-本-公入迄 支給材料/事

### 井 達 商 會

東京市神田區神保町一ノ一八  
電話 神田(25) 0020番  
工場 東京 蒲田・川崎

(編調3)



# 大谷重工業株式会社

## 尼崎工場

本	東京市深川區毛利町五番地
深川工場	東京市深川區毛利町五番地
砂町工場	東京市城東區南砂町七丁目三九七番地
羽田工場	東京市蒲田區羽田町一丁目一三五〇番地
大阪工場	大阪市西淀川區外島町三〇番地
恩加島工場	大阪市大正區南恩加島町九一番地
同第二工場	大阪市大正區新千歲町一四番地
尼崎工場	尼崎市西高洲町三一一番地

(元東京ロール製作所尼崎工場) 元大谷製鋼所尼崎工場)

(編調2)



# 粉鑄成型機

## (一名團鑄機)

特許榎本型粉鑄成型機

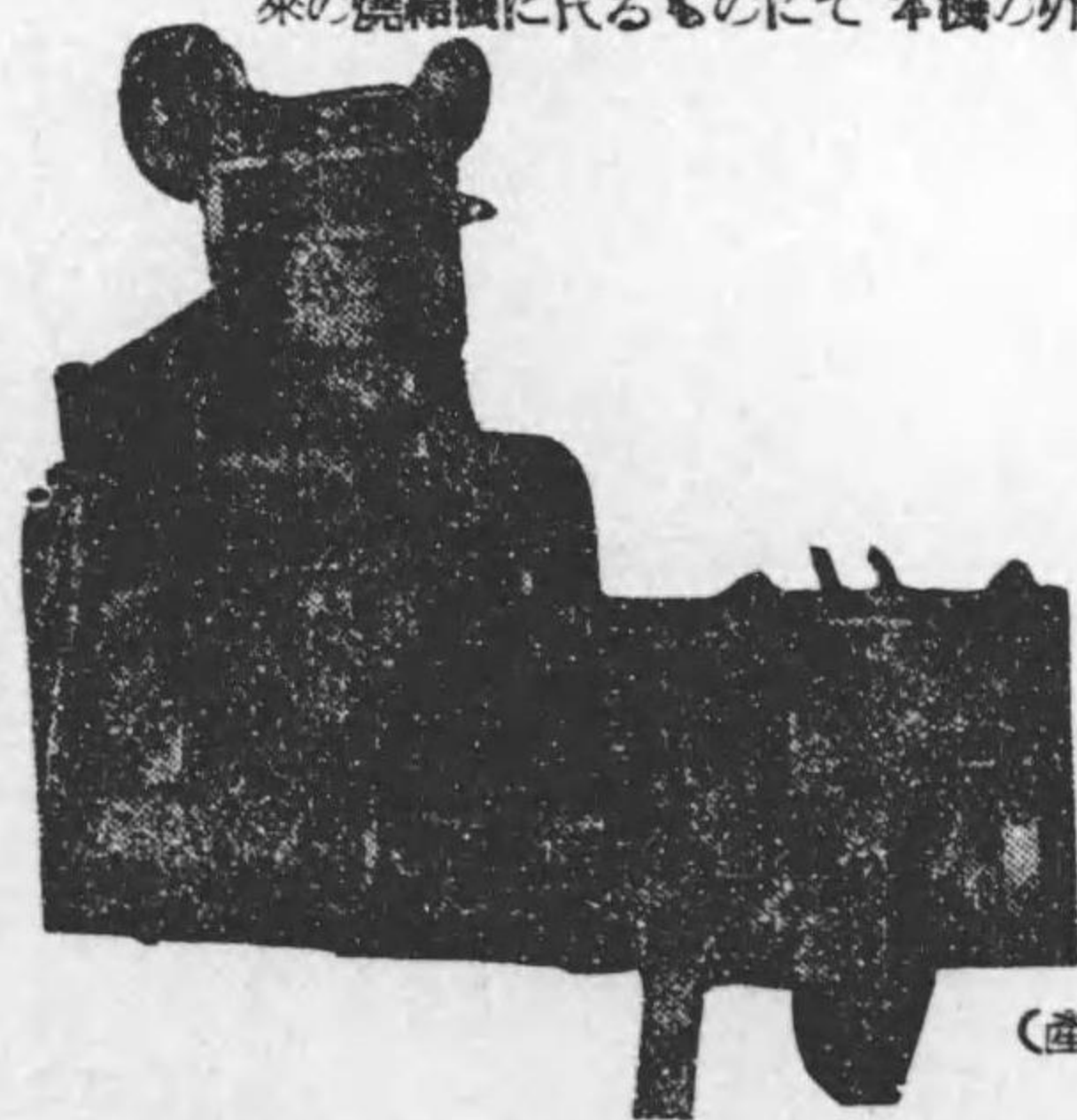


本機は従来の團鑄機にて固型不能の如何なる原料にても 特別の結合劑を要せずして容易に團鑄し得べく且團鑄に必要な水分は僅少なるを以て乾燥を要せず其のままに熔鑄し得るを特長とす。尙本機は従来の燒結機に代るものにて 本機の外双輪型コヒナー型等を製造す。

### 【型錄贈呈】

双輪型粉鑄成型機

本機は一對の型ロールの回轉による喰合せにより連續成型するものなるを以て比較的能力大なるを特長とすると共に機械の構造上之が製品は玉子型又は最中型なるを以て製品の輸送又は乾燥を要する場合自動的送入等取扱便利なり  
粉鑄成型機及同附屬裝置專門製作



(産業機械統制會會員)



# 榎本鐵工所

大阪市大正區泉尾中通一丁目一五番地

電話泉尾(65)2552・2553番

(鐵鋼4)

## 鐵鋼統制會

### 統制規程

創立  
本部  
會員  
指定業務

昭和十六年十一月二十日

東京市麩町區丸ノ内鐵鋼會館 電話丸ノ内(28)二一六五一

四八社 一工業組合

鐵鋼の生産及販賣並に製鐵原料たる鐵礦、マンガン鐵及鐵屑の販賣に關する事業(朝鮮に於ける當該事業を含む)

第一條 本規程ニ於テ鐵鋼トハ銑鐵、普通鋼鋼塊、普通鋼半製品及普通鋼壓延鋼材(硅素鋼板及炭素含有

量千分ノ六以上ノ線材ヲ含ム)ヲ謂フ

第二條 會員タル鐵鋼ノ製造業者(以下製鐵業者ト稱ス)ハ一定期間毎ノ鐵鋼原材料タル鐵鋼、石炭及石灰石ノ用途別銘柄別及取得先別需要豫定數量ヲ記載シタル原料計畫書ヲ會長ニ提出スベシ

第三條 製鐵業者ハ普通鋼鋼塊ノ製造ニ付會長ノ指示スル配合割合ニ從ヒ銑鐵及鐵屑ヲ使用スベシ但シ已ムヲ得ザル事由ニ因リ會長ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限リニ在ラズ

第四條 會長必要アリト認ムルトキハ製鐵業者ニ對シ鐵鑄、マンガン鑄、石炭、鐵屑、銑鐵、普通鋼鋼塊、普通鋼半製品、製鋼原鐵、其ノ他ノ鐵鋼原材料ノ使用又ハ取得ニ關シ數量、用途、取得先其ノ他必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第五條 製鐵業者ハ其ノ製造シタル銑鐵ヲ總テ鐵鋼原料統制株式會社ニ賣渡スベシ、但シ會長ノ指定シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

會長製鐵業者ニ對シ前項ノ賣渡ニ付期限ヲ指示シタル場合ニ於テハ製鐵業者ハ其ノ期限内ニ前項ノ賣渡

ヲ爲スベシ

第六條 會長必要アリト認ムルトキハ政府ノ承認ヲ受ケ鐵鋼原料統制株式會社ニ對シ鐵鑛、銑鐵、普通鋼、半製品其ノ他ノ鐵鋼原材料ノ買受又ハ賣渡ニ關シ數量、價格、買受先又ハ賣渡先其ノ他必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第七條 會長必要アリト認ムルトキハ日本鐵屑統制株式會社ニ對シ製鐵業者ニ對スル鐵屑ノ賣渡ニ關シ數量、賣渡先其ノ他必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第八條 會長必要アリト認ムルトキハ帝國滿鐵株式會社ニ對シ製鐵業者ニ對スルマンガン鑛ノ賣渡ニ關シ數量、賣渡先其ノ他必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第九條 會長鐵鋼原材料ノ需給ノ調整ヲハカルタメ特ニ必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ鐵鋼原材料ノ保有、交換、貸與若ハ借受又ハ讓渡若ハ讓受ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第十條 會長ハ製鐵業者ニ對シ其ノ鐵鋼ノ種類別生産割當數量ヲ指示ス、前項ノ指示ヲ受ケタル製鐵業者ハ之ニ從ヒ鐵鋼ノ製造ヲ爲スベシ但シ設備ノ故障其ノ他特別ノ事情アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ、前項但書ノ場合ニ於テハ製鐵業者ハ遲滞ナク其ノ事由ヲ具シ製造見込數量ヲ會長ニ届出ズベシ

第十一條 會長製鐵事業ノ統制運営上特ニ必要アリト認ムルトキハ政府ノ承認ヲ受ケ製鐵業者ニ對シ製鐵設備ノ新設、増設、變更、廢止、休止、讓渡又ハ讓受ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ、會長鐵鋼ニ關スル事業ノ統制運営上特ニ必要アリト認ムルトキハ政府ノ承認ヲ受ケ會員ニ對シ事業ノ開始、廢止、休止讓渡、讓受、委託經營又ハ共同經營ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第十二條 會長必要アリト認ムルトキハ製鐵業者ニ對シ製鐵技術ノ研究、改善、公開又ハ交流ニ關シ必要

ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第十三條 製鐵業者ハ一定期間毎ノ製鐵設備ノ建設狀況ヲ記載シタル書類ヲ會長ニ提出スベシ

第十四條 製鐵業者ハ一定期間毎ノ技術者及勞務者ノ雇傭豫定人員ヲ記載シタル勞務計畫書ヲ會長ニ提出スベシ

第十五條 會長鐵鋼ノ生産ノ確保ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ製鐵業者ニ對シ技術者又ハ勞務者ノ作業能率ノ増進又ハ移動ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第十六條 製鐵業者ハ其ノ製造シタル鐵鋼（銑鐵ヲ除ク）ヲ鐵鋼販賣統制株式會社以外ノ者ニ賣渡スコトヲ得ズ但シ會長ノ指定シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十七條 會長必要アリト認ムルトキハ鐵鋼販賣統制株式會社ニ對シ鐵鋼（銑鐵ヲ除ク）ノ買受又ハ賣渡ニ關シ價格、受渡條件其ノ他必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第十八條 鐵鋼原料統制株式會社鐵鋼販賣統制株式會社鐵鋼ノ買受又ハ賣渡ニ付製鐵業者又ハ指定販賣業者ト基本協定ヲ締結セントスルトキハ豫メ會長ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第十九條 會長鐵鋼ノ需給ノ調整ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ種類及數量ヲ指示シテ鐵鋼ノ保有ヲ命ズルコトアルベシ

第二十條 會長鐵鋼ノ販賣事業ノ統制運営上特ニ必要アリト認ムルトキハ鐵鋼原料統制株式會社又ハ鐵鋼販賣統制株式會社ニ對シ鐵鋼ノ販賣ニ關シ販賣方法又ハ販賣機構ノ改善其ノ他必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第二十一條 鐵鋼原料統制株式會社又ハ鐵鋼販賣統制株式會社販賣業者ノ指定若ハ其ノ取消又ハ鐵鋼ノ販

賣方法若ハ販賣機構ノ變更ヲ爲サントスルトキハ豫メ會長ノ承認ヲ受クベシ

第二十二條 會員ハ一定期間毎ノ鐵鋼及其ノ原材料ノ輸送豫定數量ヲ記載シタル輸送計畫書ヲ會長ニ提出スベシ、鐵鋼原材料統制株式會社、日本鐵屑統制株式會社及鐵鋼販賣統制株式會社ハ其ノ指定販賣業者ノ取扱ニ係ル鐵鋼又ハ鐵屑ノ一定期間毎ノ輸送豫定數量ヲ記載シタル指定販賣業者別輸送計畫書ヲ會長ニ提出スベシ

第二十三條 會員鐵鋼又ハ其ノ原材料ノ輸送ニ付運輸業者ト運輸年度契約ヲ爲サントスルトキハ豫メ會長ニ届出ヅベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第二十四條 會長鐵鋼又ハ其ノ原材料ノ輸送ノ改善ヲ圖ル爲テ必要アリト認ムルトキハ政府ノ承認ヲ受ケ會員ニ對シ荷役設備ノ新設、増設又ハ改造ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第二十五條 會員ハ其ノ鐵鋼ニ關スル事業ノ一定期間毎ノ所要資金ノ調達方法ヲ記載シタル資金計畫書ヲ會長ニ提出スベシ

第二十六條 製鐵業者ハ其ノ製造スル鐵鋼ノ一定期間毎ノ原價計算ヲ記載シタル書類ヲ會長ニ提出スベシ

第二十七條 會員ハ一定期間毎ノ豫定損益計算ヲ記載シタル書類ヲ會長ニ提出スベシ

第二十八條 會長鐵鋼ニ關スル事業ノ統制運營上特ニ必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ其ノ事業ノ經理ノ改善ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第二十九條 會員ハ每事業年度經過後遲滞ナク財産目錄、貸借對照表、營業報告書、損益計算書、利益金ノ處分ニ關スル書類及當該事業年度ノ收支決算ニ關スル書類ヲ會長ニ提出スベシ

第三十條 會長鐵鋼ニ關スル事業ノ統制運營上又ハ其ノ發達ヲ圖ルタメ必要アリト認ムルトキハ其ノ定ム

ル所ニ依リ會員ニ對シ補償金、補助金又ハ獎勵金ヲ交付スルコトアルベシ

第三十一條 製鐵業者ハ一定期間毎ノ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル書類ヲ會長ニ提出スベシ

(一) 鐵鑛、石炭、鐵屑其ノ他ノ鐵鑛原材料ノ受拂ニ關スル事項

(二) 製鐵用資材ノ受拂ニ關スル事項

(三) 電力ノ使用ニ關スル事項

(四) 勞務者ノ移動ニ關スル事項

(五) 鐵鋼ノ生産、賣買及受拂ニ關スル事項

(六) 液體燃料、精製ガス其ノ他ノ副生物ノ受拂ニ關スル事項

第三十二條 鐵鋼原料統制株式會社ハ一定期間毎ノ鐵鋼、鐵屑及鐵鋼ノ賣買及受拂ノ狀況ヲ記載シタル書類ヲ會長ニ提出スベシ

第三十三條 日本鐵屑統制株式會社ハ一定期間毎ノ鐵屑ノ賣買及受拂ノ狀況ヲ記載シタル書類ヲ會長ニ提出スベシ

第三十四條 帝國滿洲株式會社ハ一定期間毎ノマンガン鑛ノ賣買及受拂ノ狀況ヲ記載シタル書類ヲ會長ニ提出スベシ

第三十五條 鐵鋼販賣統制株式會社ハ一定期間毎ノ鐵鋼(銑鐵ヲ除ク)ノ賣買及受拂ノ狀況ヲ記載シタル書類ヲ會長ニ提出スベシ

第三十六條 會長鐵鋼ニ關スル事業ノ統制運營上必要アリト認ムルトキハ會員又ハ會員タル團體ヲ組織スル者ニ對シ其ノ鐵鋼ニ關スル事業ニ關シ必要ナル事項ノ報告ヲ命ズルコトアルベシ

前項ノ規定ニ依リ報告ヲ命ゼラレタル會員又ハ會員タル團體ヲ組織スル者ハ遲滞ナク眞實ナル報告ヲ爲スベシ

第三十七條 第二條、第十三條、第十四條、第二十二條、第二十五條乃至第二十七條及第三十一條乃至第三十五條ノ期間書類ノ様式及書類ノ提出期間並ニ第二十九條ノ書類ノ様式ハ會長別ニ之ヲ定ム  
第三十八條 會員ハ第四條、第六條乃至第九條、第十一條、第十二條、第十五條、第十七條、第十九條、第二十條、第二十四條又ハ第二十八條ノ規定ニ依ル會長ノ指示又ハ命令ヲ受ケタルトキハ之ニ從フベシ  
第三十九條 會員ハ第二條、第十三條、第十四條、第二十二條、第二十五條乃至第二十七條、第二十九條又ハ第三十一條乃至第三十五條ノ規定ニ依リ提出スベキ書類ニ虚偽ノ記載ヲ爲スコトヲ得ズ

## 定 款

### 第一章 總 則

第一條 本會ハ東亞共榮圈内ニ於ケル自主的鐵鋼業ノ確立ヲ期スル爲鐵鋼業ノ綜合的統制運營ヲ圖リ且鐵鋼業ニ關スル國策ノ立案及遂行ニ協力スルコトヲ目的トス  
第二條 本會ハ重要産業團體令ニ依リ設立シ鐵鋼統制會ト稱ス  
第三條 本會ノ事務所ハ東京市ニ之ヲ置ク  
會長必要アリト認ムルトキハ支部又ハ出張所ヲ設クルコトヲ得

### 第二章 會 員

第四條 本會ハ鐵鋼ノ生産及販賣並ニ製鐵原料タル鐵鑛マンガン鑛及鐵屑ノ販賣ニ關スル事業（朝鮮ニ於ケル當該事業ヲ含ム）ヲ營ム者及之等ノ事業ヲ營ム者ヲ以テ組織スル團體（以下鐵鋼業者ト稱ス）ニシテ商工大臣ノ指定シタルモノヲ以テ之ヲ組織ス

第五條 前條ノ規定ニ該當セザル鐵鋼業者ニシテ商工大臣ノ承認ヲ受ケタルモノハ之ヲ會員ト看做ス

### 第三章 事 業

第六條 本會ハ第一條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

- 一、鐵鋼ノ生産及配給並ニ鐵鋼ニ關スル事業ニ要スル資材、資金、勞務等ノ需給ニ關スル政府ノ計畫其ノ他鐵鋼ニ關スル事業ニ關スル政府ノ計畫ニ對スル參畫
- 二、鐵鋼ニ關スル原材料計畫ノ設定及遂行ニ關スル事項
- 三、鐵鋼ニ關スル生産計畫ノ設定及遂行ニ關スル事項
- 四、鐵鋼ニ關スル配給計畫ノ設定及遂行ニ關スル事項
- 五、鐵鋼ノ價格ニ關スル事項
- 六、鐵鋼ノ需給調整及價格調整ノ爲ノ施設ニ關スル事項
- 七、鐵鋼ニ關スル事業ノ整備確立ニ關スル事項
- 八、鐵鋼ニ關スル事業ニ要スル資材及資金ノ確保調達ニ關スル事項
- 九、鐵鋼ニ關スル事業ニ於ケル技術者及勞務者ニ關スル事項
- 十、技術ノ向上、能率ノ増進規格ノ統一經理ノ改善其ノ他會員及會員タル團體ヲ組織スル者ノ鐵鋼ニ關

スル事業ノ發達ニ關スル施設ニ關スル事項

十一、鐵鋼ニ關スル事業ニ關スル調査及研究ニ關スル事項

十二、會員及會員タル團體ヲ組織スル者ノ鐵鋼ニ關スル事業ニ關スル統制指導及検査ニ關スル事項

十三、法令又ハ政府ノ命ジタル事項

十四、前各號ニ掲グルモノノ外本會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事項

第七條 本會ノ事業ノ執行ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム

會員及會員タル團體ヲ組織スル者ノ鐵鋼ニ關スル事業ニ關スル統制ニ付テハ統制規程ノ定ムル所ニ依ル

#### 第四章 役員

第八條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一人 理事長 一人 理事 若干人  
監事 若干人 評議員 若干人

第九條 會長ハ銓衡委員ノ推薦シタル者ニシテ商工大臣ノ命ジタルモノトス

理事長及理事ハ鐵鋼ニ關スル事業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ商工大臣ノ認可ヲ受ケ會長之ヲ命ズ

評議員ハ鐵鋼ニ關スル事業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ會長之ヲ命ズ

監事ハ評議員之ヲ選任ス

監事ノ選任ハ評議員ノ過半数ノ同意ヲ以テ之ヲ爲ス

第十條 役員ノ任期ハ左ノ通トス

會長 三年 理事長 三年 理事 三年  
監事 二年 評議員 二年

會長必要アリト認ムルトキハ任期中ト雖モ商工大臣ノ認可ヲ受ケ理事長又ハ理事ヲ解任スルコトヲ得  
補缺ノ爲任命又ハ選任セラレタル者ノ任期ハ其ノ前任者ノ在任スベカリシ期間トス

第十一條 會長、理事長及理事ハ他ノ職務又ハ事業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ商工大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條 會長ハ本會ヲ代表シ鐵鋼ニ關スル事業ノ統制指導其ノ他ノ會務ヲ總理ス

理事長ハ會長ヲ輔佐シ會務ヲ掌理シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ會長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

理事ハ會長及理事長ヲ輔佐シ會務ヲ分掌シ豫メ會長ノ定メタル順位ニ依リ會長及理事長共ニ事故アルトキハ會長ノ職務ヲ代理シ會長及理事長共ニ缺員ノトキハ會長ノ職務ヲ行フ

監事ハ本會ノ財産ノ狀況ヲ監査ス

評議員ハ本會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事項ニ付會長ニ建議シ又ハ會長ノ諮問ニ應ズ

#### 第五章 特別參與

第十三條 會長必要アリト認ムルトキハ本會ニ特別參與ヲ置クコトヲ得

特別參與ハ第五條ノ規定ニ依リ會員ト看做サレタル者ノ事業ニ對スル統制運營ヲ圖ル爲テニ重要ナル事項ニ關シ本會ノ機務ニ參與ス

#### 第六章 會議

第十四條 總會ハ定時總會及臨時總會トス

定時總會ハ每事業年度終了後二月以内ニ之ヲ開催シ臨時總會ハ會長必要アリト認メタルトキ之ヲ開催ス  
前項ノ事業年度ハ一年トシ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

總會ハ會長之ヲ招集シ之ガ議長トナル

第十五條 左ニ掲グル事項ハ總會ニ諮リ會長之ヲ決ス

一、定款ノ變更

二、收支豫算

三、定款第二十一條及第二十二條ノ規定ニ依ル賦課金ノ賦課徴收方法

第十六條 會長ハ左ノ事項ヲ定時總會ニ報告スルモノトス但シ財産ノ狀況ハ監事ヲシテ之ヲ報告セシム

一、業務報告書

二、財産目錄

三、貸借對照表

四、收支計算書

### 第七章 事務局

第十七條 本會ノ事務ヲ處理スル爲本會ニ事務局ヲ置ク

第十八條 事務局ニ部ヲ置ク

第十九條 事務局ニ事務局長一名ヲ、各部ニ部長各一名ヲ置ク

事務局長ハ理事長ヲ以テ之ニ充ツ事務局長ハ事務局ヲ統轄ス

部長ハ理事ノ中ヨリ會長之ヲ命ズ部長ハ事務局ノ事務ヲ分掌ス

前三項ノ外事務局及其ノ職員ニ關スル事項ニ付テハ別ニ之ヲ定ム

第二十條 本會ノ日常業務ノ遂行ニ關シ會員ノ意見ヲ徵スル爲委員會ヲ設置ス

委員會ハ事務局長之ヲ主宰ス

委員會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

### 第八章 會計

第二十一條 本會ハ會員ニ對シ經費ヲ賦課ス

第二十二條 本會ハ其ノ事業ヲ行フ爲必要アルトキハ商工大臣ノ認可ヲ受ケ會員ノ全部又ハ一部ニ對シ前

條ノ規定ニ依ル賦課金ノ外特別ノ賦課金ヲ課スルコトヲ得

第二十三條 前二條ノ規定ニ依ル賦課金ノ徴收ニ關シテハ別ニ定ムル所ニ依ル

第二十四條 本會ノ會計年度ハ第十四條ニ定ムル事業年度ニ依ル

### 第九章 解散及清算

第二十五條 本會ハ商工大臣ノ命令ニ依リ解散ス

第二十六條 清算人ハ商工大臣ノ解散通知ニ基キ裁判所ノ選任シタル者之ニ當ル

第二十七條 清算人ハ本會ヲ代表シ清算ヲ爲スニ必要ナル一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

第二十八條 清算人ハ裁判所ノ認可ヲ受ケ清算及財産處分ノ方法ヲ定ム

第二十九條 本會ハ解散ノ後ト雖モ裁判所ノ認可ヲ受ケ其ノ債務ヲ完済スルニ必要ナル金額ヲ賦課徴收スルコトヲ得

### 第十章 過怠金

第三十條 本會ハ會員ニシテ本定款ニ違反シタル者ニ對シ五千圓以下ノ過怠金ヲ課スルコトヲ得

第三十一條 本會ハ會員ニシテ統制規程ニ違反シタル者ニ對シ一萬圓以下ノ過怠金ヲ課スルコトヲ得

# 鐵鋼統制會事務局分掌規程

第一條 事務局ニ左ノ部課ヲ置ク

- 一、總務部 秘書課、總務課
- 二、企畫部 企畫課、原價計算課、運輸課、調查課

- 三、原料部 鑛石課、地金課、燃料課
- 四、生産部 生産課、資材課、勞務課
- 五、配給部 計畫課、調整課、管理課
- 六、技術部 製鉄課、製鋼課、壓延課、化工課
- 七、考査部 業務考査課、經理考査課、作業考査課

八、特設部 業務課、技術課

第二條 總務部ハ庶務、人事、會計、文書及其ノ部ニ屬セザル事項ヲ掌理ス

第三條 總務部各課ノ事務分掌ヲ左ノ通り定ム

秘書課

- 一、秘書ニ關スル事項
- 二、人事ニ關スル事項

總務課

- 一、事務局各部課並ニ支部、出張所ノ連絡ニ關スル事項
- 二、總會、評議員會、理事會其ノ他重要會議ニ關スル事項

- 三、事務所及財産ノ管理
- 四、物品ノ購入
- 五、綜合連絡員制度ニ關スル事項
- 六、文書ノ接受及發送
- 七、起案文書ノ審査
- 八、文書ノ進達
- 九、許可認可申請書並ニ諸屆書ノ總括的處理
- 十、諸規程ノ制定
- 十一、文書ノ保管
- 十二、公印ノ保管

十三、會計

十四、豫算、決算

十五、賦課金及特別賦課金ニ關スル事項

十六、其ノ他ノ部課ノ所管ニ屬セザル事項

第四條 企畫部ハ鐵鋼ニ關スル綜合的基本計畫、事業ノ整備確立、鐵鋼ノ價格及運輸ニ關スル事項ヲ掌理ス

第五條 企畫部各課ノ事務分掌ヲ左ノ通り定ム

企畫課

- 一、生産力擴充計畫及物資動員計畫ヘノ參畫
- 二、原材料、生産、配給及消費ニ關スル綜合的基本計畫
- 三、生産設備ノ擴充整備及之ニ關聯スル事項ニ關スル計畫
- 四、企業ノ合理化
- 五、資金調整法及一般資金ニ關スル事項

原價計算課

一、原價計算

二、適正價格ノ立案

運輸課

一、運輸綜合計畫ノ立案

二、出荷統制

三、輸送及荷役ノ合理化

四、運輸統制團體トノ連絡

五、其ノ他ノ鐵鋼及原材料ノ運輸ニ關スル事項

項

調查課

一、内外鐵鋼業ニ關スル諸般ノ調查研究

二、諸般ノ統計

三、會報ノ發行

第六條 原料部ハ鐵鋼ノ原材料計畫ノ設定及遂行並ニ銑鐵ノ配給ニ關スル事項ヲ掌理ス

第七條 原料部各課ノ事務分掌ヲ左ノ通り定ム

鑛石課ハ鐵鑛石、滿俺鑛石、石灰石、苦灰石、

螢石等ニ付左ノ事務ヲ掌ル

- 一、物資動員計畫ヘノ參畫
- 二、所要數量ノ確保
- 三、配給計畫ノ立案及實施
- 四、價格ニ關スル事項
- 五、配給及消費ノ監理
- 六、會員タル配給統制機關ノ指導監督
- 七、配給機構ノ整備ニ關スル事項
- 地金課ハ銑鐵、鐵屑、製鋼原鐵、フェロアロイ、アルミニウム等ニ付左ノ事務ヲ掌ル
- 一、物資動員計畫ヘノ參畫
- 二、所要數量ノ確保
- 三、配給計畫ノ立案及實施
- 四、配給及消費ノ監理
- 五、割當證明書及使用承認書ノ發行、管理並ニ整理ニ關スル事項
- 六、價格ニ關スル事項

七、會員タル配給統制機關ノ指導監督

- 八、配給機構ノ整備ニ關スル事項
- 燃料課ハ石炭、コークス、木炭、重油、瓦斯、電力等ニ付左ノ事務ヲ掌ル
- 一、物資動員計畫ヘノ參畫
- 二、所要數量ノ確保
- 三、配給計畫ノ立案及實施
- 四、配給及消費ノ監理
- 五、燃料配給統制機關トノ連絡
- 第八條 生産部ハ鐵鋼ニ關スル生産計畫ノ設定及遂行、資材並ニ勞務ニ關スル事項ヲ掌理ス
- 第九條 生産部各課ノ事務分掌ヲ左ノ通り定ム
- 生産課

  - 一、物資動員計畫ヘノ參畫
  - 二、生産實施計畫ノ立案及實施
  - 三、品種別生産割當
  - 四、寸法別生産計畫

五、生産ノ監理

- 資材課

  - 一、工場用資材所要數量ノ確保
  - 二、工場用資材ノ配給計畫ノ立案及實施
  - 三、工場用資材ノ配給及消費ノ監理
  - 四、工場用資材ノ各統制機關トノ連絡

勞務課

- 一、勞務計畫ノ立案及勞務者ノ確保
- 二、勞務統制ニ關スル事項
- 三、勞務者ノ訓練及福利施設ニ關スル事項
- 四、其ノ他勞務ニ關スル事項

第十條 配給部ハ鋼材ニ關スル配給計畫ノ設定及遂行並ニ販賣價格ニ關スル事項ヲ掌理ス

第十一條 配給部各課ノ事務分掌ヲ左ノ通り定ム

計畫課

- 一、物資動員計畫ヘノ參畫
- 二、配給實施計畫ノ立案及實施

三、販賣統制會社ノ指導監督

- 四、配給機構ノ整備ニ關スル事項
- 五、販賣統制會社ノ取扱品以外ノ鐵鋼ノ配給管理
- 六、鋼材ノ輸出入計畫ニ關スル事項

調整課

- 一、鋼材ノ販賣價格ニ關スル事項
- 二、鐵鋼ニ關スル需要調査
- 三、配給ニ關スル一般調査

管理課

- 一、鐵鋼割當證明書ノ發行又ハ之ガ管理
- 二、鐵鋼割當證明書ノ回收整理
- 三、鐵鋼割當證明書ノ交換ニ關スル事項

第十二條 技術部ハ鐵鋼業ニ於ケル技術ノ向上、能率ノ増進、規格ノ統一其ノ他技術ニ關スル研究指導ニ關スル事項ヲ掌理ス

第十三條 技術部各課ノ事務分掌ヲ左ノ通り定ム



製 銑 課

一、製銑及鑄造技術ニ關スル事項

製 鋼 課

一、製鋼及鑄造技術ニ關スル事項

壓 延 課

一、壓延及鍛造技術ニ關スル事項

化 工 課

一、製鐵業ニ關聯スル化學工業技術ニ關スル

事項

第十四條 考查部ハ鐵鋼統制運營ノ考查並ニ會員ノ

事業ニ關スル検査指導ニ關スル事項ヲ掌理ス

第十五條 考查部各課ノ事務分掌ヲ左ノ通り定ム

業務 考查 課

一、原材料、生産及配給ニ關スル事項

經理 考查 課

一、經營及經理ニ關スル事項

二、勞務ニ關スル事項

作業 考查 課

一、生産力ノ擴充、設備、作業及其ノ他技術

ニ關スル事項

第十六條 特設部ハ製鋼原鐵協議會、日本銑鐵協議

會、特殊鋼協議會、鍛鋼協議會、日本鑄鋼協議會

及日本フェロアロイ協議會トノ連絡ニ關スル事項

ヲ掌理ス

第十七條 特設部各課ノ事務分掌ヲ左ノ通り定ム

業 務 課

一、製鋼原鐵協議會、日本銑鐵協議會ノ業務

ニ關スル事項

二、特殊鋼協議會、鍛鋼協議會、日本鑄鋼協

議會、日本フェロアロイ協議會ニ關スル事項

三、前二號ノ事項ニ關スル各部課トノ連絡

技 術 課

一、特設部所管事務ノ範圍ニ於ケル技術ニ關

スル事項

第十八條 鐵鋼ノ需給調整及價格ノ安定ノ爲ノ施設

ニ關スル事務ハ其ノ性質ニ應ジ關係各部課ニ於テ之ヲ掌ル

置キ事務局長之ヲ命ズ

第十九條 關係官廳及關係團體等トノ連絡ニ關シテ

ハ一般的事項ニ付テハ總務部總務課ニ於テ、專門事項ニ付テハ當該關係部課ニ於テ之ニ當ル

本規程ハ昭和十六年十二月二十六日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

第二十條 會長必要アリト認ムルトキハ事務局各部ニ次長ヲ置クコトヲ得

次長ハ事務局局長之ヲ命ズ

次長ハ所屬部長ヲ輔佐シ部長ニ事故アルトキハ其ノ事務ヲ代行ス

第二十一條 各課ニ課長ヲ置キ事務局長之ヲ命ズ

課長ハ部長ノ命ヲ受ケ當該部課ノ事務ヲ主管ス

第二十二條 局員ノ各部所屬ハ事務局局長之ヲ命ズ

第二十三條 部員ノ各課所屬ハ事務局局長ノ特ニ命ズルモノヲ除クノ外ハ部長之ヲ命ズ

第二十四條 必要アルトキハ部ニ主査、課ニ副長ヲ





鋼・真鍮・各種合金ノ板・管・棒・鍛造品	住友金屬工業株式會社	春日 弘	大阪市此花區島屋町三	此花 三三三六
長 尼 鉢 力	高砂鐵工株式會社	關 山 延	三 東京市京橋區銀座四ノ	京橋 六二二七
合金鋼・厭延鋼鋼織造	大同製鋼株式會社	下出義雄	名古屋市南區星崎町字	南 一七〇〇 五五
滿庵鐵ノ配給統制並滿庵鐵業	帝國滿庵株式會社	勝部兵助	東京市京橋區大島町八	銀座 七八一〇〇 六六六〇
鐵鋼原料統制	鐵鋼原料統制株式會社	小日山直登	東京市麹町區丸ノ内ノ	丸ノ内 六八〇〇 〇〇〇〇
鐵鋼販賣	鐵鋼販賣統制株式會社	渡邊政人	東京市麹町區丸ノ内二	丸ノ内 三三三三 三三三三
鋼	東京シヤリング株式會社	淺野義夫	東京市京橋區新佃島西	京橋 四六二四 六五五四
鐵鋼製品	東京芝浦電氣株式會社	山口喜三郎	東京市京橋區銀座西	銀座 五五七一 二一八五
薄鐵板・鐵鋼品	東京製鐵株式會社(千住)	尾關秀一良	東京市足立區千住關屋	足立 三〇二二 三〇二二
各種鋼材(鋼板・山形鋼・丸角・平鋼軌條)	東海鋼業株式會社	大橋不二雄	東京市麹町區丸ノ内一	丸ノ内 一八八九
鋼管・鋼製建築用品	東洋鋼材株式會社	手島知建	東京市麹町區有樂町一	銀座 一一九二
化學用部品	株式會社東洋製鋼所	杉村伊兵衛	東京市江戶川區平井町	墨田 七八七 七八八
薄 鋼 板			一ノ二三七六	城東 七八八

鋼 板	東洋鋼板株式會社	高崎達之助	● 大阪市北區宗是町一	土佐堀 三〇四五 三〇〇〇
鐵鋼板・帶 鋼	德山鐵板株式會社	友田一太	(大阪ビル)	三五 北濱 一九一一
普通鋼・特殊鋼ノ鋼塊鋼材鐵造品	株式會社内外製鋼所	伊東鐵雄	東京市京橋區八丁堀四	京橋 三三三 三三五
鐵・鋼・鐵板	株式會社中山製鋼所	中山悅治	大阪市大正區船町三	泉尾 三三一 三一九
特殊鋼・其他鐵鋼	日本鋼管株式會社	白石元治郎	東京市麹町區丸ノ内一	丸ノ内 三三三 三三三
厭延鋼材及伸鐵第二	日本伸鐵工業組合	中井浩	東京市麹町區丸ノ内二	丸ノ内 六八三 六八三
特殊品・鐵鋼品	株式會社日本製鋼所	杉政人	東京市麹町區丸ノ内一	丸ノ内 六八三 六八三
鐵鋼・鋼塊及鋼織物	日本製鐵株式會社	豐田貞次郎	東京市麹町區丸ノ内二	丸ノ内 一三四 一三九
金鋼製特殊鋼・鋼管	日本曹達株式會社	大和田悌二	東京市麹町區大手町二	丸ノ内 一二七 一一五
特殊鋼鋼管・特殊鐵	日本特殊鋼管株式會社	中島統一	東京市麹町區丸ノ内三	丸ノ内 三三三 三三三
鋼片・鋼塊・帶鋼・鋼管・鋼・高壓容器	日亞製鋼株式會社	田中德松	兵庫縣尼崎市鶴町一	福 四六五 一一五九
可鍛鐵金板及鐵錫	日本鐵鋼工業株式會社	高橋省三	埼玉縣川口市宮町三四	川口 三三三 三三三
鐵鋼・鐵鋼品				

薄板・鉛板・金板・引 拔鋼管・鋳物・鉄・釘	日本鋼業株式會社	仁田貞夫	福岡縣藥上郡八屋町二 五四四ノ六	八屋五九二
各種鋼管	日滿鋼管株式會社	間島三次	滿洲國鞍山市昭和街一 段	東京出張所 丸ノ内 四〇〇一
滿洲・滿洲炭鑛及其 他滿洲系會社の生産 する燃料(金・鐵・肥料) 資物其ノ他製品一手 並に特約販賣	日滿商事株式會社	小川逸郎	新京特別市大同大街三 〇二	東京支社 赤坂區葵 町藏ビル 赤坂二一三一三五
鉄 力 板	扶桑鋼業株式會社	川島辰之助	橫濱市神奈川區惠比須 町一	奈川 九一三
製 鐵 銑	株式會社本溪湖煤鐵公司	島岡亮太郎	滿洲國奉天省本溪湖 京橋區銀座三ノ四大倉別館	京橋六一五九
製 鋼・鋼 管	滿洲住友金屬工業株式會社	佐伯正芳	滿洲國奉天省鐵西區勸 工街四段二號	東京出張所 丸ノ内 三二二一
鑄鐵・鑄鋼・砲金製 各種機械	株式會社滿洲ロール製作所	大谷哲平	滿洲國鞍山市昭和街一 段	長 三一六一
壓延鋼材・鑄鋼品・ 鋳條・引拔鋼 サツシユ・リム及リ ニグベリ・車輛片鋼 材・工具用鋼材	三菱鋼材株式會社	伊集院清彦	東京市城東區大島町六 ノ三八〇	本所 一二二五一九
製鐵事業(鋼塊・厚 板・條鋼・鋼網)	株式會社宮製鋼所	高妻俊秀	東京市城東區南砂町六 ノ四一〇	本所 二一四一四四
薄 鐵 板	大和製鋼株式會社	植松益市	大阪市西成區津守町三 〇九	天下茶屋 五九三一
	株式會社淀川製鋼所	宇田耕一	大阪市西淀川區百島町 五	島 四五五一五三

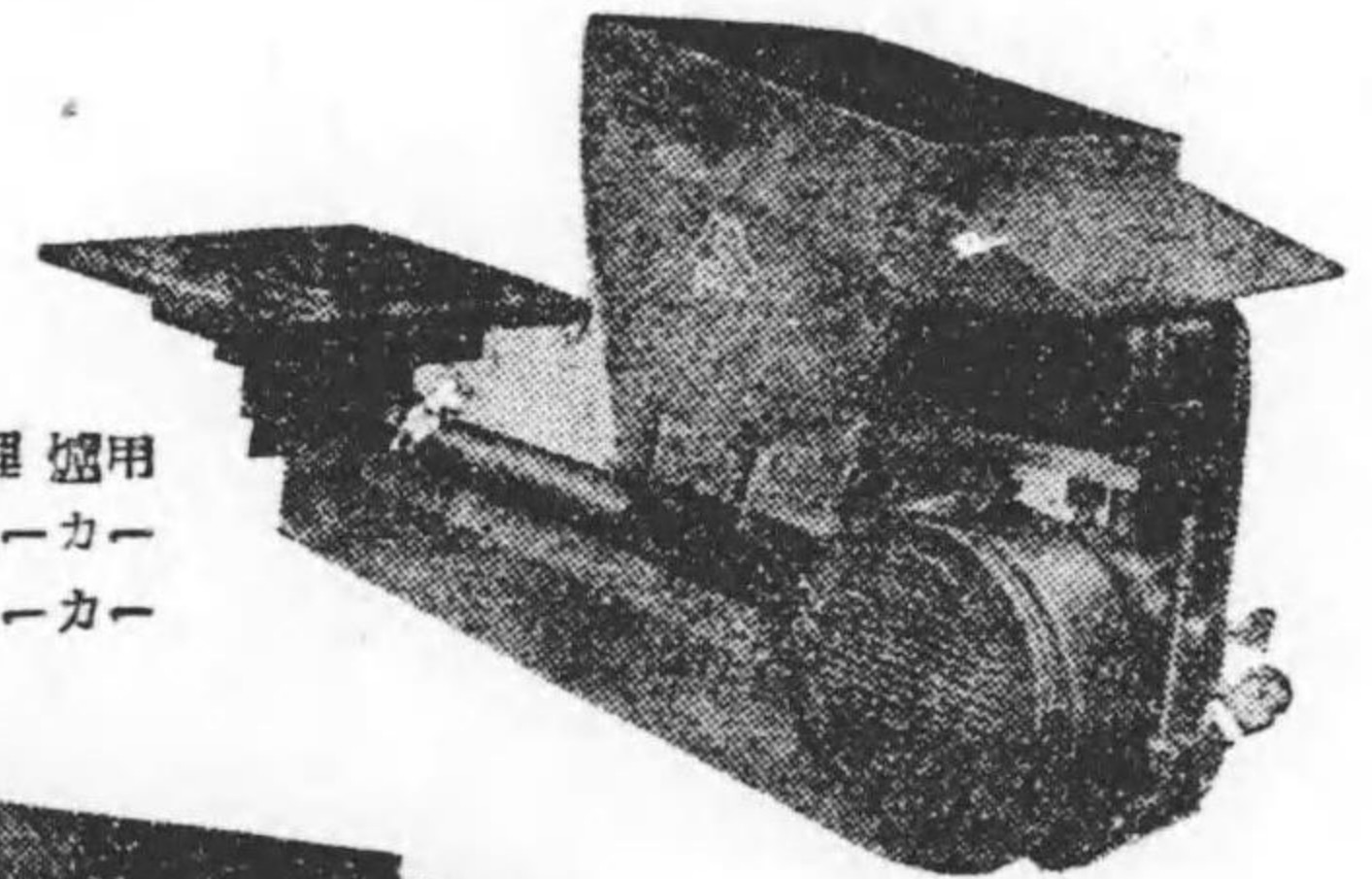
# 石炭統制會

目的 本會は本邦に於ける石炭産業の綜合的統制運管を圖り且石炭産業に關する國策の立案及遂行に協力することを目的とす

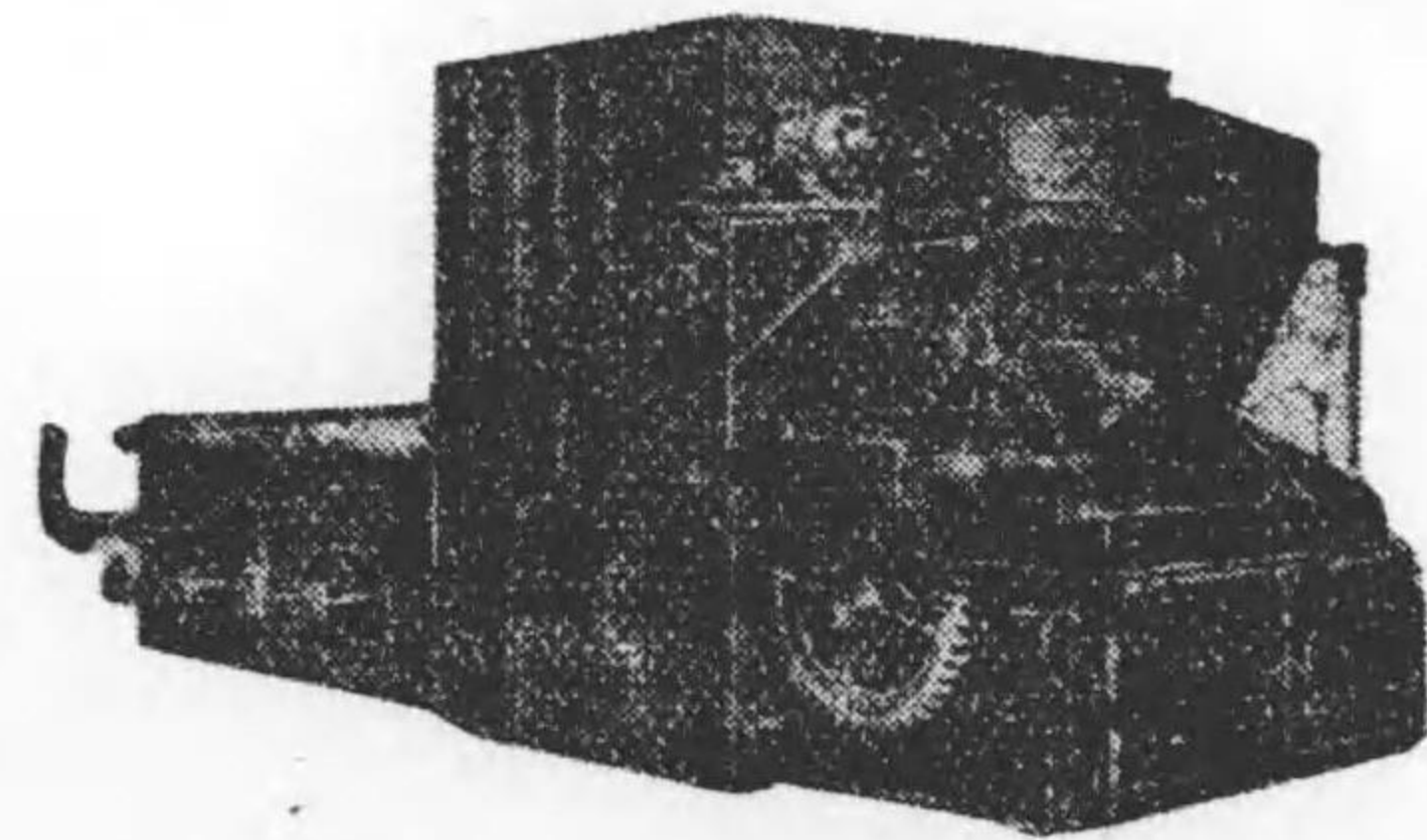
# 三宅式煤煙防止 石炭節約自動給炭機

特許 144484号外10件

最高標準機  
三宅式アンダーフキートストーカー  
汽罐並ニ各種爐形



日滿特許  
水管式汽罐各種熱處理爐用  
變壓通風型チエングレートストーカー  
自然通風型チエングレートストーカー



産業機械統制会々員

## 三宅機械互作所

布施市横沼三丁目一六二六番地  
電話 布施 長六七番 二三三番 四八七番  
大阪營業所 大阪市南區周防町二九番地  
電話 南 75) 七八四五番

(石2)

各種鑿崙石機・鑿崙石機部分品並附屬品



# 株式會社 大成製作所

本 社	東京市京橋區京橋一丁目二番地	電話 京橋(6) 二八二〇・九〇七九番
名古屋工場	名古屋 昭和區瑞穂町花目二五番地	電話 瑞穂(73) 三〇五一・三〇九六番
蒲郡工場	愛知縣 蒲郡 蒲郡町	電話 蒲郡(73) 六八二南(6) 三〇九六番
名古屋營業所	名古屋 昭和區瑞穂町花目三五番地	電話 瑞穂(73) 三〇五一・三〇九六番
京城營業所	京城府 錦州二丁目(永保ビル一階)	電話 光化(6) 一六八二南(6) 三〇九六番
滿洲總代理店	奉天市小西街二段二四一號	電話 (2) 四六六一・五七八七番
	服部商事株式會社內	

工業 工場規模ノ小、申込金額ノ多少ヲ問ハズ  
擴張、舊債借替、運轉資金等ノ爲メ長期且  
金融 低利ノ資金ヲ御便宜ニ御融通可申候

(案内書御申込次第呈上)



# 日本興業銀行名古屋支店

名古屋市中區 廣小路通三丁目  
電話本局(2)代表 一一三二番 一一三三番  
一一三三番 二〇二一

(石8)

# 純國産

## 横山水管式(切羽カ)汽罐

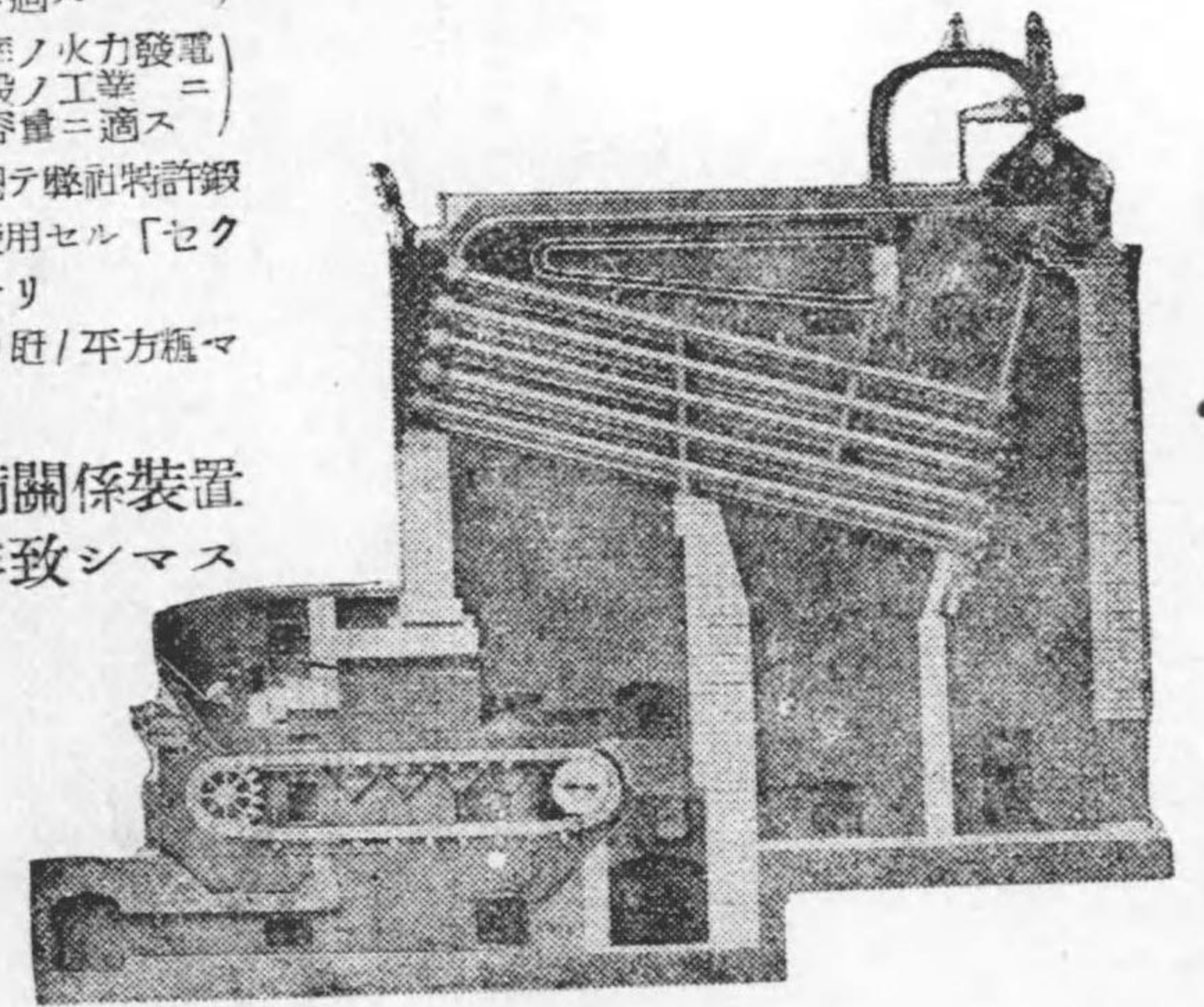
水雷式汽罐CT型  
 横山CT型汽罐=蒸汽過熱及ピフ  
 L型ストーカーヲ装備セルヲ示ス

### 汽罐型式及特徴

- L T 型 (一般工業用及火力發)
- C T 型 (電所用ニ適ス)
- CTA 型 (最高効率ノ火力發電  
以一般ノ工業ニ)
- CTB 型 (シテ大容量ニ適ス)

注・上記汽罐ハ總テ弊社特許鍛  
 鋼製ヘツダーヲ使用セル「セク  
 シヨナル」汽罐ナリ  
 最高常用壓力40 呎/平方呎マ  
 デ製作可能ナリ

其他汽罐設備關係裝置  
 一切設計製作致シマス



## 横山工業株式會社

本社 東京市麹町區内幸町二丁目八番地 電話銀座(57)7317-7320・4996  
 工場 川崎・南・北・大島・第一・第二・第三

## 總代理店 淺野物産株式會社

本店 東京市麹町區丸ノ内毎上ビル 電話丸ノ内(28)2580-2589・4170-4179  
 支店及出張所 大阪・門司・大連・新京・名古屋・横濱・北海道・奉天・京城・北京等

(石)

## 石炭統制會

創立 昭和十六年十一月二十六日

本部 東京市麹町區丸ノ内二丁目八番地日本石炭株式會社内

電話丸ノ内(28)自三三七五番自六八一五番臨時 六九一三番

東京市麹町區丸ノ内二丁目二番地日本工業俱樂部内

電話丸ノ内(28)二八二九・五三九〇・六三六五番

會員 二二社 七統制組合 一統制會社

福岡縣福岡市藥堀端七

山口縣宇部市朝日町

佐賀縣佐賀市松原町六四

北海道札幌市北一條西四(工會事務所内)

東京市麹町區丸ノ内一ノ六(海地ビル新館内)

宮城縣仙臺市柳町通二八(仙臺鑛山監督局内)

大阪府北區堂島濱通二丁目四(古河鑛業ビル内)

京城府光化門道一三九(東西日報ビル内)

釜山同 釜山府大倉町四丁目一六(朝鮮總督府釜山港航保課事務所内)

福岡西 五二四七 四九七八 三九六二

宇部 九

佐賀 六四〇

札幌 五・〇一〇 三・一七六

丸ノ内 八三〇(三)

仙臺 三四〇 四三八〇 四三三三

北 三四七六 六七〇八 四三三〇

## 統制規定

第一條 會員ハ會長ノ定ムル所ニ依リ其ノ事業計畫ヲ定メ會長ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

會長必要アリト認ムルトキハ商工大臣ノ承認ヲ受ケ前項ノ事業計畫ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第二條 會員ハ前條第一項ノ規定ニ依リ會長ノ承認ヲ受ケタル事業計畫ヲ實施スベシ

第三條 會員ハ會長ノ定ムル所ニ依リ其ノ事業（統制組合タル會員ニ在リテハ其ノ組合員ノ事業）ニ要スル物資ノ數量及金額ヲ記載シタル書類ヲ會長ニ提出スベシ

第四條 會長必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ其ノ事業（統制組合タル會員ニ在リテハ其ノ組合員ノ事業）ニ要セル物資ノ使用又ハ取得ニ關シ數量、用途、取得先其ノ他必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第五條 會員ハ會長ノ定ムル所ニ依リ其ノ事業（統制組合タル會員ニ在リテハ其ノ組合員ノ事業）ニ要スル技術者、勞務者及資金ノ取得計畫ヲ記載シタル書類ヲ會長ニ提出スベシ

第六條 會長ハ商工大臣ノ承認ヲ受ケ日本石炭株式會社ニ對シ石炭ノ配給計畫ノ設定及遂行ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第七條 會員又ハ會員タル統制組合ノ組合員（以下組合員ト稱ス）ハ會長ノ定ムル所ニ依リ石炭ノ豫定原價計算及原價計算ヲ記載シタル書類ヲ會長ニ提出スベシ

第八條 會員又ハ組合員ハ會長ノ定ムル所ニ依リ財産、收支豫算、收支決算及利益金ノ處分方法ヲ記載シタル書類ヲ會長ニ提出スベシ

第九條 會員又ハ組合員其ノ事業ニ着手シ又ハ其ノ事業ヲ休止若ハ廢止セントスルトキハ會長ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ記載シタル書類ヲ會長ニ提出スベシ

第十條 會長石炭産業ノ統制運營上特ニ必要アリト認ムルトキハ商工大臣ノ承認ヲ受ケ會員又ハ組合員ニ對シ事業ノ着手、繼續、休止又ハ廢止ヲ命ズルコトアルベシ

第十一條 會長石炭産業ノ統制運營上特ニ必要アリト認ムルトキハ商工大臣ノ承認ヲ受ケ會員又ハ組合員ニ對シ事業設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ命ジ又ハ作業方法若ハ作業用品ノ改良ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第十二條 會員又ハ組合員石炭ヲ目的トスル鑛業權ノ讓渡若ハ讓受又ハ隣接石炭鑛區トノ間ノ石炭鑛區ノ増減ノ契約ヲ爲サントスルトキハ會長ノ承認ヲ受クベシ但シ第十三條ノ規定ニ依ル指示ニ依ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十三條 會長石炭産業ノ整備確立ヲ圖ル爲テ必要アリト認ムルトキハ商工大臣ノ承認ヲ受ケ會員又ハ組合員ニ對シ鑛業權ノ讓渡若ハ讓受隣接石炭鑛區トノ間ノ石炭鑛區ノ増減又ハ事業設備、作業用品等ノ讓渡、讓受、賃貸若ハ賃借ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第十四條 災害其ノ他緊急ノ事態發生シタル場合又ハ災害ヲ豫防スル爲テ必要アル場合ニ於テハ會長ハ會員又ハ組合員ニ對シ他ノ會員又ハ組合員ニ必要ナル協力ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトアルベシ

第十五條 會長石炭産業ノ統制運營上特ニ必要アリト認ムルトキハ會員又ハ組合員ニ對シ其ノ事業ノ經營ノ改善ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトアルベシ

第十六條 會長石炭産業ノ統制運營上又ハ其ノ發達ヲ圖ル爲テ必要アリト認ムルトキハ其ノ定ムル所ニ依リ



會員又ハ組合員ニ對シ補償金、補助金又ハ獎勵金ヲ交付スルコトアルベシ  
第十七條 會員ハ第一項第二項、第四條、第六條、第十條、第十一條又ハ第十三條乃至第十五條ノ規定ニ依ル會長ノ命令又ハ指示ヲ受ケタルトキハ之ニ從フベシ  
第十八條 會員ハ第三條、第五條又ハ第七條乃至第九條ノ規定ニ依リ提出スベキ書類ニ虚偽ノ記載ヲ爲スコトヲ得ズ  
第十九條 本會ハ本規程ニ違反シタル會員ニ對シ一萬圓以下ノ過怠金ヲ課スルコトアルベシ  
第二十條 本規程ニ依リ組合員ヨリ會長ニ提出スベキ書類ハ會長ノ定ムルモノヲ除クノ外當該統制組合ノ理事長を經由スベシ

## 定 款

### 第一章 總 則

第一條 本會ハ本邦ニ於ケル石炭産業ノ綜合的統制運營ヲ圖リ且石炭産業ニ關スル國策ノ立案及遂行ニ協力スルコトヲ目的トス  
第二條 本會ハ重要産業團體令ニ依リ設立シ石炭統制會ト稱ス  
第三條 本會ハ事務所ヲ東京市ニ置キ必要ニ應ジ支部又ハ出張所ヲ設ク  
第四條 本會ハ左ニ掲グル者ヲ以テ之ヲ組織ス  
一 石炭鑛業ヲ營ム鑛業權者ニシテ商工大臣ノ指定シタルモノ

二 重要産業團體令ニ依リ設立セラレタル石炭統制組合  
三 日本石炭株式會社  
四 其ノ他商工大臣ノ指定シタルモノ  
第五條 本會ハ會員ニ對シ經費ヲ賦課ス  
本會ハ本會ノ事業ヲ行フ爲テ必要アルトキハ商工大臣ノ認可ヲ受ケ會員ノ全部又ハ一部ニ對シ前項ノ規定ニ依ル賦課金ノ外特別ノ賦課金ヲ課ス  
第六條 本會ノ公告ハ官報ヲ以テ之ヲ爲ス

### 第二章 事 業

第七條 本會ハ本會ノ目的ヲ達スル爲左ニ掲グル事項ニ付必要ナル事業ヲ行フ  
一 石炭ノ生産及配給並ニ石炭産業ニ要スル資材、資金、勞務等ノ需給ニ關スル政府ノ計畫其ノ他石炭産業ニ關スル政府ノ計畫ニ對スル參畫  
二 石炭ノ生産計畫ノ設定及遂行ニ關スル事項  
三 石炭ニ關スル資材、資金及勞務ノ確保及配分ニ關スル事項  
四 石炭ノ配給基本計畫ノ設定及遂行ニ關スル事項  
五 石炭ノ價格ニ關スル事項  
六 石炭ニ關スル輸送力ノ確保及荷役ノ改善ニ關スル事項  
七 石炭産業ノ整備確立ニ關スル事項  
八 石炭産業ニ於ケル技術ノ向上、能率ノ増進、經理ノ改善其ノ他事業經營ノ合理化ニ關スル事項

- 九 會員及會員タル石炭統制組合ノ組合員ノ事業ニ關スル指導及検査ニ關スル事項
  - 十 石炭ニ關スル調査及研究並ニ報道及宣傳ニ關スル事項
  - 十一 其ノ他本會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事項
- 第八條 本會ハ事業ノ執行ニ付商工大臣ノ認可ヲ受ケ統制規程ヲ定ム

### 第三章 役員

第九條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一人  
 理事 五人以上  
 監事 二人以上  
 評議員 若干人

第十條 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理シ石炭産業ノ統制指導ニ任ズ

理事長ハ會長ヲ補佐シ會務ヲ掌理シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ會長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

理事ハ會長及理事長ヲ補佐シ會務ヲ分掌シ豫メ會長ノ定メタル順位ニ依リ會長及理事長共ニ事故アルトキハ會長ノ職務ヲ代理シ會長及理事長共ニ缺員ノトキハ會長ノ職務ヲ行フ

評議員ハ會長ノ諮問ニ應ジ又ハ會長ニ對シ意見ヲ具申ス

第十一條 會長ハ商工大臣ノ命ジタル銓衡委員ノ推薦シタル者ノ中ヨリ商工大臣之ヲ命ズ  
 理事長及理事ハ石炭産業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ會長之ヲ命ジ商工大臣ノ認可ヲ受クルモノトス

評議員ハ石炭産業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ會長之ヲ命ズ  
 監事ハ評議員其ノ過半數ノ同意ニ依リ之ヲ選任ス

第十二條 會長、理事長及理事ノ任期ハ三年トシ監事及評議員ノ任期ハ二年トス  
 會長必要アリト認ムルトキハ任期中ト雖モ理事長又ハ理事ヲ解任スルコトヲ得  
 前項ノ解任ハ商工大臣ノ認可ヲ受クルモノトス

第十三條 會長、理事長及理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ従事スルコトヲ得ズ但シ商工大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限りニ在ラズ

### 第四章 總會

第十四條 總會ハ定時總會及臨時總會ノ二種トス

定時總會ハ毎年一回三月ニ、臨時總會ハ會長必要アリト認ムルトキ之ヲ開催ス  
 總會ハ會長之ヲ招集ス

第十五條 總會ノ議長ハ會長之ニ當ル會長事故アルトキハ理事長之ニ當リ會長及理事長共ニ事故アルトキハ豫メ會長ノ定メタル順位ニ依リ會長ノ職務ヲ代理スル理事之ニ當ル

第十六條 左ニ掲グル事項ハ總會ニ諮リ會長之ヲ決ス  
 一 定款ノ變更  
 二 收支豫算  
 三 第五條ノ規定ニ依ル賦課金ノ賦課徵收方法

### 第五章 事務局

第十八條 本會ノ事務ヲ處理スル爲本會ニ事務局ヲ置ク

第十九條 理事長ハ會長ノ指揮監督ヲ承ケ事務局ヲ統理ス  
第二十條 前二條ノ外職員其ノ他事務局ニ關スル事項ニ付テハ別ニ之ヲ定ム

### 第六章 會計

第二十一條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル  
第二十二條 前條ノ外會計ニ關スル事項ニ付テハ別ニ之ヲ定ム

### 第七章 違約處分

第二十三條 本會ハ統制規程ノ定ムル所ニ依リ統制規程ニ違反シタル會員ニ對シ過怠金ヲ課ス

## 石炭統制會事務局職制

第一條 事務局ニ左ノ課及部ヲ置ク

總務課 報道課 企畫部 生産部 勞務部 資材部 配給部 監理部

第二條 事務局ニ事務局長一名ヲ、各部ニ部長各一名ヲ置ク

事務局長ハ理事長ヲ以テ之ニ充ツ事務局長ハ事務局ヲ統轄ス

部長ハ理事ノ中ヨリ會長之ヲ命ズ部長ハ事務局ノ事務ヲ分掌ス

第三條 事務局ニ左ノ職員ヲ置ク

參事 若干名 主事 若干名 書記 若干名 技手 若干名

職員ハ別ニ定ムルモノノ外上司ノ命ヲ承ケ事務ニ従事ス

第四條 會長必要アリト認ムルトキハ部ニ副部長ヲ置クコトヲ得

副部長ハ參事ノ中ヨリ會長之ヲ命ズ副部長ハ重要部務ニ付部長ヲ輔佐ス  
第五條 各課ニ課長各一名ヲ置ク

課長ハ參事ノ中ヨリ會長之ヲ命ズ課長ハ事務局長又ハ部長ノ命ヲ受ケ各課ノ事務ヲ處理ス  
第六條 總務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 機密ニ關スル事項
- 二 人事ニ關スル事項
- 三 會印、會長印其ノ他ノ印章ノ保管ニ關スル事項
- 四 文書ノ接受、配付、發送、編纂及保管ニ關スル事項
- 五 總會、理事會及評議員會ニ關スル事項
- 六 會計ニ關スル事項
- 七 傭員ノ取締ニ關スル事項
- 八 他ノ部課ノ主管ニ屬セザル事項

第七條 報道課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 資料ノ蒐集保管及編纂ニ關スル事項
- 二 報道及宣傳ニ關スル事項

第八條 企畫部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 生産力擴充計畫及需給計畫ニ關スル事項
- 二 外地及外國トノ連絡ニ關スル事項

- 三 他ノ統制機關トノ連絡ニ關スル事項
- 四 調査ニ關スル事項
- 五 企業ノ整備總合ニ關スル事項
- 第九條 企畫部ニ企畫課及合理課ヲ置ク
- 第十條 生産部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
  - 一 生産ニ關スル事項
  - 二 技術ニ關スル事項
- 第十一條 生産部ニ生産課及技術課ヲ置ク
- 第十二條 勞務部ニ於テハ勞務ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第十三條 勞務部ニ勞務課及指導課ヲ置ク
- 第十四條 資材部ニ於テハ資材及食糧ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第十五條 資材部ニ重機材課、輕機材課及生活用品課ヲ置ク
- 第十六條 配給部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
  - 一 配給ニ關スル事項
  - 二 輸送及荷役ニ關スル事項
- 第十七條 配給部ニ計畫課及輸送課ヲ置ク
- 第十八條 監理部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
  - 一 資金ニ關スル事項
  - 二 企業ノ經理ニ關スル事項
  - 三 價格ニ關スル事項
  - 四 規格ニ關スル事項
  - 五 生産費調査ニ關スル事項
- 六 會員及會員タル石炭統制組合ノ組合員ニ對スル官廳ノ認許可事項ニ關スル事項

- 第十九條 監理部ニ監理課、價格課及審査課ヲ置ク
- 第二十條 會長必要アリト認ムルトキハ特別ノ事項ヲ調査セシムル爲専門委員ヲ委囑スルコトヲ得
- 第二十一條 東京市、福岡市及札幌市ニ支部ヲ置キ大阪ニ出張所ヲ置ク會長必要アリト認ムルトキハ適宜ノ地ニ支部ノ出張所ヲ置キ又ハ支部ノ駐在員ヲ駐在セシムルコトヲ得
- 第二十二條 支部ニ於テハ本部ノ命ヲ承ケ左ノ事務ヲ掌ル
  - 一 生産ニ關スル事項
  - 二 勞務ニ關スル事項
  - 三 資材及食糧ニ關スル事項
  - 四 前各號ニ掲グルモノノ外本部ノ命ズル事項
- 出張所ハ其ノ屬スル本部又ハ支部ノ命ズル事務ヲ掌ル
- 第二十三條 各支部及出張所ニ長ヲ置ク
  - 各支部ニ副部長ヲ置クコトヲ得
- 支部長、副部長及出張所長ハ理事、參事又ハ主事ノ中ヨリ會長之ヲ命ズ
- 第二十四條 各支部及出張所ニ課又ハ係ヲ置キ本部ニ準ジ事務ヲ分掌セシム

# 石炭統制會役員



役名 會長 松本健次郎 住所 東京市麻布區本村町二二三

## 略歴

氏は明治三年十月、故安川敬一郎男の次男として福岡縣に生れ、伯父松本澄氏の養子となり、二十六年家督を相續す。早くより九州實業界に手腕を揮ひ、九州水力電氣他、十餘の各會社の重役として、實に九州實業界の重鎮として知らる。又福岡縣多額納稅者であり、その手腕閱歷から觀て、今次石炭統制會の組織に方り、これが會長の重職は、洵に適材適所の評高し。從五位勳四等。

理事長	植村甲午郎	東京市澁谷區千駄ヶ谷三丁目四九六	青山(38)	六一三七
理事	茂野吉之助	同 澁橋區下落合一丁目四五八	落合長崎	三〇六七
同	山川良一	同 麻布區我善坊町二六	田園調布	二二一一
同	七瀬善吉	同 大森區田園調布一ノ一二三三	荻窪	四三三四
同	瀬尾健二	同 杉並區上荻窪一ノ二二二	三田(4)	二〇〇六
同	永田彦太郎	同 麻布區本村町二三五	福岡西	八一
同	林田晋	福岡市荒戸二番丁	澁谷	二六三三
同	佐藤棟造	東京市澁谷區上原町一二三四	赤坂	一六〇七
同	森本靖男	東京市麻布區霞町六	世田谷	三四四五
同	小川彌太郎	同 世田谷區一ノ四一九		

評議員	三菱	河手捨二	評議員	入山	渡邊寛一郎
同	北炭	島田勝之助	同	東京仙臺地方聯合	古賀春一
同	貝島	貝島太市	同	山口統制組合理事長	原田幾造
同	明治	松本幹一郎	同	北九州統制組合理事長	武内禮藏
同	日産	保田宗治郎	同	西九州統制組合理事長	中野敏雄
同	住友	三村起一	同	北海道統制組合理事長	林敬一
同	古河	吉村萬治郎	同	明治	石渡信太郎
同	沖ノ山	俵田明	同	中島	中島徳松
同	麻生	麻生太賀吉	同	工大教授	佐野秀之助

# 地方石炭統制組合役員

東京石炭統制組合	理事長	古賀春一	大阪石炭統制組合	理事長	川勝庸吉
同	理事	森戸傳之丞	山口石炭統制組合	理事長	原田幾造
仙臺石炭統制組合	(兼任) 理事長	古賀春一	北九州石炭統制組合	理事長	武内禮藏
同	理事	石田重吉	西九州石炭統制組合	理事長	中野敏雄
北海道石炭統制組合	理事長	林敬一			

# 石炭統制會々員

(五十音順)

主要製品	社名	代表者名	所在地	電話
石炭 鑛業	麻生鑛業株式會社	麻生太賀吉	關西縣飯塚市立岩町一、九〇〇	
石炭 炭	入山採炭株式會社	大橋新吉	東京市京橋區銀座三丁目四ノ一	京橋 五四一
石炭 炭	磐城炭礦株式會社	淺野八郎	磐城町區丸ノ内一ノ六(海上ビル新館)	丸ノ内八三〇一二
石炭 炭	宇部興産株式會社	俵田明	宇部市小串一、九八〇	宇部八九〇三
石炭採掘・鐵道經營	雄別炭礦鐵道株式會社	小村千太郎	東京市麹區丸ノ内二ノ四(三菱本館内)	丸ノ内 三三六一
石炭採掘及加工	貝島炭礦株式會社	貝島太市	山口縣下關市字唐戸町二	下關 三、五〇〇
石炭 炭	杵島炭礦株式會社	高取盛	佐賀市白山町二七	
石炭 アルミニウム	昭和電工株式會社	鈴木忠治	京橋區寶町一ノ七(味ノ栗ビル)	京橋〇一五二一五
石炭 炭	住友鑛業株式會社	三村起一	大阪市東區北濱五ノ二二	北濱 二〇六
石炭 炭	大日本炭礦株式會社	岩川與助	東京市麹町區丸ノ内三ノ一〇	丸ノ内 九五〇

主要製品	社名	代表者名	所在地	電話
石炭 炭	太平洋炭礦株式會社	片山眞五郎	日本橋區寶町二ノ一(三井三號館)	日本橋 三五
石炭 炭	大正鑛業株式會社	伊藤傳右衛門	關西縣遠賀郡中間町	中間 一一一三
石炭 炭	東邦炭礦株式會社	福本貞喜	東京市麹町區丸ノ内二ノ一八(昭和ビル内)	丸ノ内 五二七九
石炭 炭	日産化學工業株式會社	石川一郎	東京市芝區田村町一ノ二	銀座七二六一〇
石炭の買入・販賣・輸入・輸出	日本石炭株式會社	松本健次郎	東京市麹町區丸ノ内一ノ八	丸ノ内三三七五一九
石炭 炭	日鐵鑛業株式會社	小川彌太郎	東京市麹町區丸ノ内二ノ二〇(鐵鋼會館内)	丸ノ内五二四一五
石炭採掘・石炭加工	東見初炭鑛業株式會社	國吉信義	宇部市東區沖字字部五二六	字部代表 一四四〇
石炭 炭	古河鑛業株式會社	吉村萬次郎	東京市麹町區丸ノ内二ノ八	丸ノ内 一、四〇九
石炭採掘並回漕業	北海道炭礦汽船株式會社	島田勝之助	東京市麹町區丸ノ内一ノ二(正金ビル内)	丸ノ内 三四一
石炭 炭	三井鋼山株式會社	川島三郎	東京市日本橋區寶町一ノ一	日本橋 二二三一
石炭 炭	三菱鋼業株式會社	小村千太郎	東京市麹町區丸ノ内二ノ四	丸ノ内 二二六一
金銀・石炭・滿鐵採掘並販賣	明治鑛業株式會社	松本幹一郎	東京市京橋區銀座西七ノ五(彌生ビル)	銀座 四一五

石

炭

嘉穗鑛業株式會社 松本幹一郎

東京市京橋區銀座二ノ三ノ一

京橋

六五三九  
七五九四

大阪地方石炭統制組合

川勝庸吉

大阪市北區堂島港通二ノ四

北九州石炭統制組合

武内禮藏

福岡市橋口町四六

仙臺地方石炭統制組合

古賀春一

仙臺市表小路二ノ一  
(東北興業内)

石

炭

西九州石炭統制組合

中野敏雄

福岡市下店屋町一七

東

二、一〇  
九七四

東京地方石炭統制組合

古賀春一

東京市赤坂區溜池町三C(溜池會館)

赤坂

四四五二  
四四五九

北海道石炭統制組合

林敬一

札幌市南大通西四ノ二

札幌

五二四三

山口石炭統制組合

原田幾造

宇部市西區朝日町一丁目

# 鑛山統制會

## 目的

本會は本邦に於ける鑛産物(石炭、亞炭、石油及土瀝青を除く以下同じ)の生産及販賣に關する事業(鑛鑛、ニツケル鑛、アルミニウム及マグネシウムの製鍊及販賣に關する事業並に鑛鑛の販賣に關する事業を除く)の綜合的統制運籌を圖り且當該産業に關する施策の立案及遂行に協力することを目的とす

# 日本索道株式會社

本社 東京市芝區新櫻田一九番地

電話 銀座 (57)

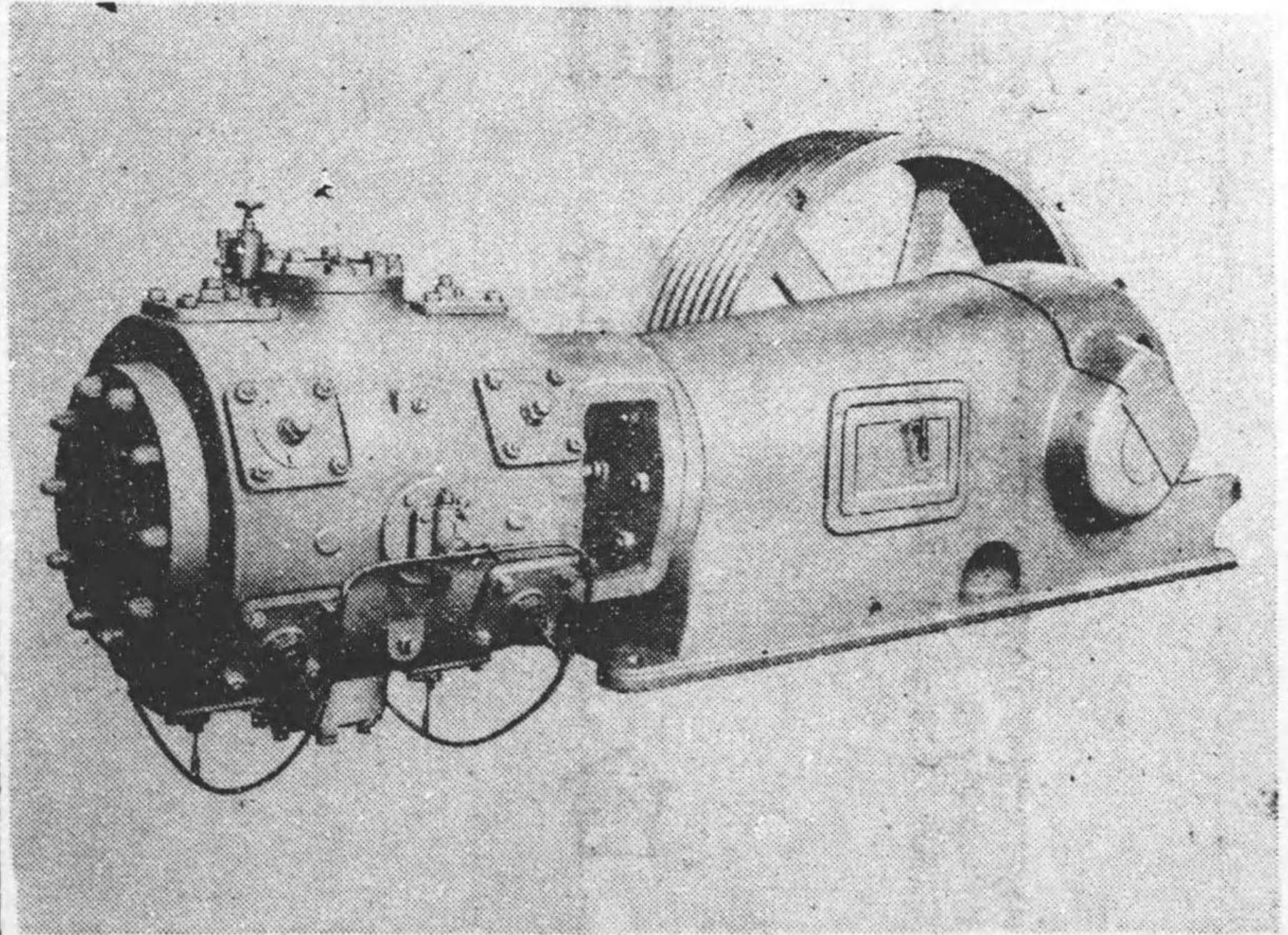
四一六二番 四一六三番  
四一六四番 八〇七三番  
直通 八三〇二番

出張所 京城市永樂町二丁目五六番地  
電話 本局 (2) 六五九二番

優秀なる技術を誇る

加地横型

空氣壓縮機



日下部機械株式會社

本社 東京市麩町區丸ノ内一丁目(海上ビル) 電話丸ノ内(23)539・2846-7番  
大阪支店 大阪市西區立賣堀北通五丁目四 電話 新町 3225・6419番



理想と現実を把握せよ

特殊電極棒

營業品目	
ステンレス鋼用	ニッケルクロム鋼用
高級イモノ鋼用	高純度鋼用
硬鋼用	其他各種
其他各種	(互用)
T・O・ブロンズ	アルミニウム
アルミニウム	銅線
銅材	ジン



中央熔材工業所

東京市京橋区西八丁堀四十 電話京橋(56)代表0845・8941

鑛山統制會

創立 昭和十六年十二月八日

本部 東京市麹町區丸ノ内三丁目十四番地 電話丸ノ内(28)二六一一五

會員 三三社 二統制會社 五統制組合

指定業種 鑛産物(石炭、亜炭、石油及土瀝青を除く)の生産及販賣に關する事業(鐵鑛及ニッケル鑛の製鍊及販賣、アルミニウム、アルミナ及マグネシウムの製造及販賣並に煉鋼、ボーキサイト及礬土頁岩の販賣に關する事業を除く)

統制規程 (商工省告示 第五五九號 昭和十七年五月十五日認可)

鑛山統制會支部及び出張所

- 支部長 松本政勝 東京支部 東京市芝區今入町八 城南ビル内 (電銀座) 七五〇〇・二四八六
- 支部長 村山沼一郎 仙臺支部 仙臺市柳町通り 仙臺鑛山監督局内 (電仙臺) 三四五・四三八〇・四三五二 九〇五(直通)
- 支部長 小島善訓 大阪支部 大阪市北區梅田町四十七番地ノ一 阪神西館内 (北五六七三) (本年三月ヨリ)
- 支部長 宮本久米太 福岡支 福岡市土手町二十番地(西三〇六七)
- 支部長 阿部實壽 札幌支 札幌市南一條西十九丁目(電一・〇三九 一一二)

勞務部 朝鮮駐在員事務所

事務擔當者 長松顯道 朝鮮京城府光化門通一三九番地 東亞日報ビル内(電 光化門二七八七番)

## 統制規程

- 第一條 會員ハ會長ノ定ムル所ニ依リ其ノ事業計畫（統制組合タル會員ニ在リテハ組合員ノ事業計畫）ヲ定メ會長ニ提出スベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ
- 會長必要アリト認ムルトキハ商工大臣ノ承認ヲ受ケ前項ノ事業計畫ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ
- 第二條 會員ハ會長ノ定ムル所ニ依リ其ノ事業（統制組合タル會員ニ在リテハ組合員ノ事業）ニ要スル物資ノ數量及金額其ノ他必要ナル事項ヲ記載シタル書類ヲ會長ニ提出スベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ
- 第三條 會長必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ其ノ事業（統制組合タル會員ニ在リテハ組合員ノ事業）ニ要スル物資ノ使用、取得又ハ保有ニ關シ數量、用途其ノ他必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ
- 第四條 會員又ハ會員タル統制組合ノ組合員（以下組合員ト稱ス）ハ會長ノ定ムル所ニ依リ鑛產物ノ送付計畫及受入計畫ヲ定メ會長ニ提出スベシ之ヲ變更セントスルトキハ亦同ジ
- 會長必要アリト認ムルトキハ會員又ハ組合員ニ對シ商工大臣ノ承認ヲ受ケ鑛產物ノ送付數量、受入數量送付先、取得先其ノ他必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ
- 第五條 會員又ハ組合員ハ會長ノ定ムル所ニ依リ鑛產物ノ輸送計畫ヲ定メ會長ニ提出スベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ
- 會長必要アリト認ムルトキハ會員又ハ組合員ニ對シ鑛產物ノ輸送ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ
- 第六條 會員ハ會長ノ定ムル所ニ依リ其ノ事業（統制組合タル會員ニ在リテハ組合員ノ事業）ニ要スル技術者及勞務者其ノ他ノ從業者他ノ雇傭豫定人員ヲ記載シタル勞務計畫書ヲ會長ニ提出スベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

- 第七條 會長必要アリト認ムルトキハ會員又ハ組合員ニ對シ技術者及勞務者其ノ他ノ從業者ノ作業能率ノ増進又ハ其ノ移動ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ
- 第八條 會長必要アリト認ムルトキハ會長又ハ組合員ニ對シ技術ノ研究、改善、公開又ハ交流ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ
- 第九條 會員ハ會長ノ定ムル所ニ依リ所要資金ノ調達方法ヲ記載シタル資金計畫書（統制組合タル會員ニ在リテハ組合員ノ資金計畫書）ヲ會長ニ提出スベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ
- 第十條 會員又ハ組合員ハ會長ノ定ムル所ニ依リ豫定原價計算及原價計算ヲ記載シタル書類會長ニ提出スベシ
- 第十一條 會員又ハ組合員ハ會長ノ定ムル所ニ依リ當該事業年度ノ財産目錄、貸借對照表、營業報告書、損益計算書及利益ノ處分ニ關スル書類ヲ會長ニ提出スベシ
- 第十二條 會長必要アリト認ムルトキハ會員又ハ組合員ニ對シ其ノ事業ノ經理ノ改善ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ
- 第十三條 會長ハ會員又ハ組合員ニ對シ商工大臣ノ承認ヲ受ケ鑛產物ノ買受、賣渡、保有又ハ委託加工若ハ委託加工ニ付其ノ數量、價格、受渡先其ノ他ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ
- 第十四條 會長必要アリト認ムルトキハ會員又ハ組合員ニ對シ其ノ事業設備ノ新設、増設、變更休止、廢止又ハ讓渡若ハ讓受ニ關シ商工大臣ノ承認ヲ受ケ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第十五條 會員又ハ組合員ハ其ノ事業ノ開始、休止、廢止、讓渡、委託、共同經營又ハ合併ヲ爲サントスルトキハ會長ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ記載シタル書類ヲ會長ニ提出スベシ

第十六條 會長必要アリト認ムルトキハ會員又ハ組合員ニ對シ其ノ事業ノ開始、休止、廢止、讓渡若ハ讓受、委託若ハ受託、共同經營又ハ合併ニ關シ商工大臣ノ承認ヲ受ケ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第十七條 會員又ハ組合員ハ其ノ鑛業權若ハ砂鑛權ノ讓渡若ハ讓受又ハ隣接鑛區トノ間ノ鑛區ノ増減ノ契約ヲ爲サントスルトキハ會長ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ記載シタル書類ヲ會長ニ提出スベシ

第十八條 會長必要アリト認ムルトキハ會員又ハ組合員ニ對シ鑛業權若ハ砂鑛權ノ讓渡若ハ讓受又ハ隣接鑛區トノ間ノ鑛區ノ増減ニ關シ商工大臣ノ承認ヲ受ケ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第十九條 會長必要アリト認ムルトキハ其ノ定ムル所ニ依リ會員又ハ組合員ニ對シ補償金、補助金又ハ償勵金ヲ交付スルコトアルベシ

第二十條 會員ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ遲滞ナク之ヲ會長ニ提出ズベシ  
一、商號、名稱又ハ主タル事務所若ハ營業所ノ變更アリタルトキ  
二、定款ノ變更アリタルトキ  
三、役員ノ變更アリタルトキ

第二十一條 會員又ハ組合員ハ第一條第二項、第三條、第四條第二項、第五條第二項、第七條、第八條、第十二條乃至第十四條、第十六條及第十八條ノ規定ニ依ル會長ノ命令又ハ指示ヲ受ケタルトキハ之ニ從フベシ

第二十二條 會員又ハ組合員ハ第一條第一項、第二條、第四條第一項、第五條第一項、第六條、第九條乃至第十一條、第十五條、第十七條及第二十條ノ規定ニ依リ提出スベキ書類ニ虛偽ノ記載ヲ爲スコトヲ禁ズ

第二十三條 本會ハ本規定ニ違反シタル會員ニ對シ一萬圓以下ノ過怠金ヲ課スルコトアルベシ

第二十四條 本規程ニ依リ組合員ヨリ會長ニ提出スベキ書類ハ會長ノ定ムルモノヲ除クノ外當該統制組合ノ理事長ヲ經由スベシ

### 定 款

#### 第一章 總 則

第一條 本會ハ本邦ニ於ケル鑛產物（石炭、亞炭、石油及土瀝青ヲ除ク以下同ジ）ノ生産及販賣ニ關スル事業（鐵鑛、ニッケル鑛、アルミニウム及マグネシウムノ製鍊及販賣ニ關スル事業並ニ燐鑛ノ販賣ニ關スル事業ヲ除ク）ノ綜合的統制運營ヲ圖リ且當該産業ニ關スル國策ノ立案及遂行ニ協力スルコトヲ目的トス

第二條 本會ハ重要産業團體令ニ依リ設立シ鑛山統制會ト稱ス

第三條 本會ハ事務所ヲ東京市ニ置キ必要ニ應ジ支部又ハ出張所ヲ設ク

第四條 本會ハ第一條ノ事業ヲ營ム者及其ノ組織スル團體ニシテ商工大臣ノ指定シタルモノヲ以テ組織ス

第五條 本會ハ會員ニ對シ經費ヲ賦課ス  
本會ハ本會ノ事業ヲ行フ爲テ必要アル時ハ商工大臣ノ認可ヲ受ケ會員ノ全部又ハ一部ニ對シ前項ノ規

定ニ依ル賦課金ノ外特別ノ賦課金ヲ課ス  
第六條 本會ノ公告ハ官報ヲ以テ之ヲ爲ス

### 第二章 事業

- 第七條 本會ハ第一條ノ目的ヲ達成スル爲左ノ事項ニ付必要ナル事業ヲ行フ
- 一 鑛產資源開發計畫ノ設定及遂行ニ關スル事項
  - 二 鑛產物ノ生産及配給計畫ノ設定及遂行ニ關スル事項
  - 三 第一條ノ事業ニ要スル資材ノ確保及配分計畫ノ設定及遂行ニ關スル事項
  - 四 第一條ノ事業ニ要スル勞務及資金ノ確保ニ關スル事項
  - 五 鑛產物ニ關スル輸送力ノ確保及荷役ノ合理化ニ關スル事項
  - 六 鑛產物ノ價格ニ關スル事項
  - 七 第一條ノ事業ノ整理確立ニ關スル事項
  - 八 第一條ノ事業ニ於ケル技術ノ向上能率ノ増進及經理ノ改善ニ關スル事項
  - 九 會員及會員タル團體ヲ組織スル者ノ第一條ノ事業ニ關スル統制指導及検査ニ關スル事項
  - 十 鑛產物ニ關スル調査及研究ニ關スル事項
  - 十一 前各號ニ掲グルモノノ外本會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事項
- 第八條 本會ハ事業ノ執行ニ付商工大臣ノ認可ヲ受ケ統制規程ヲ定ム

### 第三章 役員

第九條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長	一人
理事長	一人
理事	若干人
監事	若干人
評議員	若干人

第十條 會長ハ本會ヲ代表シ第一條ノ事業ノ統制指導其他ノ會務ヲ總理ス  
理事長ハ會長ヲ輔佐シ會務ヲ掌理シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ會長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

理事ハ會長及理事長ヲ輔佐シ會務ヲ分掌シ豫メ會長ノ定ムル順位ニ依リ會長及理事長共ニ事故アルトキハ會長ノ職務ヲ代理シ會長及理事長共ニ缺員ノトキハ會長ノ職務ヲ行フ  
監事ハ本會ノ財産ノ狀況ヲ監査ス

評議員ハ會長ノ諮問ニ對シ答申シ又ハ會長ニ對シ意見ヲ具申ス  
第十一條 會長ハ商工大臣ノ命ジタル銓衡委員ノ推薦シタル者ノ中ヨリ商工大臣之ヲ命ズ  
理事長及理事ハ第一條ノ事業ニ關シ經驗アル者及學識アリ者ノ中ヨリ會長之ヲ命ジ商工大臣ノ認可ヲ受クルモノトス

評議員ハ第一條ノ事業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ會長之ヲ命ズ  
監事ハ評議員其ノ過半數ノ同意ニ依リ之ヲ選任ス  
第十二條 役員ノ任期ハ左ノ通りトス

會長	三年
理事長	三年
理事	三年
監事	二年
評議員	二年

會長必要アリト認ムルトキハ商工大臣ノ認可ヲ受ケ任期中ト雖モ理事長又ハ理事ヲ解任スルコトヲ得  
 第十三條 會長、理事長及理事ハ商工大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外他ノ職務又ハ商業ニ従事スルコトヲ得ズ

**第四章 總會**

第十四條 總會ハ定時總會及臨時總會ノ二種トス  
 定時總會ハ毎年一回三月ニ、臨時總會ハ會長必要アリト認ムルトキ之ヲ開催ス  
 總會ハ會長之ヲ召集ス

第十五條 總會ノ議長ハ會長之ニ當ル、會長事故アルトキハ理事長之ニ當リ會長及理事長共ニ事故アルトキハ豫メ會長ノ定ムル順位ニ依リ會長ノ職務ヲ代理スル理事之ニ當ル

第十六條 左ニ掲グル事項ハ總會ニ諮リ會長之ヲ決ス

- 一 定款ノ變更
- 二 收支豫算
- 三 第五條ノ規定ニ依ル賦課金ノ賦課徵收方法

第十七條 會長ハ毎年總會ニ本會ノ事業ノ狀況ヲ報告シ監事ヲシテ財産ノ報告セシム

**第五章 事務局**

第十八條 本會ニ事務局ヲ置ク

第十九條 理事長ハ會長ノ指揮監督ヲ受ケ事務局ヲ統理ス

第二十條 前二條ノ外職員其ノ他ノ事務局ニ關スル事項ニ付テハ會長之ヲ定ム

**第六章 會計**

第二十一條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月末日ニ終ル

第二十二條 前條ノ外會計ニ關スル事項ニ付テハ會長之ヲ定ム

**第七章 過怠金**

第二十三條 本會ハ統制規程ニ違反シタル會員ニ對シ統制規程ノ定ムル處ニ依リ一萬圓以下ノ過怠金ヲ課ス

**鑛山統制會事務分掌規程**

第一條 本會ニ秘書役、調査室、總務課、地方課、生産部、企畫部、勞務部、資材部、配給部及鑛石部ヲ置ク

第二條 秘書役ハ會長秘書ニ關スル事務ヲ掌ル

第三條 調査室ニ於テハ特ニ命セラレタル事項ノ調査及立案ニ關スル事務ヲ掌ル

第四條 總務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、文書及人事ニ關スル事項
  - 二、庶務及用度ニ關スル事項
  - 三、事務局運営ニ關スル事項ノ考究及調査ニ關スル事項
  - 四、會計ニ關スル事項
  - 五、其他他部ノ所管ニ屬セサル事項
- 第五條 地方課ニ於テハ支部、出張所及地方鑛山統制組合ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第六條 生産部ニ生産第一課、生産第二課及技術課ヲ置ク
- 第七條 生産第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一、金、銀、銅及硫化鐵鑛ノ生産計畫ノ設定及遂行ニ關スル事項
  - 二、鉛、亞鉛及錫ノ生産計畫ノ設定及遂行ニ關スル事項
- 第八條 生産第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一、鐵鋼原料鑛石ノ生産計畫ノ設定及遂行ニ關スル事項
  - 二、其他ノ鑛產物ノ生産計畫ノ設定及遂行ニ關スル事項
- 第九條 技術課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一、技術ノ向上、指導及公開、能率ノ増進、規格ノ統一並ニ試驗研究ノ連絡調整ニ關スル事項
  - 二、資源調査ニ關スル事項
- 第十條 企畫部ニ企畫課、監理課、原價計算課及海外課ヲ置ク
- 第十一條 企畫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、生産力擴充計畫及物資動員計畫ヘノ參畫並ニ企業ノ整備確立ニ關スル事項
  - 二、一般調査及外地トノ連絡ニ關スル事項
- 第十二條 監理課ニ於テハ企業ノ經理並ニ資金ノ確保及調整ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第十三條 原價計算課ニ於テハ生産費ノ調査及價格ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第十四條 海外課ニ於テハ海外トノ連絡、海外ニ於ケル調査其他海外ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第十五條 勞務部ニ勞務課及厚生課ヲ置ク
- 第十六條 勞務課ニ於テハ勞務動員計畫ヘノ參畫、勞務ノ確保、配分及能率増進並ニ學校卒業生ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第十七條 厚生課ニ於テハ勞務者ノ厚生及災害防止ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第十八條 資材部ニ資材第一課、資材第二課及資材調整課ヲ置ク
- 第十九條 資材第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一、鐵鋼、非鐵金屬等資材ノ確保及配給ニ關スル事項
  - 二、機械、器具及金屬製品等資材ノ確保及配給ニ關スル事項
- 第二十條 資材第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一、化學製品、油類、燃料等資材ノ確保及配給ニ關スル事項
  - 二、坑木、纖維製品等資材ノ確保及配給ニ關スル事項
  - 三、食糧品、醫療用品、作業用品等資材ノ確保及配給ニ關スル事項
- 第二十一條 資材調整課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、資材ノ總括的需給調整ニ關スル事項

二、資材ノ總括的調査及統計ニ關スル事項

第二十一條 配給部ニ配給第一課、配給第二課及配給調整課ヲ置ク

第二十二條 配給第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、銀及銅ノ需給調整ニ關スル事項

二、硫酸銅、精製硫黃其他（鑛石部所管ノモノヲ除ク）ノ鑛產物ノ需給調整ニ關スル事項

第二十三條 配給第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、鉛アンチモン及錫ノ需給調整ニ關スル事項

二、亞鉛、亞鉛末、カドミウム及水銀ノ需給調整ニ關スル事項

第二十四條 配給調整課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、物資動員計畫ヘノ參畫、配給實施計畫ノ立案及配給統制機關ノ指導、監督並ニ配給價格ノ調整ニ關

スル事項

二、鑛產物配給上必要ナル調整及統計ニ關スル事項

第二十五條 鑛石部ニ鑛石第一課、鑛石第二課及輸送課ヲ置ク

第二十六條 鑛石第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、金、銀、銅、鉛、亞鉛、錫鑛石ノ需給調整及價格ニ關スル事項

二、硫化鐵鑛ノ需給調整及價格ニ關スル事項

第二十七條 鑛石第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、非金屬鑛石類ノ需給調整及價格ニ關スル事項

二、鐵鋼原料鑛石其他前條以外ノ金屬鑛石類ノ需給調整及價格ニ關スル事項

第二十八條 輸送課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、陸上輸送計畫ノ立案及實施並ニ輸送力ノ確保ニ關スル事項

二、海上輸送計畫ノ立案及實施並ニ輸送力ノ確保ニ關スル事項

三、海陸輸送及荷役施設ノ整備、改善並ニ輸送費ニ關スル事項

役名 會長 伊藤 文吉 住所 東京市芝區三田小山町二七番地 電話 三田 一六〇〇



略歴

氏は明治十八年十二月、山口縣萩・木田幾三郎氏の長男として生れ、後故伊藤博文公の養子となり、三十九年分家、四十二年故博文公の遺功により男爵を授けらる、これより曩き明治四十一年東大英法科を卒業、農商務省に入り、四十三年英國に、大正六年米國に派遣され、十一年官界を去り、男爵議員に互選され、現在まで四回當選、その間日本鑛業其の他數會社の重役、故博文公の政治的手腕を氏に期待する亦多い

理事 長	津田 秀 榮	東京府北多摩郡武藏野町吉祥寺一〇番地	吉祥寺	九〇〇
理事 事	吹原 彌生 三	東京市杉並區西田町一丁目七〇六番現ノ一	荻窪	二五二七
同	齋藤 平 吉	淀橋區下落合二丁目七五三番地	大森	五一〇五
同	水野 賢 治	大森區新井宿四ノ一二二九	青山	六一〇五
同	葉山 健二 郎	澁谷區千駄ヶ谷一丁目五六二番地	小石川	一三一
同	藤井 三 郎	同 小石川區諏訪町五四番地	青山	一
監 事	古市 六 三	同 澁谷區常盤松一八番地	中野	三九四〇
同	是永 桃 吉	同 中野區野方町二丁目一二三二番地	砧	六
評議員	島田 利 吉	同 世田ヶ谷區字奈根七九四	御影	二七〇六
同	小村 千 太郎	兵庫縣武庫郡住吉村字九郎左衛門新田三八八番地ノ一	四谷	四六七二
評議員	三村 起 一	東京市四谷區大町二八番地		
同	川島 三 郎			

同	吉村 萬 治郎	同 芝區高輪南町四四番地	高輪	五五二七
同	福田 庸 雄	同 並區松籠北町七八番地	荻窪	三二二六
同	白根 竹 介	同 澁谷區代々木初臺町五七〇番地	四谷	三三三〇
同	菅 禮 之助	同 澁谷區景丘町三六番地	高輪	五三三三
同	今井 喜代志	同 四谷區仲町三丁目三八番地	四谷	五〇六三
同	石原 新三郎	兵庫縣武庫郡良元村伊子志字逆瀬八二一番地ノ四	寶塚	四三三七
同	小野 義 夫	(東京市大森區北千束町六二五番地 兵庫縣芦屋市打出寺開地一番地)	荏原	二〇一七 三〇八六
同	中村 房次郎	横濱市中區老松町二六番地	本局	五〇二四
同	久留島 秀三郎			
同	原 安三郎			

地方鑛山統制組合役員

東京地方鑛山統制組合理事長	小島 康 一	(前東京地方金屬鑛業會々長)
仙臺地方鑛山統制組合理事長	鍋島 朝 俊	(前仙臺地方金屬鑛業會々長)
大阪地方鑛山統制組合理事長	飯田 彌五郎	(前住友鑛山常務取締役)
福岡地方鑛山統制組合理事長	矢部 兵之助	(前福岡地方金屬鑛業會々長)
北海道地方鑛山統制組合理事長	土屋 裕	(前北海道地方金屬鑛業會々長)



鑛山統制會々員

(五十音順)

社名	代表者名	所在地	代表電話
石原産業海運株式會社	石原新三郎	大阪市西區江戶堀上通 リノ十一	五九〇〇 一三〇〇八
大江山ニッケル工業株式會社	森 曉	東京市京橋區寶町一ノ 七	五三三九
株式會社栗村鑛業所	栗村敏家	大阪市東區川區中津南 通四ノ四	七二五五 七二五四
昭和鑛業株式會社	菅禮之助	東京市京橋區築地五ノ 二	一三八九 一三七九
靜狩金山株式會社	古田俊之助	大阪市東區北濠五ノ二	二〇六
株式會社住友本社	古田俊之助	大阪市東區北濠五ノ二	二〇六
住友鑛業株式會社	三村起一	大阪市東區北濠五ノ二	二〇六
鯛生產業株式會社	小野義夫	東京市京橋區京橋一ノ 二	九八六一
田中鑛業株式會社	田中次郎	東京市日本橋區兜町二 ノ一八	茅場町 四〇六
大日本鑛業株式會社	芦澤 進	東京市麴町區丸ノ内一 ノ二(住友會社)	丸ノ内 五〇八一

社名	代表者名	所在地	代表電話
大日本製糖株式會社	藤山愛一郎	臺北市北門町八	
中外鑛業株式會社	原安三郎	東京市麴町區丸ノ内二 ノ二	丸ノ内 三八三五
帝國鑛業開發株式會社	菅禮之助	東京市京橋區木挽町八 ノ一九	銀座 〇〇四九 〇二五三
帝國滿俺株式會社	菅禮之助	東京市京橋區木挽町八 ノ一九	銀座 七八一〇 七一二〇
株式會社鐵興社	佐野隆一	東京市京橋區京橋三ノ 四	京橋 一〇六二
東洋鑛山株式會社	小野義夫	東京市京橋區京橋一ノ 二	京橋 一二九四
土肥金山株式會社	進藤淳之佑	大阪市東區北濠五ノ二	北濠 二〇六
日本貴金屬統制株式會社	鈴木一郎	東京市本郷區本郷一ノ 九	小石川 二〇三一
日本金屬配給株式會社	伊藤文吉	東京市日本橋區茅場町 二ノ八(東洋ビル)	茅場町 二〇三三 一〇三三
日本鑛業株式會社	島田利吉	東京市芝區田村町一ノ 二	銀座 六三三一
日本產金振興株式會社	今井喜代志	東京市京橋區京橋三ノ 二	京橋 六二八一
日本曹達株式會社	大和田悌二	東京市麴町區大手町二 ノ八	丸ノ内 一二七一

主要製品

- 金・銀・銅・硫化鐵
- 鑛並ニ製鍊
- 含ニッケル鐵・含ニ  
ツケル粒鐵
- 金銀製鍊・鑛山・打  
拔鑛板
- 金・銀・銅・鉛・亞  
鉛・硫化鐵
- 金・銀・銅
- 金・銀・銅・燐鐵石
- 金・銀・銅
- 金・銀・銅・亞鉛・  
磷鐵・鉛
- 粗糖・耕地白糖・精  
製糖・酒精
- 金・銀・滿俺・硫黃
- 鑛山經營・鑛石賣買  
給旅
- 滿俺鑛業
- 合金鐵・化學藥・醋  
酸鐵維糸・マンガ  
ン採掘製鍊
- 錫
- 金・銀・鑛石ノ採掘
- 金・銀・其ノ他
- 精製硫黃・水銀・錫  
亞鉛・銅
- 金・銀・銅・鉛・鐵  
鑛・硫化鐵鑛
- 金鑛業及製鍊
- 化學藥劑・金屬製鍊  
特殊製鍊・鋼管

ニツケル・フエロ  
ニツケル・含ニツケル

日本ニツケル株式会社

芝辻正晴

東京市日本橋區吳服橋  
三ノ七 日本橋 五二四一

鐵 其ノ他

日鐵鑛業株式会社

小川彌太郎

東京市麹町區丸ノ内二  
ノ二〇 丸ノ内 五二四一

クローム鐵

日本クローム工業株式会社

船越作一郎

大阪市東區伏見町四ノ  
七 北濱 二一七〇

鑛山水銀

日本故銅統制株式会社

崎山刀太郎

京橋區築地三ノ一〇 築地 三二二六

クローム鐵鑛

野村鑛業株式会社

山内貢

京市日本橋區通一丁  
目一 日本橋 一〇四六

金・銀・銅・錫・鉛  
亞鉛・銻

八田鑛業所

八田勇馬

北海道日高郡沙流郡平  
取村觀吉村 振内 一

金・銀・銅・鉛・亞  
鉛・硫化鐵鑛

古河鑛業株式会社

吉村萬治郎

東京市麹町區丸ノ内二  
ノ八 丸ノ内 一四〇一

クローム鐵鑛

株式會社藤田組

白根竹介

大阪市北區堂島北町二  
〇 北濱 二四〇六

硫黃其ノ他

日本製鍊鑛業株式会社

棚橋寅五郎

東京市本區區駒込東片  
町一五七 小石川 一一三五

硫黃・硫化鐵鑛

北海道硫黃株式会社

淡輪雅信

東京市芝區新橋二ノ二 銀座 三六一〇

石炭・コークス・煉  
炭・金屬製品・工業  
及化學用藥品

松尾鑛業株式会社

中村房次郎

横濱市中區本町四ノ三 本局 三三七七

金・銀・銅・錫・鉛  
亞鉛・タングステン

三井鑛山株式会社

川島三郎

東京市日本橋區室町二  
ノ一 日本橋 二二三一

三菱鑛業株式会社

小村千太郎

東京市麹町區丸ノ内二  
ノ四 丸ノ内 二二六一

大阪地方鑛山統制組合

飯田彌五郎

大阪市北區梅田町四七 北 五六七三

仙臺地方鑛山統制組合

鍋島朝俊

仙臺市柳町通(仙臺鑛  
山監督局) 三四五

東京地方鑛山統制組合

小島庸一

東京市芝區今入町八  
(城南ビル) 銀座 二四八六

鑛山機械・鑛山資材

福岡地方鑛山統制組合

宮本久米太

福岡市土手町二〇 西 三〇六七

鑛山資材・其他統制

北海道鑛山統制組合

土屋裕

札幌市南一條西十九丁 目 一〇三九

ニツケル・フエロ  
ニツケル・含ニツケル

日本ニツケル株式会社

芝辻正晴

東京市日本橋區吳服橋  
三ノ七 日本橋 五二四一

鐵 其ノ他

日鐵鑛業株式会社

小川彌太郎

東京市麹町區丸ノ内二  
ノ二〇 丸ノ内 五二四一

クローム鐵

日本クローム工業株式会社

船越作一郎

大阪市東區伏見町四ノ  
七 北濱 二一七〇

鑛山水銀

日本故銅統制株式会社

崎山刀太郎

京橋區築地三ノ一〇 築地 三二二六

クローム鐵鑛

野村鑛業株式会社

山内貢

京市日本橋區通一丁  
目一 日本橋 一〇四六

金・銀・銅・錫・鉛  
亞鉛・銻

八田鑛業所

八田勇馬

北海道日高郡沙流郡平  
取村觀吉村 振内 一

金・銀・銅・鉛・亞  
鉛・硫化鐵鑛

古河鑛業株式会社

吉村萬治郎

東京市麹町區丸ノ内二  
ノ八 丸ノ内 一四〇一

クローム鐵鑛

株式會社藤田組

白根竹介

大阪市北區堂島北町二  
〇 北濱 二四〇六

硫黃其ノ他

日本製鍊鑛業株式会社

棚橋寅五郎

東京市本區區駒込東片  
町一五七 小石川 一一三五

硫黃・硫化鐵鑛

北海道硫黃株式会社

淡輪雅信

東京市芝區新橋二ノ二 銀座 三六一〇

石炭・コークス・煉  
炭・金屬製品・工業  
及化學用藥品

松尾鑛業株式会社

中村房次郎

横濱市中區本町四ノ三 本局 三三七七

金・銀・銅・錫・鉛  
亞鉛・タングステン

三井鑛山株式会社

川島三郎

東京市日本橋區室町二  
ノ一 日本橋 二二三一

三菱鑛業株式会社

小村千太郎

東京市麹町區丸ノ内二  
ノ四 丸ノ内 二二六一

大阪地方鑛山統制組合

飯田彌五郎

大阪市北區梅田町四七 北 五六七三

仙臺地方鑛山統制組合

鍋島朝俊

仙臺市柳町通(仙臺鑛  
山監督局) 三四五

東京地方鑛山統制組合

小島庸一

東京市芝區今入町八  
(城南ビル) 銀座 二四八六

鑛山機械・鑛山資材

福岡地方鑛山統制組合

宮本久米太

福岡市土手町二〇 西 三〇六七

鑛山資材・其他統制

北海道鑛山統制組合

土屋裕

札幌市南一條西十九丁 目 一〇三九

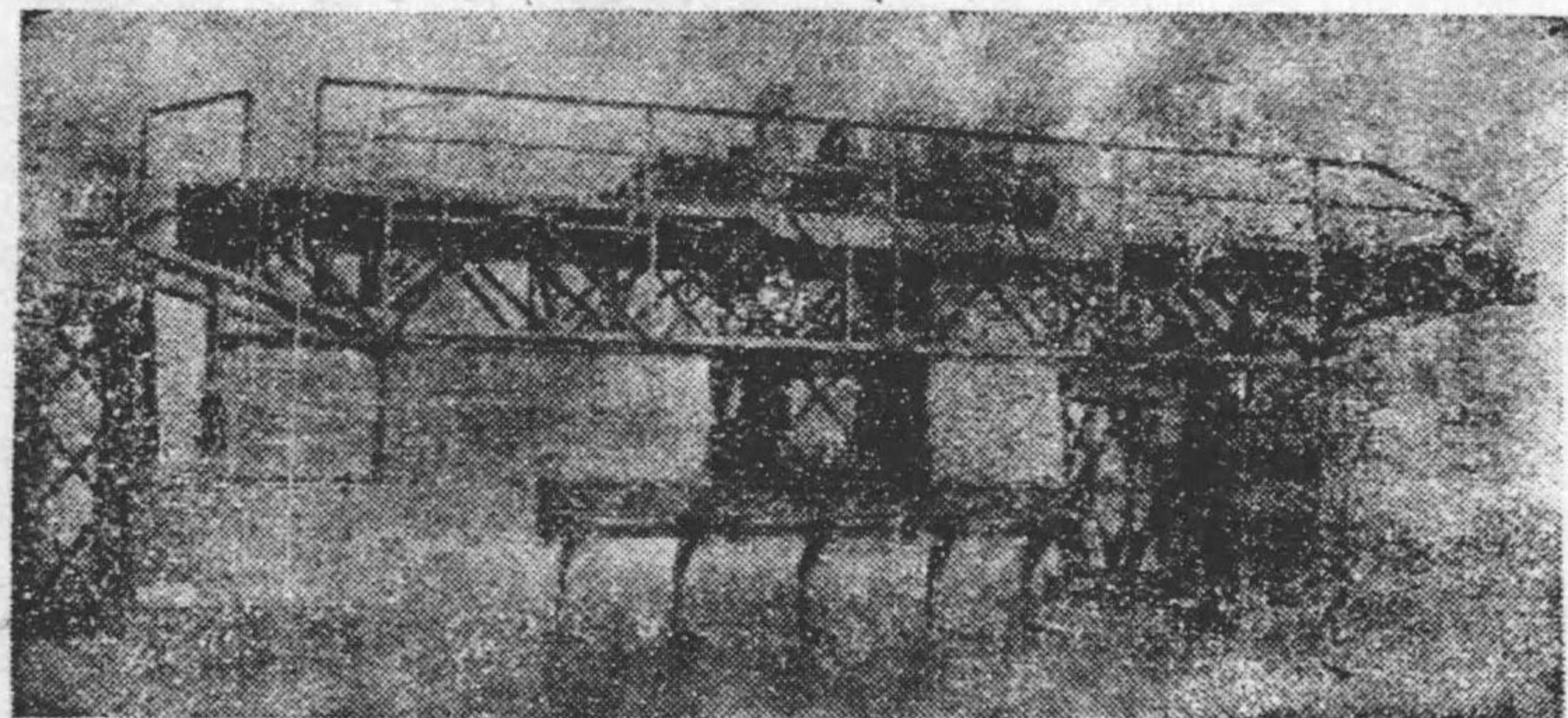
# 洋灰統制會

目的  
 本會はセメント業の総合的統制運営を圖り且セメント業に關する國策の立案及遂行に協力することを目的とす

起重

## 營業品目

梁上走行型起重機  
 シブ型起重機  
 特殊型起重機  
 捲揚機  
 骸炭爐押出機  
 其他製鐵機械一式



5噸梁上走行型

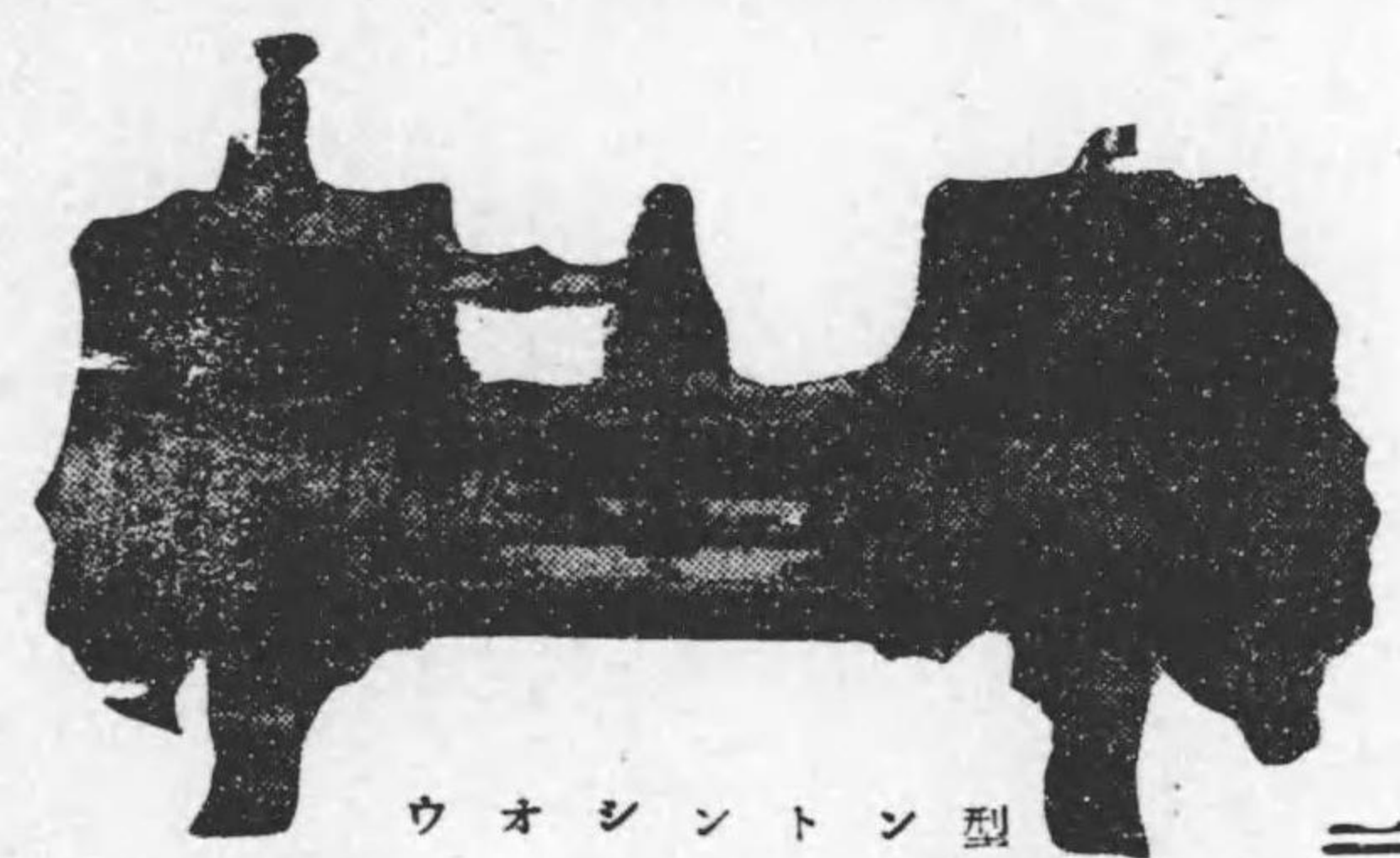
製機



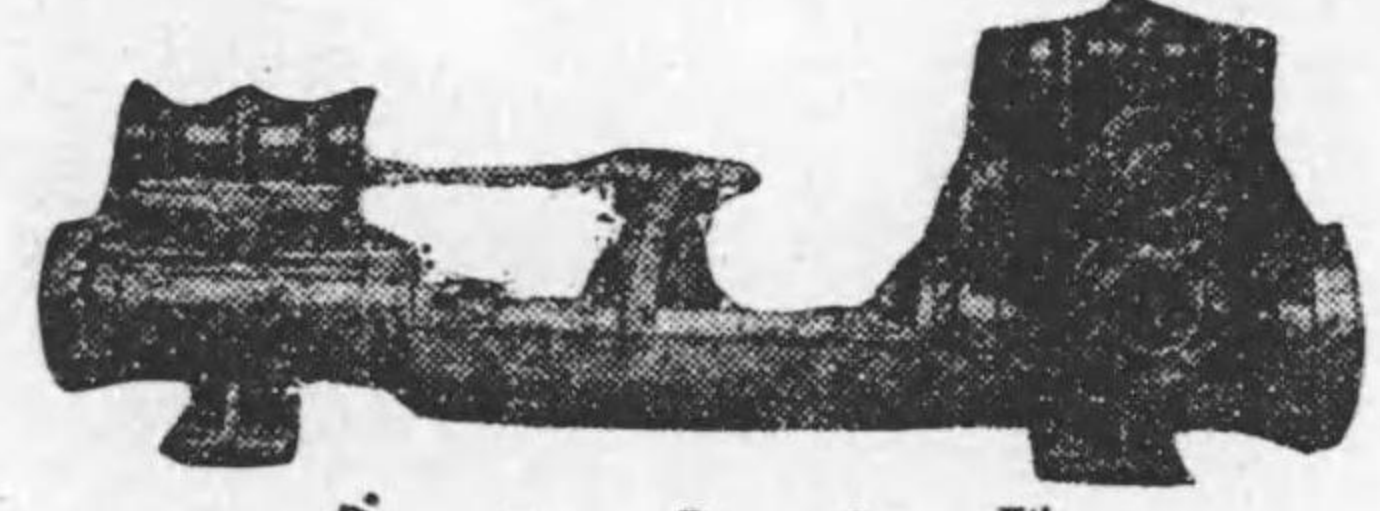
株式會社 昭和起重機製作所

大阪市西成區津守町八五番地  
 電話天下茶屋(66) 6101・6102番

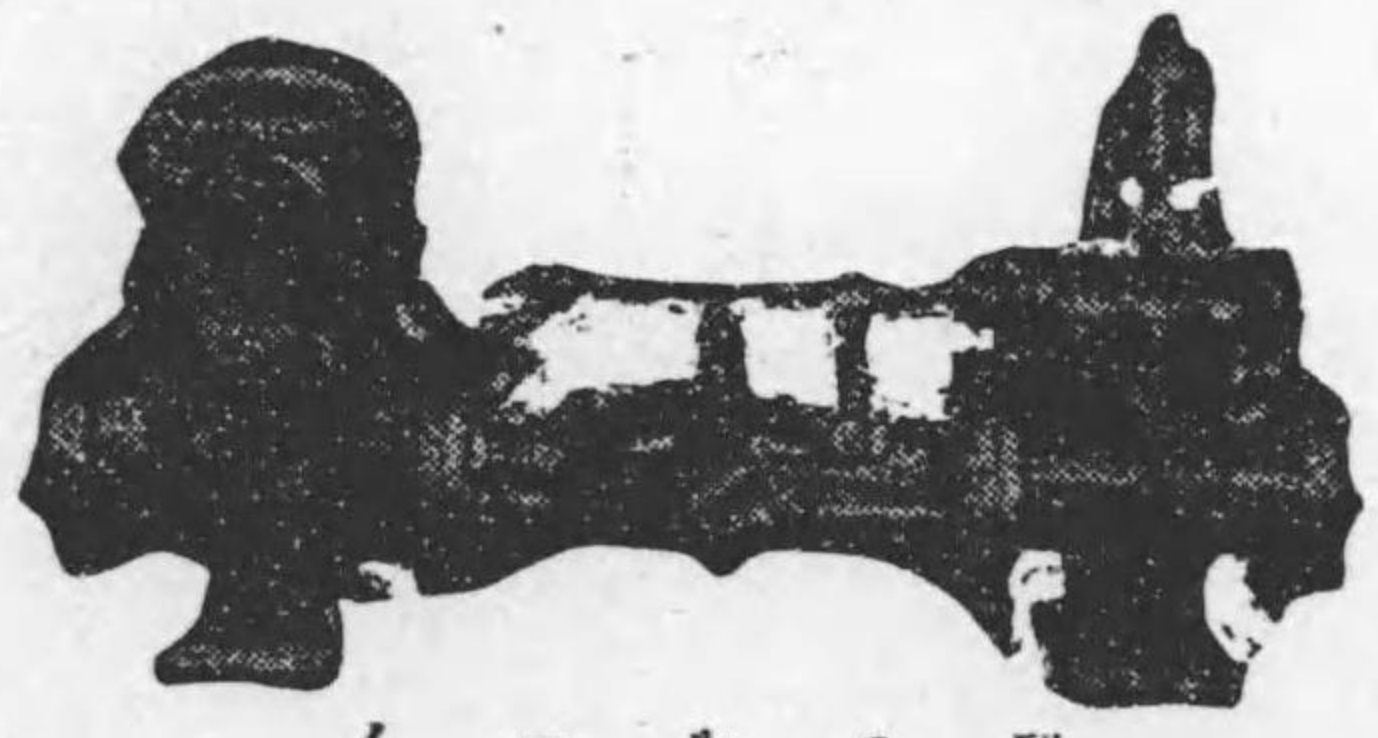
# 東京式 汽動給水ポンプ



ウオシントン型



バーナム型



ノールス型

## 東京ポンプ商會

株式会社 東京製作所

營業所—東京市神田區美土代町十八番地電話神田(25) 長一九七七番  
 一九七八番  
 一八四一  
 工場—東京市城東區大島町三ノ二六二電話本所(73)三三一六  
 静岡縣沼津市高島町五ノ一 電話沼津一二九〇番

### 洋灰統制會

#### 統制規程

創立 昭和十六年十二月十八日  
 本部 東京市麹町區丸ノ内海上ビル 電丸ノ内(28) 六五二一—四  
 會員 一九  
 大阪出張所 大阪市東區今橋一ノ九(帝國ビル)  
 指定業種 セメントの製造及販賣に關する事業

#### 第一條

本規程ニ於テセメントトハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

- 一 ポルトランドセメントトクリンカ(白色セメントトクリンカヲ除ク以下同ジ)
- 二 ポルトランドセメント(白色セメントトヲ除ク以下同ジ)
- 三 混合セメント(高爐セメントヲ含ム以下同ジ)

#### 第二條

會員タルセメントノ製造業者(以下製造業者ト稱ス)ハ一定期間毎ノセメント製造用ノ資材ノ需要豫定數量ヲ記載シタル資材計畫書ヲ會長ニ提出スベシ  
 會長ハ前項ノ資材計畫書ヲ審査シ製造業者ニ對シセメント製造用ノ資材ノ使用又ハ取得ニ關シ數量、用途、取得先其ノ他必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

#### 第三條

會長セメント製造用ノ資材ノ需給ノ調整ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ製造業者ニ對シセメント製造用ノ資材ノ保有、交換、貸與若ハ借受又ハ讓渡若ハ讓受ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第四條 會長ハ製造業者ニ對シ其ノセメントノ月別工場別種類別生産割當數量ヲ指示ス  
前項ノ指示ヲ受ケタル製造業者ハ之ニ從ヒセメントノ製造ヲ爲スベシ但シ設備ノ故障其ノ他特別ノ事情  
アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ場合ニ於テハ製造業者ハ遲滞ナク其ノ事由ヲ具シ製造見込數量ヲ會長ニ届出ヅベシ

第五條 會長ハ製造業者ノ製造シタルセメントノ品質試験ヲ爲スコトアルベシ

前項ノ品質試験ノ結果ニ依リ會長必要アリト認ムルトキハ製造業者ニ對シ當該セメントノ製造ノ制限ヲ  
指示スルコトアルベシ

第六條 會長必要アリト認ムルトキハ製造業者ニ對シ混合セメントノ製造ニ使用スルポルトランドセメン  
トクリンカ及混合材ノ配合割合ヲ指示スルコトアルベシ

前項ノ指示ヲ受ケタル製造業者ハ之ニ從ヒポルトランドセメントクリンカ及混合材ヲ使用スベシ但シ已  
ムヲ得ザル事由ニ因リ會長ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 會長セメント製造事業ノ統制運営上特ニ必要アリト認ムルトキハ商工大臣ノ承認ヲ受ケ製造業者  
ニ對シセメント製造設備ノ新設、増設、變更、移轉、廢止、休止、轉用、貸與若ハ借受又ハ讓渡若ハ讓  
受ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

會長セメント事業ノ統制運営上特ニ必要アリト認ムルトキハ商工大臣ノ承認ヲ受ケ會員ニ對シセメント  
事業ノ開始、廢止、休止、讓渡、讓受、委託經營又ハ共同經營ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアル  
ベシ

第八條 會長必要アリト認ムルトキハセメント共販株式會社（以下共販會社ト稱ス）ニ對シセメントノ買

受又ハ賣渡ニ關シ數量、條件其ノ他必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第九條 共販會社セメントノ讓受ニ付製造業者ト基本協定ヲ締結セントスルトキハ豫メ會長ノ承認ヲ受ケ  
ベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第十條 會長セメント販賣事業ノ統制運営上特ニ必要アリト認ムルトキハ共販會社ニ對シセメントノ販賣  
ニ關シ販賣方法又ハ販賣機構ノ改善其ノ他必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第十一條 會長セメントノ需給ノ調整ヲ圖ル爲テニ必要アリト認ムルトキハ共販會社ニ對シセメントノ保  
有ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第十二條 會長セメント又ハセメント製造用ノ資材ノ輸送ノ改善ヲ圖ル爲テニ必要アリト認ムルトキハ會  
員ニ對シ荷役設備ノ新設、増設又ハ改造ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第十三條 共販會社ハ一定期間毎ノセメントノ輸送機關別積出豫定數量ヲ記載シタル輸送計畫書ヲ會長ニ  
提出スベシ

第十四條 會長必要アリト認ムルトキハ製造業者ニ對シセメント製造技術ノ研究、改善、公開又ハ交流ニ  
關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第十五條 製造業者ハ一定期間毎ノ技術者及勞務者ノ雇傭豫定人員ヲ記載シタル勞務計畫書ヲ會長ニ提出  
スベシ

第十六條 會長セメントノ生産ノ確保ヲ圖ル爲テニ必要アリト認ムルトキハ製造業者ニ對シ技術者又ハ勞  
務者ノ作業能率ノ増進又ハ移動ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第十七條 會員ハ其ノセメント事業ノ一定期間毎ノ所要資金ノ調達方法ヲ記載シタル資金計畫書ヲ會長ニ

提出スベシ

第十八條 製造業者ハ其ノ製造スルセメントノ一定期間毎ノ原價計算ヲ記載シタル書類ヲ會長ニ提出スベシ

第十九條 會員ハ一定期間毎ノ豫定損益計算ヲ記載シタル書類ヲ會長ニ提出スベシ

第二十條 會長セメント事業ノ統制運営上特ニ必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ其ノセメント事業ノ經理ノ改善ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第二十一條 會員ハ每營業年度經過後遲滞ナク財産目錄、貸借對照表、營業報告書、損益計算書及利益金ノ處分ニ關スル書類ヲ會長ニ提出スベシ

會長必要アリト認ムルトキハ前項ノ書類ノ様式ヲ定ムルコトアルベシ

第二十二條 會長セメント事業ノ統制運営上又ハ其ノ發達ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ其ノ定ムル所ニ依リ會員ニ對シ補償金、補助金又ハ獎勵金ヲ交付スルコトアルベシ

第二十三條 製造業者ハ一定期間毎ノ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル書類ヲ會長ニ提出スベシ

一 セメント製造用ノ資材ノ受拂ニ關スル事項

二 電力ノ使用ニ關スル事項

三 勞務者ノ移動ニ關スル事項

四 主要機械ノ運轉ニ關スル事項

五 セメントノ生産、賣買及受拂ニ關スル事項

第二十四條 共販會社ハ一定期間毎ノセメントノ賣買及受拂ノ狀況ヲ記載シタル書類ヲ會長ニ提出スベシ

第二十五條 第二條、第十三條、第十五條、第十七條乃至第十九條、第二十三條及前條ノ期間並ニ書類ノ様式及提出期限ハ會長別ニ之ヲ定ム

第二十六條 第二條第二項、第三條、第五條第二項、第七條、第八條、第十條乃至第十二條、第十四條、第十六條又ハ第二十條ノ規定ニ依ル會長ノ指示ヲ受ケタル會員ハ之ニ從フベシ

第二十七條 會員ハ第二條第一項、第十三條、第十五條、第十七條乃至第十九條、第二十一條、第二十三條又ハ第二十四條ノ規定ニ依リ提出スベキ書類ニ虚偽ノ記載ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十八條 本會ハ本規程ニ違反シタル會員ニ對シ過怠金ヲ課スルコトアルベシ

## 定 款

### 第一章 總 則

第一條 本會ハセメント業ノ綜合的統制運営ヲ圖リ且セメント業ニ關スル國策ノ立案及遂行ニ協力スルコトヲ目的トス

第二條 本會ハ重要産業團體令ニ依リ設立シセメント統制會ト稱ス

第三條 本會ノ事務所ハ東京市ニ之ヲ置ク

會長必要アリト認ムルトキハ支部又ハ出張所ヲ設クルコトヲ得

### 第二章 會 員

第四條 本會ハセメントノ製造業者及販賣業者ニシテ商工大臣ノ指定シタルモノヲ以テ之ヲ組織ス

### 第三章 事業

第五條 本會ハ第一條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

- 一 セメントノ生産及配給並ニセメント業ニ要スル原料、資材、資金、勞務等ノ需給ニ關スル政府ノ計畫其ノ他セメント業ニ關スル政府ノ計畫ニ對スル參畫
  - 二 セメントノ原料計畫及資材計畫ノ設定及遂行ニ關スル事項
  - 三 セメントノ生産計畫ノ設定及遂行ニ關スル事項
  - 四 セメントノ配給計畫ノ設定及遂行ニ關スル事項
  - 五 セメントノ價格ニ關スル事項
  - 六 セメントノ需給調整及價格調整ノ爲ノ施設ニ關スル事項
  - 七 セメント業ノ整備確立ニ關スル事項
  - 八 セメント業ニ要スル原料資材及資金ノ確保調達ニ關スル事項
  - 九 セメント業ニ於ケル技術者及勞務者ニ關スル事項
  - 十 セメント業ニ關スル技術ノ向上、能率ノ増進、規格ノ統一、經理ノ改善其ノ他事業經營ノ合理化ニ關スル事項
  - 十一 セメント業ニ關スル調査及研究ニ關スル事項
  - 十二 會員ノセメント業ニ關スル統制指導及検査ニ關スル事項
  - 十三 前各號ニ掲グルモノノ外本會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事項
- 第六條 本會ハ事業ノ執行ニ付商工大臣ノ認可ヲ受ケ統制規程ヲ定ム

### 第四章 役員

第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一人 理事長 一人 理事 若干人  
監事 若干人 評議員 若干人

第八條 會長ハ銓衡委員ノ推薦シタル者ニシテ商工大臣ノ任命シタルモノトス

理事長及理事ハセメント業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ商工大臣ノ認可ヲ受ケ會長之ヲ命ズ  
評議員ハセメント業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ會長之ヲ命ズ

監事ハ評議員之ヲ選任ス

監事ノ選任ハ評議員ノ過半数ノ同意ヲ以テ之ヲ爲ス

第九條 役員ノ任期ハ左ノ通トス

會長 三年 理事長 三年 理事 三年  
監事 二年 評議員 二年

會長必要アリト認ムルトキハ任期中ト雖モ商工大臣ノ認可ヲ受ケ理事長又ハ理事ヲ解任スルコトヲ得補  
缺ノ爲任命又ハ選任セラレタル者ノ任期ハ其ノ前任者ノ在任スベカリシ期間トス

第十條 會長、理事長及理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ従事スルコトヲ得ズ但シ商工大臣ノ認可ヲ受ケタルト  
キハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條 會長ハ本會ヲ代表シセメント業ニ關スル統制指導其ノ他ノ會務ヲ總理ス  
理事長ハ會長ヲ輔佐シ會務ヲ掌理シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ會長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ

行フ

理事ハ會長及理事長ヲ輔佐シ會務ヲ分掌シ豫メ會長ノ定メタル順位ニ依リ會長及理事長共ニ事故アルトキハ會長ノ職務ヲ代理シ會長及理事長共ニ缺員ノトキハ會長ノ職務ヲ行フ  
監事ハ本會ノ財産ノ狀況ヲ監査ス  
評議員ハ會長ノ諮問ニ對シ答申シ又ハ會長ニ對シ意見ヲ具申ス

### 第五章 會議

第十二條 總會ハ通常總會及臨時總會トス

通常總會ハ毎年一回三月ニ、臨時總會ハ會長必要アリト認ムルトキ之ヲ開催ス

總會ハ會長之ヲ召集シ之ガ議長トナル

第十三條 左ニ掲グル事項ハ總會ニ諮リ會長之ヲ決ス

一 定款ノ變更

二 收支豫算

三 定款第十九條又ハ第二十條ノ規定ニ依ル賦課金ノ賦課徵收方法

第十四條 會長ハ通常總會ニ左ノ書類ヲ提出シテ事業ノ狀況ヲ報告シ監事ヲシテ財産ノ狀況ヲ報告セシム

一 業務報告書

二 財産目錄

三 貸借對照表

四 收支計算書

### 第六章 事務局

第十五條 本會ノ事務ヲ處理スル爲本會ニ事務局ヲ置ク

第十六條 事務局ニ部ヲ置ク

第十七條 事務局ニ事務局長一名ヲ、各部ニ部長各一名ヲ置ク

事務局長ハ理事長ヲ以テ之ニ充ツ事務局長ハ事務局ヲ統轄ス

部長ハ理事ノ中ヨリ會長之ヲ命ズ

部長ハ事務局ノ事務ヲ分掌ス

前四項ニ規定スルモノノ外事務局及其ノ職員ニ關スル事項ニ付テハ會長之ヲ定ム

第十八條 本會ノ業務ノ遂行ニ關シ會長必要アリト認ムルトキハ委員會ヲ設置ス

委員會ハ事務局長之ヲ主宰ス

委員會ニ關スル規程ハ會長之ヲ定ム

### 第七章 會計

第十九條 本會ハ會員ニ對シ經費ヲ賦課ス

第二十條 本會ハ其ノ事業ヲ行フ爲テ必要アルトキハ商工大臣ノ認可ヲ受ケ會員ノ全部又ハ一部ニ對シ

前條ノ規定ニ依ル賦課金ノ外特別ノ賦課金ヲ課スルコトヲ得

第二十一條 前二條ノ規定ニ依ル賦課金ノ賦課徵收方法ハ會長之ヲ定ム

第二十二條 本會ノ會計年度ハ一年トシ毎年四月一日ニ始リ翌年三月末日ニ終ル

### 第八章 過怠金

第二十三條 本會ハ會員ニシテ統制規程ニ違反シタル者ニ對シ統制規程ノ定ムル所ニ依リ一萬圓以下ノ過怠金ヲ課ス



# 洋灰統制會役員

(五十音順)

役名 氏名 住所 電話



**略歴**  
 氏は先代 一郎氏の長男として、明治十七年七月出生、昭和五年先代病歿後、家督を相続、前名泰次郎を改め、二代目總一郎を襲名す。早稲田大學商科卒業後、淺野セメントに入り、セメント工業研究視察のため、歐米に赴く事數回、淺野同族各會社を初め、一般事業會社に關係するもの、實に三十會社に及び、流石一代の實業家として、明治から大正へかけての先代の羽振りを今に傳へて餘すなきものがあるこの間昭和三年紺綬褒章を賜る

會長	淺野 總一郎	東京市芝區田町五ノ一六	三田	二〇二二
理事	河内 通祐	東京市目黒區駒場町八六一	澁谷	三八九三
同	中川 富司	東京市杉並區清水町一一三	荻窪	二二一六
同	迹見 富藏	東京市小石川區丸山町四三	大塚	六三五六
同	小柳 勝藏	東京市中野區千代田町六五	中野	四三〇四
同	高橋 一郎	東京市澁谷區代々木富ヶ谷町一四六三	澁谷	五五九九
同	岩崎 清七	東京市杉並區和田木町一、〇五五	中野	六八四三
同	大友 幸助	東京市小石川區茗荷谷町六九	大塚	六三三一
同	俵 明	東京市澁谷區下落合一ノ四二九	大塚	三四一八
同		宇部市大字小串神原	宇部	三七二

同	狩野 宗三	小野田市大字小野田六〇九四	小野田	五六
同	淺野 良三	東京市芝區三田綱町一〇	三田	七一一
同	淺野 八郎	東京市麻布區東鳥居坂町一三	赤坂	一〇五五
同	阿部 美樹志	東京市麻布區宮村町一〇ノ二	赤坂	一九六九
同	淺田 平藏	兵庫縣明石郡垂水町鹽屋字天碑平	舞子	二二五
同	澁谷 澄	東京市芝區高輪南町四四	高輪	六八二
同	小島 新一	東京市澁谷區鉢山町二四	澁谷	八二四
同	白杵 善三郎	東京市目黒區中目黒三ノ一、一九二	大塚	二四二四
同	國吉 省三	宇部市大字小串	宇部	二三〇
同	阿部 雅雄	東京市目黒區鷹番町一五四	荏原	七七七五

## セメント統制會課長名簿

總務部	總務課長 武安千春	配給第二課長 河野 靖
企畫部	經理課長 福田松次	生産課長 伊藤宗右衛門
企畫第一課長	上田貞敏	資材第一課長 島田勝實
企畫第二課長	深谷廣一	資材第二課長 竹田 京
企畫第三課長	奥秀三	技術第一課長 淺野 忠
配給第一課長	田中行直	技術第二課長 平野生三郎

# 洋灰統制會々員

(五十音順)

主要製品	社名	代表者名	所在地	代表電話
セメント・スレート 電氣製鋼・鋼製品	淺野セメント株式會社	淺野八郎	東京市深川區清洲町一ノ八	本所 三五三 三三三
セメント・合金鐵 含ニツケル鐵	磐城セメント株式會社	岩崎清七	東京市麹町區丸ノ内二ノ二(丸ビル)	丸ノ内 三五三一九
セメント	宇部興産株式會社	俵田明	宇部市小串一九七八	宇部 八九〇一三
ポルトランドセメント・白色セメント	小野田セメント製造株式會社	狩野宗三	小野田市大字小野田六二七六	小野田 三三三
普通セメント・アルミナセメント・鐵鐵合金鐵・加里肥料	大阪窯業セメント株式會社	淺田平藏	大阪市北區堂島瀧通二ノ一四	北 二〇一四
セメント・ポルトランドセメント	九州曹達株式會社	出弟二郎	東京市麹町區大手二ノ八ノ七	丸ノ内 三三二一五
セメント製造	産業セメント鐵道株式會社	麻生太賀吉	福岡縣田川郡後藤寺町弓削田二八七七	後藤寺 九〇一六 一六六
ポルトランドセメント・高爐セメント・混合セメント	セメント共販株式會社	岩崎清一郎	東京市日本橋區人形町二ノ三	茅場町 三五二一六 六五二二
普通セメント・ポルトランドセメント・珪酸セメント・スレート・製鐵	秩父セメント株式會社	大友幸助	東京市麹町區丸ノ内一ノ二(日本工業俱樂部)	丸ノ内 一六一六

曹達灰・苛性曹達・セメント・石膏・炭酸マグネシウム・鹽化石灰	德山曹達株式會社	岩井雄二郎	東京市日本橋區江戶橋二ノ五	日本橋 五〇一 五六四二
セメント・石炭	東洋セメント工業株式會社	阿部美樹志	大阪市北區堂島瀧通一ノ一五	北 三六五五 三六五六
石炭・化學工業原料 鐵物ノ採掘及加工業	東洋産業株式會社	山内卓郎	名古屋市中區廣小路通二ノ十一	本局 五一四一
鑛滓セメント	日産化學工業株式會社	石川一郎	東京市芝區田村町一ノ一(日産館)	銀座 七二六 七二七一
ネオンリヂヂット	日本製鐵株式會社	豊田貞次郎	東京市麹町區丸ノ内一ノ二〇	丸ノ内 一三四八 一三四九
セメント	日本ソリヂヂット株式會社	櫻澤鶴吉	東京市京橋區京橋三ノ二(片倉ビル)	京橋 二七七二 五三三一
石綿・石綿盤	日本高爐セメント株式會社	淺野良三	川崎市淺野町三九三六	川崎 三五一五
ポルトランドセメント	日本石綿盤製造株式會社	野澤幸三郎	神戸市神戶區北長狹通三ノ十一ノ二	灘合 二八三〇 二八三一〇
石炭・コークス・煉炭・金屬製品・工業 及化學用品製品	常陸セメント株式會社	大内竹之助	東京市麹町區丸ノ内三ノ二(三菱仲廿一號)	丸ノ内 一〇六五 一〇五一
	三井鑛山株式會社	川島三郎	東京市日本橋區室町二ノ一	日本橋 三三一九

鑛業・船舶・セメント

東洋産業株式会社

製鐵・鑛業・拓殖

名古屋、東京、臺北、高雄、那霸

南海興業株式会社

臺北、東京、海南島、マニラ

セメント・セメント加工

南方セメント工業株式会社

臺北、東京  
社長 山内卓郎

(本文二)

# 車輛統制會

目的

本會は本邦に於ける車輛及鐵道信號保安装置の製造及販賣に關する事業の確立を明し以て高度國防國家體制を完備する爲其の統一的統制運営を圖り且當該産業に關する國策の立案及遂行に協力することを目的とす

山崎工場設備大正式自動秤



主要製品

大正式自動秤  
 大正式鐵道規格計重臺  
 大正式架空自動秤  
 大正式メリック型自動連續秤量機  
 大正式貨物自動車掛  
 大正式重心測定機  
 大正式壓搾機  
 分析用化學天秤類

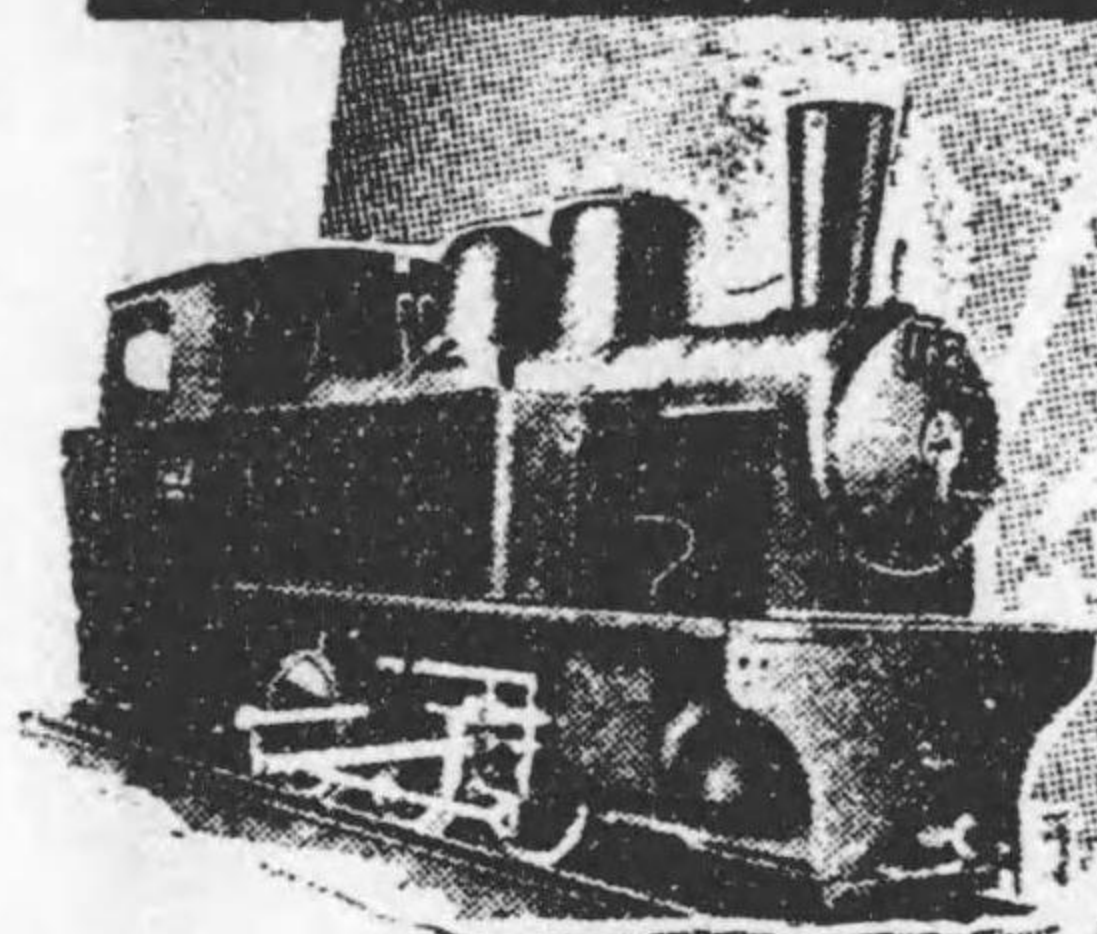
【乞御照會】

## 大正製作株式會社

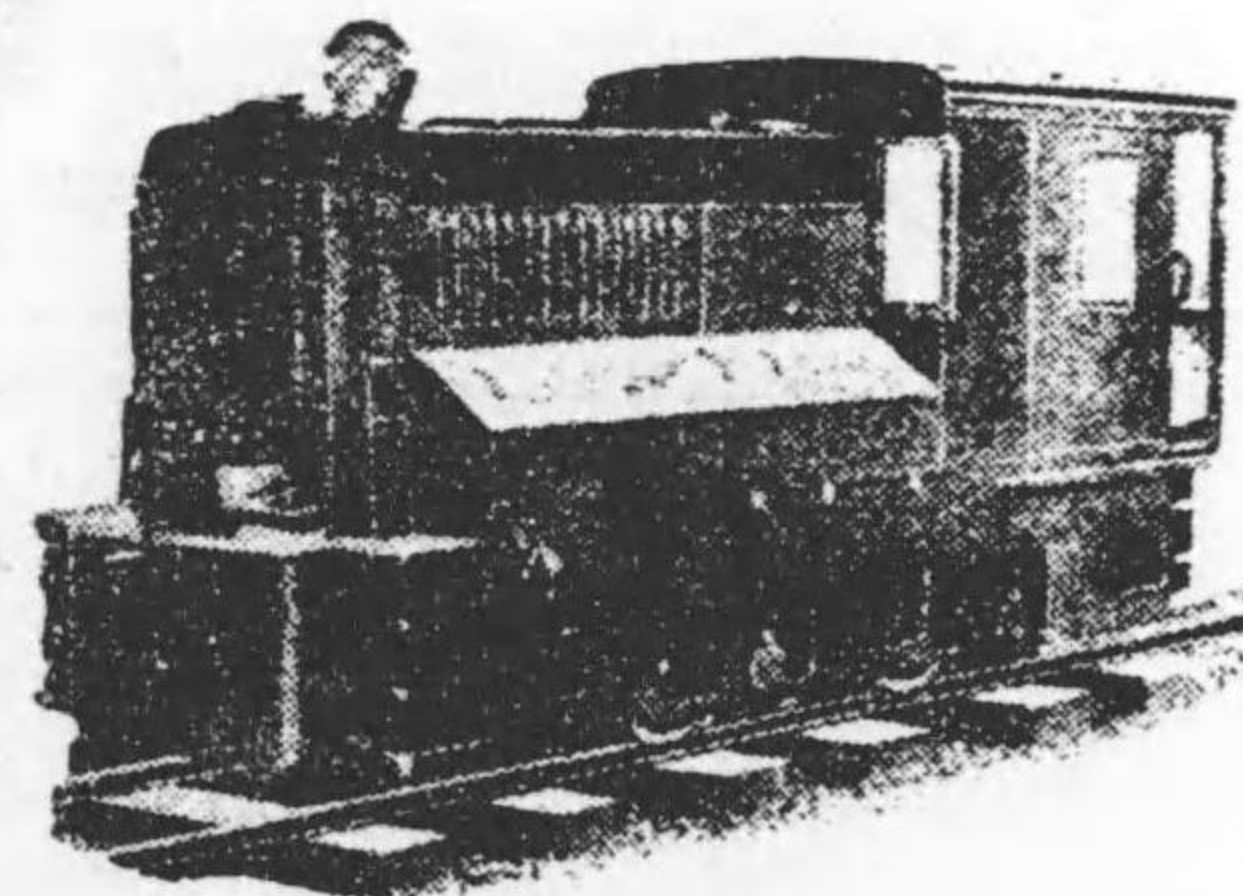
營業所 東京市神田區鍛冶町二丁目二番地  
 電話神田(25)七一七・二四六五番  
 工場 東京市品川區南品川四丁目  
 電話高輪(44)六七三・三九六二番

(車3)

## 田中の機關車



說明  
 上 蒸汽機關車  
 下 ガソリン重油機關車



車輛統制會員  
**田中土鑛機株式會社**

本社 東京市京橋區京橋三丁目七番地(京橋際)  
 電話京橋(56)5509・8340番  
 工場 東京市足立區千住曙町三八 電話足立3924番  
 東京市板橋區志村前野町1855 電話板橋0496番  
 大阪支社 大阪市東區南本町四ノ一八 電話船場2850番

(車2)